

平成25年度

業務実績報告書

日本司法支援センター

I	はじめに.....	1
II	日本司法支援センターの概要.....	2
1	業務の内容.....	2
(1)	本来業務（綜合法律支援法第30条第1項）.....	2
ア	情報提供業務（第1号）.....	2
イ	民事法律扶助業務（第2号）.....	2
ウ	国選弁護等関連業務（第3号）.....	2
エ	司法過疎対策業務（第4号）.....	2
オ	犯罪被害者支援業務（第5号）.....	2
カ	被害者参加旅費等支給業務（第6号）.....	2
(2)	受託業務（綜合法律支援法第30条第2項）.....	2
(3)	東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）.....	3
2	法人の組織.....	3
3	法人の沿革.....	4
4	根拠法.....	5
5	主務大臣.....	5
6	資本金.....	5
7	役員の状況（平成26年3月31日現在）.....	5
8	職員の状況.....	5
III	中期目標・中期計画.....	5
1	日本司法支援センターの中期目標・中期計画.....	5
(1)	綜合法律支援の充実のための措置に関する事項.....	5
(2)	業務運営の効率化に関する事項.....	6
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項.....	6
IV	平成25年度の事業概要.....	7
1	総括.....	7
(1)	業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行.....	7
(2)	地方協議会の開催.....	7
(3)	常勤弁護士の確保.....	7
(4)	内部統制の構築・運用に関する点検.....	8
2	各業務.....	8
(1)	情報提供業務.....	8
ア	コールセンターにおける情報提供.....	8
イ	地方事務所における情報提供.....	8
ウ	ホームページによる情報提供.....	8
エ	関係機関との連携・協力関係強化.....	8
オ	東日本大震災に対する対応.....	9
(2)	民事法律扶助業務・震災法律援助業務.....	9

ア	援助申込状況及び援助決定件数等状況	9
イ	契約弁護士・契約司法書士数	9
ウ	立替金等の状況	10
(3)	国選弁護等関連業務	10
ア	受案件数	10
イ	国選弁護人契約の締結	10
(4)	司法過疎対策	11
(5)	犯罪被害者支援業務等	11
ア	犯罪被害者支援業務	11
イ	国選被害者参加弁護士関連業務	11
ウ	被害者参加旅費等支給業務	12
(6)	受託業務	12
ア	中国残留孤児援護基金委託援助業務	12
イ	日本弁護士連合会委託援助業務	12
V	平成25年度における業務実績	13
1	総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	13
(1)	業務運営の基本的姿勢等	13
①	業務運営の基本的姿勢	13
②	支援センターの存在及びその業務の内容についての周知	20
(2)	組織の基盤整備等	23
①	一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等	23
②	職員の質の向上等	30
③	内部統制・ガバナンスの強化等	33
(3)	外部機関等との関係	38
①	地方協議会の開催等	38
②	関係機関との連携強化	39
2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	42
(1)	総括	42
①	一般管理費等	42
②	組織の見直し	44
(2)	情報提供・犯罪被害者支援	46
①	コールセンターの利用促進	46
②	コールセンターの設置場所等	47
(3)	民事法律扶助・国選弁護人等確保	48
①	民事法律扶助業務の事務手続の効率化	48
②	国選弁護業務の効率化	49
(4)	司法過疎対策	50
3	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき	51

(1) 情報提供	51
① 利用者のニーズの把握と業務への反映等	51
② 提供する情報の内容及びその提供方法	56
③ 最適な情報の迅速な提供	58
④ 法教育に資する情報の提供等	59
(2) 民事法律扶助	60
① 利用者のニーズの把握と業務への反映等	60
② サービスの質の向上	63
(3) 国選弁護士等確保	66
① 迅速かつ確実な選任態勢の確保	66
② 通知時間の短縮	67
③ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	68
(4) 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	70
① 体制整備	70
② サービスの質の向上	70
(5) 犯罪被害者支援	71
① 利用者のニーズの把握と業務への反映	71
② 提供するサービスの質の向上	73
4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	77
(1) 総括	77
(2) 民事法律扶助	78
1 立替金債権等の管理・回収計画の策定及び同計画に沿った回収の実施	78
2 償還の見込みがない立替金債権等の償却処理及び債権管理コストの削減	79
(3) 司法過疎対策	84
(4) 委託援助業務	85
1 日本弁護士連合会委託援助業務	85
2 中国残留孤児援護基金委託援助業務	86
3 委託業務に関わる広報	86
(5) 財務内容の公表	86
(6) 予算、収支計画及び資金計画	86
1 委託費	87
2 運営費交付金	87
5 短期借入金の限度額	88
6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	88
7 剰余金の使途	88
8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	88
1 施設・設備に関する計画	89
2 人事に関する計画	89

I はじめに

平成25年度は、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の第2期中期目標の期間（平成22年4月1日から平成26年3月31日まで）における4年度目である。

支援センターは、総合法律支援を担う組織として平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要5業務と受託事業について、第1期中期目標期間中においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施の確保等に対応してきた。

平成25年度は、第2期中期目標期間における4年度目として、これまでの取組を踏まえ、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等をより適切に推進することとした。

また、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者がその被害の回復を求めるため弁護士・司法書士等に依頼をしようと考えても、既存の民事法律扶助制度の下では資力要件等の制約があり、それが弁護士・司法書士等へのアクセスの大きな障害となっているとの指摘がなされ、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）が成立し、同法施行の日から3年間にわたって支援センターの新たな事業とされた「東日本大震災法律援助事業」についてもより適切な遂行に取り組んだ。

東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県については、地方事務所の相談窓口が各1か所に限られていたほか、法的支援に地理的な限界があったことなどから、これらの県内に合計7か所の被災地出張所を設置する計画に従い、宮城県内に3か所（南三陸町、山元町及び東松島市）、岩手県内に2か所（大槌町及び大船渡市）、福島県内に2か所（二本松市及び広野町）それぞれ設置したところ、平成25年度においては、いずれの被災地出張所についても設置期限を平成27年3月末まで延長した。現在も震災からの復旧復興に当たって様々な場面で法的な問題の解決が求められているため、弁護士会、司法書士会等の関係機関等との連携の下、今後も被災者支援に全力で取り組むこととしている。

そのほか、平成25年12月からは、犯罪被害者等が、被害者参加人として公判期日等に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」への対応も開始した。

本報告書は、このような平成25年度の取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

II 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法等に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的に困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名並びに裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次ぎを行い、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に経験や理解のある弁護士を紹介する業務。

カ 被害者参加旅費等支給業務（第6号）

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席した際の旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

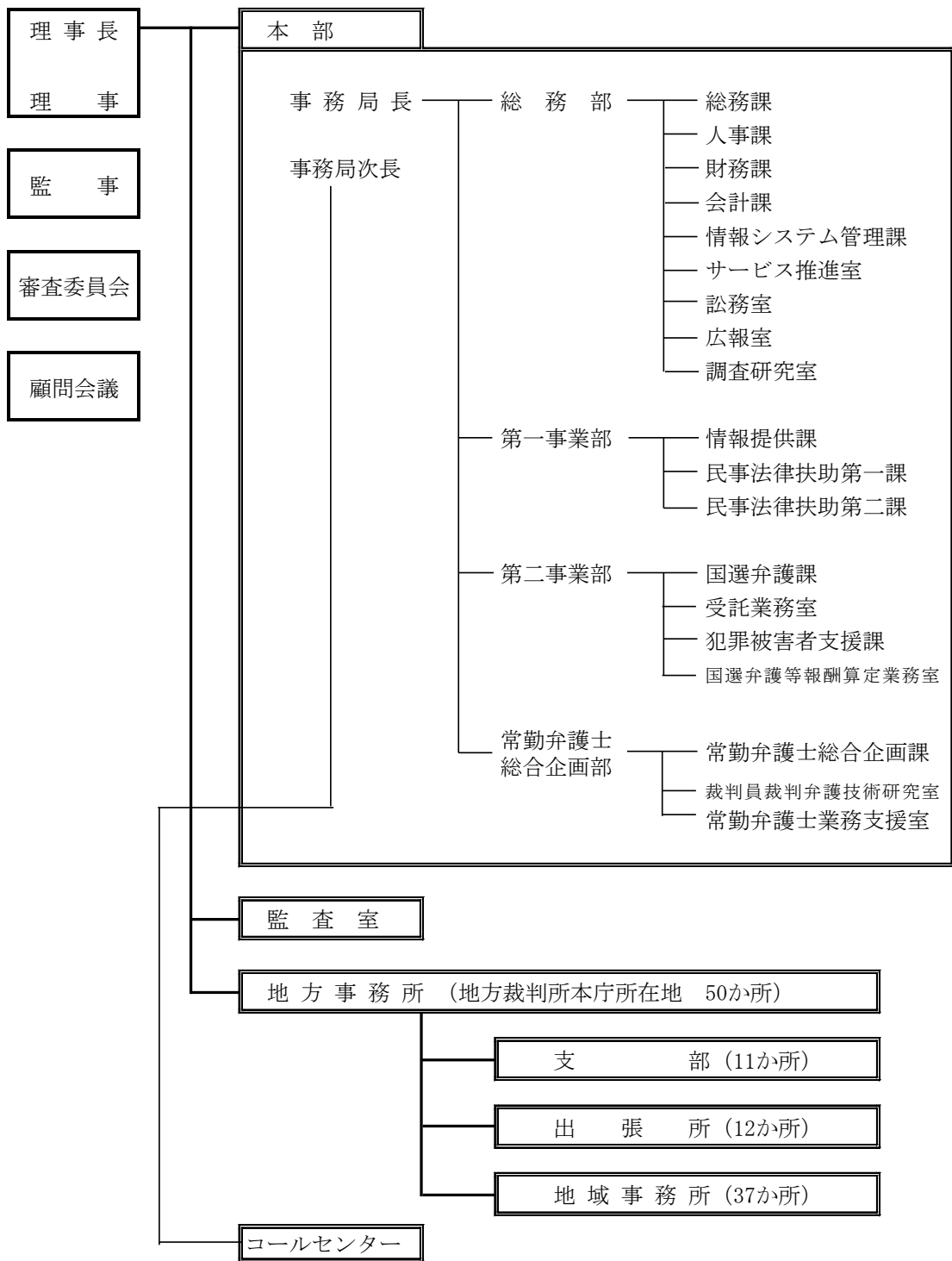
支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

(3) 東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成26年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、資料1のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成26年3月31日までの沿革については、資料2のとおりである。

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成26年3月31日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3億5,100万円（政府全額出資）

7 役員の状況（平成26年3月31日現在）

理事長 梶谷 剛（平成23年4月10日就任）

理事 田中 晴雄（平成25年4月10日就任）

同 菅野 富邇子（平成22年4月10日再任）

同 廣瀬 健二（〃）

同 安岡 崇志（平成23年4月10日就任）

監事 藤原 藤一（平成22年4月10日就任）

同 山下 泰子（平成24年9月3日就任）

8 職員の状況

平成26年3月31日現在、常勤職員数は977名（常勤弁護士を含む。）である。

III 中期目標・中期計画

1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成22年2月に法務大臣から指示された平成26年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を受け、中期計画を作成し、認可された。

中期計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に1回以上開催すること。
- 支援センターの業務を周知するための方策について工夫・検討し、出張法律相談を充実させるなど必要な情報やサービスの提供を容易に受けられるような業務運営を推進すること。
- 広報計画を各年度策定し、同計画に基づき広報活動に取り組み、広報活

動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を事後分析して、その結果を翌年度の広報計画に反映すること。

- テレビ広告、ホームページ等の広報効果の高い媒体を活用して事業等に関する情報を効果的に提供し、認知度を毎年度上昇させること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回相談又は常勤弁護士による常駐若しくは巡回を行うこと。
- 国選弁護事件及び国選付添事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐又は巡回させること。
- 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会と連携協力して、契約弁護士を確保すること。
- 日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、実質的な「弁護士ゼロワン地域」において司法過疎対策を図ること。
- 利用者及び関係機関等の意見を聴取し、地域の実情に応じた業務運営を行うこと。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

- 総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえて真に必要な職員数を検証して職員の採用を行うこと。
- 関係機関・団体、利用者に対して、コールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類、内容等について、ホームページや広報等を通じて周知を図ること。
- 民事法律扶助・国選弁護等関連業務の効率化を図ること。
- 司法過疎対策につき、支援センターの補完性と業務の効率性の観点をも踏まえること。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 情報提供窓口業務について第三者による客観的評価を行い、より質の高い窓口対応・サービスを目指すこと。
- 情報提供業務に関し、ホームページを利用した利用者のアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得ること。
- 新たな法制度に速やかに対応し、社会情勢の変化にも柔軟かつ速やかに対応するため、FAQの追加・更新を行い、利用者には有用な情報提供ができるデータベースの構築を進めること。
- 民事法律扶助業務において、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を短縮すること。
- 国選弁護人確保について、各地方事務所単位で、関係機関との間で、各事業年度に1回以上の定期的な協議の場を設定すること。
- 司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、司法過疎

- 地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努めること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に経験や理解のある職員を配置すること。
また、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
 - 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設けること。

【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

IV 平成25年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

第2期中期目標期間中に認知度を高め、支援センターの利用の促進を図るべく広報活動を戦略的に実施した。

また、利用者の立場に立った業務遂行のため、接遇リーダー育成に向けた研修を実施するとともに、法テラスへ来所することが困難な高齢者・障がい者を対象とした出張法律相談を行った。

広報関係については、V 1(1)②「支援センターの存在及びその業務の内容についての周知」(20頁)の項を参照のこと。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、内容に工夫を加えながら地方協議会を開催した。

地方協議会関係については、V 1(3)①「地方協議会の開催等」(38頁)の項を参照のこと。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約(勤務契約)をしている弁護士(常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程(平成18年規程第22号)第1条)である。

平成26年3月31日現在で、常勤弁護士は合計246名となり、合計85か所(全国41か所の地方事務所、7か所の支部、37か所の地域事務所)に配置した。

なお、人数については資料4、配置先については資料5のとおりである。

常勤弁護士の確保については、V 1(2)ウ「常勤弁護士の採用」(29頁)の項を参照のこと。

【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧

【資料5】常勤弁護士配置先一覧(平成26年3月31日現在)

(4) 内部統制の構築・運用に関する点検

業務・組織体制の構築とその運用状況や規程・事務連絡等に基づく業務の実施状況、コンプライアンス体制の構築とその運用状況について、点検を行うとともに改善策を検討するため、平成24年3月に設置したガバナンス推進委員会の活動として、①組織全体を対象とした業務・組織の点検の実施、②コンプライアンス・マニュアルの活用を図った。

コンプライアンスについては、V 1(2)③「内部統制・ガバナンスの強化等」(33頁)の項を参照のこと。

【資料6】法テラス運営理念

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア コールセンターにおける情報提供

平成22年12月仙台市に設置したコールセンターは、平成23年3月に発生した東日本大震災による被害を乗り越え、平成25年度においても、入電状況に応じたオペレーター配置の工夫と、各種の研修や民事法律扶助業務における資力要件確認等の実施により、効率的な運営と利用者に対するサービスレベルの維持の両立を図った。

平成25年度の間合せ件数は、313,488件で、前年度に比べて14,271件減少した。

平成18年度からの情報提供業務における間合せ件数の推移は、資料7及び資料8のとおりである。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成25年度情報提供件数の推移

イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は全国合計209,093件で、前年度に比べ1,339件減少した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成25年度情報提供件数の推移

ウ ホームページによる情報提供

通常の情報提供に加え、東日本大震災に対する情報提供として、関係機関と連携を図り、ホームページに相談窓口情報一覧を掲示し、随時更新したほか、法テラス・東日本大震災相談実例Q&Aについても掲示・更新を行った。

エ 関係機関との連携・協力関係強化

地方事務所において社会福祉協議会・地域包括支援センター等の関係機関との連携・協力関係の強化を図るとともに、コールセンターにおいても私的整理ガイドライン運営委員会宮城支部、日本土地家屋調査士会連合会、仙台家庭裁判所、かいけつサポート（認証紛争解決サービス）、総務省行政評価局、はあとぽーと仙台（仙台市精神保健福祉総合センター）、仙台市社会福

社協議会、日本司法書士会連合会等の関係機関の協力を得て当該機関からそれぞれ業務説明を受け、協力関係を強化した。

情報提供業務については、V 1(3)②「関係機関との連携強化」(39頁)、V 2(2)「情報提供・犯罪被害者支援」(46頁)、V 3(1)「情報提供」(51頁)の各項目を参照のこと。

オ 東日本大震災に対する対応

被災地に設置した被災地出張所において、消費者庁・地元自治体と協力し、各種専門家によるワンストップの相談会を実施した。

平成23年11月から設置した震災法テラスダイヤル(フリーダイヤル)については、平成25年度も継続して被災者からの問合せに応じた。

(2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成25年度における民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の実績は、法律相談援助実施件数が322,012件、代理援助開始決定件数は106,756件、書類作成援助開始決定件数は4,633件であった。民事法律扶助では、法律相談援助件数(273,594件)は前年度実績(271,554件)と比べ増加し、震災法律相談援助(48,418件)を加えると前年度比102.4%であり、大きく増加したといえる。また、代理援助開始決定件数は民事法律扶助(104,489件)では前年度実績(105,019件)を若干下回り、震災代理援助を加えても前年度比99.1%と微減となった。

平成24年4月1日に業務を開始した震災法律援助については、震災法律相談援助48,418件のうち、81.1%が宮城・福島・岩手の被災三県における相談であった。また、震災代理援助(2,267件)では裁判外紛争解決手続に係る事件が多く、全体の58.2%を占めている。

なお、民事法律扶助及び震災法律援助の代理援助事件及び書類作成援助事件の事件別内訳は、資料13、資料14、資料15及び資料16のとおりである。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料9】【民事法律扶助】援助申込状況

【資料10】【震災法律援助】援助申込状況

【資料11】【民事法律扶助】援助決定件数等状況

【資料12】【震災法律援助】援助決定件数等状況

【資料13】【民事法律扶助】代理援助事件の事件別内訳

【資料14】【震災法律援助】代理援助事件の事件別内訳

【資料15】【民事法律扶助】書類作成援助事件の事件別内訳

【資料16】【震災法律援助】書類作成援助事件の事件別内訳

イ 契約弁護士・契約司法書士数

民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・契約司法書士の確保に努めた結果、平成25年度末時点における契約弁護士数(受任予定者契約)は19,159名

(前年度比1,296名増)、契約司法書士数(受託予定者契約)は6,714名(同359名増)となり、いずれも前年度より増加した。

また、震災法律援助業務を行うことができるよう、弁護士2,681名(前年度比294名増)、司法書士1,124名(同107名増)と震災法律援助契約を締結し、契約弁護士・契約司法書士を全国で確保した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料17】契約弁護士数

【資料18】契約司法書士数

ウ 立替金等の状況

平成25年度の代理援助に係る立替金合計(常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。)は151億3,145万円、書類作成援助に係る立替金合計(前同)は4億3,087万円、法律相談援助に係る費用は、15億6,299万円であり、平成25年度中の償還金は99億9,934万円であった。

平成23年度から引き続き、生活保護受給者の償還猶予、免除を原則としたこともあり、償還免除は33億7,724万円となったが、前年度に比べ1億1,227万円減少した。

民事法律扶助業務及び震災法律援助業務については、V1(2)①ア「一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保」(23頁)、V2(3)①「民事法律扶助業務の事務手続の効率化」(48頁)、V3(2)「民事法律扶助」(60頁)、V4(2)「民事法律扶助」(78頁)の各項を参照のこと。

【資料52】立替金残高表

【資料53】法律相談費

【資料54】代理援助立替金実績

【資料55】書類作成援助立替金実績

(3) 国選弁護等関連業務

ア 受案件数

平成25年度の被疑者国選弁護事件受案件数は72,118件(前年度比2.10%減)、被告人国選弁護事件受案件数は60,269件(同5.38%減)であった。

国選付添事件の受案件数は445件(同6.21%増)であった。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料19】国選付添事件受案件数

【資料29】国選弁護事件受案件数(被疑者)

【資料30】国選弁護事件受案件数(被告人)

イ 国選弁護人契約の締結

被疑者国選等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の拡大に努め、平成26年4月1日時点で24,055名となり、前年に比べ1,505名増加した。また、国選付添人契約弁護士は、平成26年4月1日時点で9,637名となり、前年に比べ934名増加した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料20】国選弁護士契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

【資料21】国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

国選弁護等関連業務については、V 1(2)①ア「一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保」(23頁)、V 2(3)②「国選弁護業務の効率化」(49頁)、V 3(3)「国選弁護人等確保」(66頁)の各項を参照のこと。

(4) 司法過疎対策

平成25年度末において、司法過疎対策として設置した地域事務所(以下「司法過疎地域事務所」という。)の数は33か所(前年度比1か所増)であり、司法過疎地域事務所に勤務する常勤弁護士の数は53名(同2名増)となった。

司法過疎対策業務については、V 1(2)①ア「一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保」(23頁)、V 2(4)「司法過疎対策」(50頁)、V 3(4)「司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務」(70頁)、V 4(3)「司法過疎対策」(84頁)の各項を参照のこと。

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

コールセンターに、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714(なくことないよ)」を設け、犯罪被害者支援の経験や知識を有する担当者が犯罪被害者等に二次的被害を与えないよう、その心情に配慮しながら情報提供を行っている。平成25年度の間合せ件数は合計11,321件となり、前年度に比べ273件増加した。

また、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者との直接面談による情報提供、更には犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士(以下「精通弁護士」という。)の紹介業務を行った。「犯罪被害・刑事手続等」に関する間合せは全国で14,081件であり、前年度に比べ1,501件減少したが、精通弁護士の紹介は1,330件であり、前年度に比べ317件の増加した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

**【資料22】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移
(平成22年度～平成25年度)**

【資料23】犯罪被害者支援ダイヤルで受電した間合せ内容

【資料24】地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況

**【資料41】地方事務所における間合せ件数の推移
(平成18年10月～平成26年3月)**

イ 国選被害者参加弁護士関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は3,700名(平成26年4月1日現在)となり、前年に比べ365名増加した。

また、平成25年度における被害者参加人からの選定請求件数は383件となり、前年度と比べ81件増加した。

犯罪被害者支援業務については、V 1(2)①ア「一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保」(23頁)、V 1(3)②「関係機関との連携強化」(39頁)、V 2(2)「情報提供・犯罪被害者支援」(46頁)、V 3(5)「犯罪被害者支援」(71頁)の各項を参照のこと。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

(平成26年3月末現在)

ウ 被害者参加旅費等支給業務

平成25年12月から、犯罪被害者等が適切に刑事裁判に参加することができるよう、新たに被害者参加人へ旅費等を支給する業務を開始した。平成25年度の請求件数は939件であった。

(6) 受託業務

現在、受託業務としては、平成19年4月1日から開始された公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国残留孤児援護基金委託援助業務」と、同年10月1日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」の2種類を行っている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

ア 中国残留孤児援護基金委託援助業務

(ア) 業務内容

我が国に永住帰国した中国残留邦人等は、我が国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続が必要となる。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立て等が行われることとなる。ところ、支援センターはこのうち身元判明者への弁護士による法的援助につき受託している。

(イ) 件数

平成25年度における中国残留孤児基金援助の事業計画上の予定件数は5件であったところ、申込件数は4件であった。

【資料25】委託援助事業統計表（申込総受理件数）

イ 日本弁護士連合会委託援助業務

(ア) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障がい者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障がい者・ホームレス等に対する法律援助の9つにわたるが、いずれも活動をした弁護士の報酬や費用

等を援助するものである。

(イ) 件数

日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数は25,313件（前年度比2,153件増）であった。

受託業務については、V 4(4)「委託援助業務」(85頁)の項を参照のこと。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料25】委託援助事業統計表（申込総受理件数）

V 平成25年度における業務実績

1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務運営の基本的姿勢等

① 業務運営の基本的姿勢

ア 利用者の立場に立った業務運営

【年度計画】

ア 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。

イ 法的トラブルを抱えている東日本大震災の被災者を支援するため、震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行し、きめ細かい対応を行うよう心がける。

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者・障がい者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切・丁寧なサービスを迅速に提供することが求められている。

平成25年度は次の取組を行った。

1 組織運営理念の周知徹底

平成22年度に制定した「法テラス運営理念」の下、役職員が常日頃からコスト意識を持って効率的で効果的な業務運営を行うため、全国の事務所において上記運営理念を記載したポスターの掲示を継続し、基本姿勢の意識啓発・行動促進を図ったほか、引き続きカードサイズに印刷した上記運営理念を全職員に携帯させるなど、基本姿勢の意識向上を図るよう取り組んだ。

上記運営理念については、全国地方事務所長会議を始めとした本部主催の会議において、その説明の機会を設けるとともに、職員研修において上記運営理念の講義を研修カリキュラムの中に組み入れて基本姿勢の意識

啓発・行動促進をより一層図るよう取り組んだ。

さらに、平成25年度には、全国の地方事務所等において上記運営理念に基づく業務運営を実現するため、上記運営理念を具体化した地方事務所長・同支部長が果たすべき役割等を記載した執務資料を作成し、全国の地方事務所長・同支部長等に周知し、上記運営理念に対する意識の向上を図った。

【資料6】法テラス運営理念

2 接遇水準の向上等

平成25年9月に全国地方事務所の総務部門担当職員を対象として、接遇に関する知識及び技能を習得させて接遇能力の向上を図るための研修を実施した。上記研修では、外部の専門家（臨床心理士）による講義を実施して精神障がいを持つ方への接遇の基本的知識を習得させるなど、利用者の立場を理解した丁寧かつ適切な対応を行うよう意識付けを行った。

また、本部に置かれたサービス推進室の職員に高齢者・障がい者に対する接遇方法の習得を目的とした外部の専門研修を受講させ、同専門研修を受講した職員が上記総務部門研修の講師となって、職員を対象に高齢者・障がい者疑似体験実習を実施した。具体的には、高齢者や障がい者の方の気持ちを理解し、利用しやすいサービスや施設の管理を行うことができるよう、車いす利用者・視覚障がい者・身体障がい者・聴覚障がい者（及び介助者）体験実習を実施した。さらに、全国地方事務所においても同様の体験実習を行うよう通知し、上記疑似体験実習を受講した職員が中心となり、順次実施している。

3 東日本大震災に係る被災者支援の取組

東日本大震災の影響により、法的支援が必要な被災者に対し、以下の取組を行った。

(1) 情報提供業務

- ① 震災の影響により法的問題を抱えている方に対して、フリーダイヤル（震災法テラスダイヤル）による問合せに応じた。
- ② 引き続き、東日本大震災相談実例Q&Aをホームページに継続して掲載し、新たな情報に対応するため内容の変更・追加を行った。

(2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

① 震災法律援助業務

引き続き、震災特例法に基づく震災法律相談援助、代理援助及び書類作成援助について、それらの各サービスを滞りなく提供し、被災者が利用しやすい態勢の整備・実施に努めた。

② 民事法律扶助業務

被災者を対象とした自己破産事件予納金（管財人報酬等）立替えなどの特例措置を引き続き実施した。

③ 巡回・出張相談

引き続き、巡回・出張相談を活用した仮設住宅等での法律相談を継続して実施した。

【年度計画】

ウ 利用者の立場からの幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に活かすため、外部有識者から構成される顧問会議を平成25年度内に2回以上開催する。

1 開催状況

平成25年10月24日に第11回、平成26年3月14日に第12回顧問会議をそれぞれ開催し、「平成25年度内に2回以上開催する」という年度計画を達成した。

2 会議の概要

(1) 第11回顧問会議

法テラス千葉法律事務所の常勤弁護士が、「罪を犯した障がい者への支援」をテーマに、千葉県内の福祉関係者らとの定期的な勉強会の開催状況や具体的な取組事例の紹介を通じて、刑事分野における司法と福祉の連携等を報告するとともに、直面している問題等について協議した。

第3期中期計画期間の4年間のビジョンとして、法的問題を抱えながら司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合的な法的支援に取り組むことや、特に高齢者や障がい者等にアウトリーチするなどして福祉機関や弁護士会・司法書士会等と連携して法的問題を含めて総合的に問題を解決するための取組（以下「司法ソーシャルワーク」と呼ぶ。）において重要な役割を果たすことを目指し、それらを実現するための方策として、福祉分野等との一層の連携強化による総合法律支援の推進や、法テラスの利用促進につなげる認知度向上に向けた取組について協議した。

(2) 第12回顧問会議

東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズについてのアンケート調査及びその詳細を調査するために行ったアンケート調査協力者の一部に対する個別のインタビュー調査を基に被災者が支援センターに期待する支援の在り方について協議するとともに、「第2期中期計画期間における法テラスの活動実績及び第3期中期計画の概要」、特

に司法ソーシャルワークの取組方針について協議した。

(注) 顧問会議のメンバーは、次のとおりである（五十音順、敬称略）。

石井卓爾 東京商工会議所副会頭
片山善博 慶応義塾大学教授
金平輝子 元東京都副知事（元日本司法支援センター理事長）
高木 剛 財団法人国際労働財団理事長
滝鼻卓雄 株式会社読売新聞東京本社社友
竹下守夫 一橋大学名誉教授
津島雄二 弁護士
夏樹静子 作家
坂東真理子 昭和女子大学学長

【年度計画】

エ 高齢者・障がい者等への周知に関しては、既に作成している高齢者向けパンフレット及び従来から作成していた障がい者向けパンフレットに加えて、視覚障がい者向けパンフレットを関係団体等に配布する。また、各地方事務所において社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域生活定着支援センター、民生委員・児童委員連絡協議会、調停協会等との連携を強化し、業務説明会等を行う。

引き続き、支援センター事務所へのアクセスが困難な方を対象とした巡回・出張法律相談を充実させるため、これまで以上に利用しやすくなるよう関係機関・団体と連携・協力しつつ、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして、出張・巡回法律相談に対応することが可能な契約弁護士・司法書士の確保に努める。

また、震災法律援助事業については、引き続き、個々の事件にきめ細かく対応していくとともに、より被災者が利用しやすくなるよう、震災法律援助契約弁護士・司法書士の確保に努める。

関係機関・団体との連携の在り方を検討し、各地での取組の情報交換を踏まえ、出張・巡回法律相談の申込みに積極的に対応できるよう、契約弁護士・司法書士を確保する。

1 高齢者・障がい者等への周知

(1) 高齢者・障がい者向けのパンフレットの作成・配布

引き続き、高齢者・障がい者向けパンフレットを作成し、全国地方事務所に備え置くとともに、必要に応じて関係機関等への送付や、地方協議会の際に関係機関等からの出席者への配布等を行った。

(2) 関係機関・団体との連携協力

各地方事務所において社会福祉協議会支部との意見交換会等を実施

した。

本部においては、社会福祉協議会との連携を深めるため、地域福祉権利擁護に関する検討委員会の会議に参加した。

厚生労働省との連携のため、老健局及び社会・援護局との協議の場を設けたほか、社会・援護局が主催する生活保護就労支援員全国研修会に講師として常勤弁護士を派遣し、全国の生活保護就労支援員に対して支援センターの業務の周知を図った。

東京地方事務所においては、葛飾区、新宿区と連携し、福祉事務所と常勤弁護士とのホットラインを開設したり、地域包括支援センターへ定期的に巡回するなどして、法的支援を求める利用者に対し適切な支援ができる体制を整えた。

静岡地方事務所においては、精神に問題を抱えた方が適切な法律相談を受けられるよう、静岡県との共催で、精神保健福祉士専門職が同席することによってメンタルヘルスにも配慮した法律相談会（6回、52件）を実施した。また、法律専門職と精神保健福祉専門家が、具体的事例に基づきそれぞれの立場の違い等を学び、互いの理解を深めるための研修会（3回、156名参加）を実施した。

福岡地方事務所においては、生活保護受給者の自立支援のため、福岡市内の福祉事務所とのホットラインを設置し、法的問題を抱えた生活保護受給者の相談を受け付けるとともに、契約弁護士による巡回相談を実施して民事法律扶助業務による法的支援をより密に受けられる体制を整えた。

2 出張法律相談体制等の整備

(1) 出張法律相談の充実

関係機関との連携を構築する中で、高齢者・障がい者等の自ら相談場所に赴くことが困難な方を対象とした出張法律相談の周知に努め、49地方事務所において2,633件（うち震災法律相談118件）の出張法律相談を実施し、充実に努めた。常勤弁護士による出張法律相談は2,633件のうち611件であった。

また、日本弁護士連合会との間で、高齢者・障がい者への支援について定期的な協議の場を設け、平成26年3月、各地の弁護士会の高齢者・障がい者を対象とする電話相談から民事法律扶助の出張法律相談にスムーズにつなぐスキームを構築し、より円滑な出張法律相談対応が可能となるよう努めた。

そのほか、平成25年度の民事法律扶助業務に関する職員研修において、地方自治体等と連携するなど効果的な出張法律相談を実施している地方事務所から取組内容を発表させるなど、知識・ノウハウの共有を図っ

た。

(2) 支援センターの事務所へのアクセスが困難な方を対象とした巡回法律相談の実施

地方自治体等の公共施設や地元の病院等を巡回することにより、22地方事務所において1,448件（うち震災法律相談592件）の巡回法律相談を実施し、支援センターの事務所へのアクセスが困難な相談者が法律相談援助を容易に受けられるよう努めた。

このうち常勤弁護士による巡回法律相談は1,448件のうち223件であった。

(3) 常勤弁護士の活動

前記(1)・(2)の出張相談・巡回相談のうち、常勤弁護士による対応数は、出張相談が611件、巡回相談が223件であった。

また、常勤弁護士は、福祉機関等と連携を図り、自らが法的問題を抱えていることに気付いていなかったり、意思疎通が困難であるなどの理由で、自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等にアウトリーチするなどして、当該高齢者・障がい者等が抱える問題の総合的な解決に向け、司法ソーシャルワークへの取組に努めている。

被災者に対する巡回法律相談は、引き続き弁護士会・司法書士会等関係機関と連携して被災地への巡回相談を積極的に実施し、被災者の法的ニーズに応えるとともに、その掘り起こしにつなげる活動を行った。

(4) 相談窓口の充実

大阪地方事務所及び東京地方事務所の各本所において高齢者・障がい者に対する専門相談を引き続き実施したほか、新たに東京地方事務所上野出張所において高齢者・障がい者に対する専門相談を開始した。

その他の地方事務所においても、契約弁護士・契約司法書士の取扱分野等を考慮の上、高齢者・障がい者の対応に精通した契約弁護士・契約司法書士による相談予約を入れるなど、高齢者・障がい者に配慮した法律相談を実施した。

(5) 契約弁護士・契約司法書士の確保

高齢者・障がい者等の自ら相談場所へ赴くことが困難な方を対象とする出張法律相談に対応できる担い手のベースとなる契約弁護士・契約司法書士を確保するため、平成25年度の実績が増加している地方事務所の取組に関し（例えば、弁護士等を対象とする説明会を行う上での工夫等）、地方事務所間での情報共有等に取り組んだ結果、平成25年度末現在で契約弁護士が19,159名（前年度末比1,296名増）、契約司法書士が6,714名（前年度末比359名増）に増加した。

また、地方事務所において震災法律援助業務に関する説明会を実施するなどして、弁護士・司法書士に震災法律援助契約の締結を促したこと

により、全国で弁護士2,681名（前年度末比294名増）、司法書士1,124名（前年度末比107名増）と震災法律援助契約を締結した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料17】契約弁護士数

【資料18】契約司法書士数

イ 利用者の意見、苦情等への適切な対応

【年度計画】

支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務改善等適切な対応を行う。

また、意見、苦情等を集約・分析して、その結果を職員に還元する等して、サービスの質の向上に努める。

1 利用者からの苦情等の取扱い

苦情等の件数の推移、苦情等の内容（例えば、職員の対応に関するもの、契約弁護士等に関するものなど）を分析するとともに、改善を要すると考えられる事案について、支援センターとして求められる対応を「利用者から寄せられた声」として取りまとめ、毎月本部の執行部会に報告するとともに、執務の参考としてグループウェアに掲示し、全国職員との共有を図った。

総務部門担当者研修（全国地方事務所職員等計65名参加）中、1日7.5時間を接遇研修に割り当て、高齢者・障がい者疑似体験実習などを行い、受講者の高齢者・障がい者の方への接遇スキルの向上を図るとともに、研修後、受講者が主体的に地方事務所の他の職員に対して同様の実習を実施できるよう進め、全国地方事務所職員全般の接遇スキルの向上と定着を図った。【再掲】

2 契約弁護士・司法書士への「利用者の声」の伝達

平成24年度に開始した一般契約弁護士に対する苦情や感謝等の「利用者からの声」を当該一般契約弁護士への伝達するスキームを全国で導入するよう引き続き進めており、平成26年3月31日現在、実施中の地方事務所は22か所（平成24年度比4か所増）に増加した。

新たに一般契約司法書士についても前記同様の伝達スキームを実施することとし、平成26年2月に全国の地方事務所に対して事務連絡を発出し、順次実施するよう取り組んだ（（参考）平成26年5月末現在で実施中の地

方事務所は33か所。)

ウ 効率的で効果的な業務運営

【年度計画】

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努めることを基本姿勢とする。

1 組織運営理念の周知徹底

研修においては、効率的な業務運営に資する知識の習得を目的とした講義や、自発的な意見交換を行うためのグループ討議を実施したほか、研修全体を通じて、我が国の財政状況を踏まえた上での業務の充実化・効率化について論じさせるなど、当センター職員としてコスト意識を持って業務に当たる必要性を認識させた。さらに、平成25年度は、新たに地方事務所の事務局長の役職に就く職員に対して、事前に地方事務所の運営等に関する説明会を実施し、業務運営の効率化等の徹底を図った。

2 業務改善の推奨（業務改善事例の把握と紹介）

効率的で効果的な業務運営を実現するための取組として、地方協議会において関係機関等から出された意見等に基づいて具体化した地方事務所の業務改善の実施状況を本部に報告させるとともに、地方事務所から報告を受けた業務改善事例のうち、先進的で効果的な取組事例を全国地方事務所長会議及び同事務局長会議において周知し、各地方事務所において業務運営の改善が更に推進されるよう努めた。

全国の地方事務所長・支部長に対して組織運営理念を始め、利用者の立場に立った効率的で効果的な業務運営を図るための所要事項を記載した執務資料を配布し、その周知を図った。【再掲】

② 支援センターの存在及びその業務の内容についての周知

【年度計画】

① 効率性の観点を踏まえつつ効果的な広報を実施するため、基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を策定し、同計画に基づき広報活動に取り組む。また、当該広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を参考にすることで事後に十分な分析を行い、その結果

を翌年度の広報計画に反映させる。

- ② 広報経費に関する予算状況を踏まえ、ホームページをより効果的に活用する等の情報発信の手法について研究し、多様な手法を用いることによって、より費用対効果の高い広報を実現する。
- ③ 様々な機会を通じて、本部・地方事務所においても積極的に記者説明会（プレスリリース）を実施する。また、発信した情報が記事として取り上げられるよう、全国の広報担当職員の研修を行う等して、プレスリリースの質を高めるための方策を講じ、全国的にメディアに取り上げられるような取組を行う。
- ④ 多重債務問題への取組を継続するとともに、家事問題等への取組に向けて、関係機関・団体と連携した周知活動をより効果的に実施する。そのため、広報活動に関する全国規模での実務担当者研修を行い、連携ノウハウの共有及び担当職員における周知技術の向上を図る。また、メディアに取り上げられるよう関係省庁などへ働きかける。
- ⑤ 認知度調査を実施し、平成25年度に実施した広報効果を適切に検証する。また、支援センターが、より多くの国民に利用され、頼りにされる存在となるよう、業務内容等について効果的な広報活動を検討・実施し、認知度を上昇させる。

1 効率性の観点を踏まえた効果的な広報の実施

(1) 広報計画の策定

本部において基本的な広報活動方針を策定し、これを踏まえて地方事務所が担当地域における広報計画を作成するという一連のプロセスを通じて、例えば、法テラスの日（支援センターの設立日である4月10日）における広報において本部のメディア広告とタイミングを合わせて地方事務所が地域的な広報活動を実施するなど、本部・地方事務所の広報活動を連動させることにより、個々の広報活動の効果を高めるよう努めた。

(2) 効果測定

当センターの認知度調査のほか、情報提供業務・民事法律扶助業務の利用者に対する認知経路アンケートの結果などに基づき、潜在的な需要の掘り起こしや各業務の利用促進のために、どのような広報手段の広報効果が高く、費用対効果の点から有効であるかについての分析を行った。その結果、認知度にはテレビ広報が、情報提供（コールセンター）利用件数にはホームページ広報が、民事法律扶助の利用件数には地方自治体等の関係機関等への周知が、それぞれ有効であることが確認された。

本分析を基に次年度について、ホームページにおける広報活動及び関係機関等への周知活動を中心とした広報活動方針の策定を行った。

2 広報効果の高い媒体を活用した効果的な広報の実施

(1) ホームページ等を活用した広報

コールセンター利用者の認知経路調査においては、ホームページが高い割合を占めていることから、ホームページの充実を図るとともに、インターネット・リスティング広告（Yahoo!Japan等の検索サイトで「多重債務」など法的トラブルに関連するキーワードを入力して検索すると検索結果画面に支援センターの広告が表示されるもの。）を実施した。そのほか、新しい広報媒体として、平成25年4月からツイッターの運用を開始して、約1,300回にわたり、相談会の開催告知や法的な内容の情報に関する情報を配信し、平成26年3月現在で4,700人超のフォロワーを達成した。

また、業務等に関する情報をメールマガジンで一年を通じて月2回定期的に配信した。

(2) マスメディア広告以外の広報

引き続き、一般社団日本民営鉄道協会を通じて全国約60の鉄道会社の駅施設等に約6,600枚のポスターを無料掲出するなど、費用を抑えつつも効果的な広報活動の実施に努めた。

(3) 震災法律援助事業の利用促進のための広報

平成25年6月及び同26年2月、東北6県において、被災者に対して被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）などの利用促進を図るため、テレビ、ラジオ、新聞及びフェイスブック広告を活用した広報活動に取り組んだ結果、東北6県での認知度は59.3%（前年度比7.4%増）に上昇した。

3 マスコミへの積極的な情報発信

本部において、支援センターの取組や関係機関等と連携した施策などについてのプレスリリースを9回にわたり行ったほか、記者懇談会を行うなど報道機関との接点を積極的に作り、テレビ、新聞等で法テラスが報道される機会を増加させることに努めた。

地方事務所においては、地方の報道機関に対し、本部のプレスリリースに合わせた情報提供を実施したほか、「一斉無料相談会」など地方事務所独自の取組についてプレスリリースを行った。

4 関係機関・団体と連携した広報と周知技術の向上

(1) 関係機関・団体との連携

金融庁、日本弁護士連合会、日本司法書士連合会との連携により、引き続き「多重債務者相談キャンペーン2013」を実施し、関係機関等へポ

スターを掲示した。

内閣府政府広報室の協力により、平成25年7月及び同年12月に政府広報枠のテレビ・ラジオ番組において、震災特例法に関わる支援センターの被災者支援策の放映を実現したほか、同年9月16日から同月22日の間「YOMIURI ONLINE」のトップページ上へテキスト広告、平成26年2月1日から同年3月2日の間モバイル端末による「THE NEWS」に広告を掲載した。

また、より親しみやすいものとなるよう、デザイン・構成をリニューアルした広報誌「季刊ほうてらす」を関係機関等のほか、全国の児童養護施設及び公立図書館等へ送付し、広く広報を実施した。

(2) 周知技術の向上

各地方事務所の広報担当職員を集め、広報マインドの育成、広報スキルの向上及び情報の共有を図ることを目的とした研修を実施した。

5 認知度調査の実施

平成26年1月に実施した認知度調査では、認知度が47.3%（前年度比4.9%増）、実質的認知度は11.1%（前年度比5.1%増）となった。

認知経路としては、テレビ・新聞の割合が高いものの、地方自治体など行政機関の広報誌の割合が認知経路として上昇しており、関係機関等と連携した地道な周知活動が功を奏していると考えられる。また、認知者の年齢では30代が増加しており、インターネット等による広報活動によるものと考えられる。

【資料27】 広報活動関連資料

(2) 組織の基盤整備等

- ① 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等
 - ア 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保

【年度計画】

ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き、弁護士会・司法書士会と連携協力し、新規登録時期に合わせた説明会や研修会、取り組むべきテーマごとの協議会を開催するなどして、契約弁護士・司法書士（震災法律援助契約弁護士・司法書士（震災特例法による震災法律援助について支援センターと契約をしている弁護士・司法書士をいう。以下同じ。）を含む。）を確保する。弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回又は常勤弁護士の常駐若しくは巡回を行う。

1 契約弁護士・契約司法書士の確保

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士を確保するため、全国の地方事務所から各単位弁護士会及び単位司法書士会へ基本契約締結に向けての働き掛けを積極的に行い、平成26年2月に講習会「民事法律扶助ってなァに～活用のノウハウ～」を日本弁護士連合会と共催するとともに、同講習会へ講師を派遣し、民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の周知及びそれらの利用促進に努めた。このような取組の結果、平成24年度末と比較して民事法律援助についての契約弁護士が1,296名、契約司法書士が359名増加し、震災法律援助については、新たに弁護士294名、司法書士107名と契約を締結した。【再掲】

また、平成25年度の実績が増加している地方事務所の取組（弁護士等を対象とする説明会を行う上での工夫等）を他の地方事務所に情報提供するなど、引き続き契約弁護士・契約司法書士の確保に取り組んだ。【再掲】

一般契約弁護士による巡回法律相談については、静岡地方裁判所下田支部（5回）、秋田地方裁判所本荘支部（2回）、那覇地方裁判所名護支部（1回）管轄内の弁護士が少ない地域で実施した。

震災法律援助事業については、個人版私的整理ガイドラインの利用に係る震災法律援助での対応について各地方事務所に周知するなど、引き続き地方事務所との情報共有に努めるとともに、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の関係機関と密接な連携・協力を行うなどし、業務内容の周知や震災法律援助契約弁護士・震災法律援助契約司法書士の確保について理解を深め、全国に避難している被災者のニーズに対応すべく、全ての地方事務所ですべて震災契約弁護士は複数名を、震災契約司法書士は最低1名を確保するなど、震災法律援助業務の円滑な実施に力を注いだ。

【資料9】 【民事法律扶助】 援助申込状況

【資料10】 【震災法律援助】 援助申込状況

【資料11】 【民事法律扶助】 援助決定件数等状況

【資料12】 【震災法律援助】 援助決定件数等状況

【資料17】 契約弁護士数

【資料18】 契約司法書士数

【資料28】 最近5年間の援助決定件数の推移

2 常勤弁護士の配置等

常勤弁護士が必要な地域に順次新たな常勤弁護士の配置又は増員を行い、平成25年度末までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は合計85か所であり、各事務所に1名ないし11名の常勤弁護士を常駐させた。

同年度に常勤弁護士を新たに配置した地域事務所は1か所（徳之島地域事務所）で、増員配置をした地方事務所は11か所、地域事務所は6か所であり、合計18か所に常勤弁護士を新たに配置又は増員した。

常勤弁護士の配置人数も、平成25年度は246名（前年度比13名増）となった。

また、常勤弁護士による巡回については、後記（28頁）のとおり、弁護士が特に少ない地域である旭川地方裁判所管内の支部地域に旭川地方事務所に配置した常勤弁護士巡回に民事法律扶助事件を取り扱った。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成26年3月31日現在）

【年度計画】

イ 各地において、弁護士会の協力を得て、引き続き、国選弁護人及び付添人契約に関する説明会の実施や説明資料の配布等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。また、常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐若しくは巡回させる。

1 説明会等の実施

(1) 説明会の開催・説明資料の配布

各地方事務所において、弁護士会主催又は支援センター主催（弁護士会との共催を含む。）の説明会を開催するとともに、研修を実施し、また、独自の広報用資料を配布するなどして、国選弁護関連業務及び国選付添関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

(2) 解説書の配布

各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士になろうとする全国の弁護士に対して「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布した。

2 契約弁護士の確保

国選弁護人契約弁護士数は平成26年4月1日現在で24,055名となり、同25年4月1日現在と比較して1,805名増加した。平成26年4月1日現在の契約者数は、全国の弁護士の68.5%に相当するものである。

国選付添人契約弁護士数は平成26年4月1日現在で9,637名となり、同25年4月1日現在と比較して934名増加した。

【資料20】国選弁護士契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

【資料21】国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

【年度計画】

ウ 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、引き続き、弁護士会と連携協力し、被害者参加弁護士契約に関する説明会の実施や説明資料の配布等を行い、契約内容の周知及び契約弁護士の確保に努める。

1 被害者参加弁護士確保の取組

(1) 本部における取組

日本弁護士連合会との協議の場で被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を行った。

(2) 地方事務所における取組

各地方事務所において、以下の方法により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明等を行った。

- ① 弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等への参加
- ② 地方事務所主催の説明会の開催
- ③ 地方事務所・弁護士会共催による説明会や意見交換会の開催

2 契約弁護士の確保

前記1の各取組の結果、被害者参加契約弁護士数は、平成26年4月1日現在で3,700名(前年同日比365名増)となった。このうち、女性の弁護士は平成26年4月1日現在で790名(前年同日比98名増)となり、特に性被害を中心とする女性の被害者について、より希望に応じた支援が可能となった。

【資料35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【年度計画】

エ 常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関・団体の協力を得て、常勤弁護士の業務内容や魅力、採用情報等について、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明を行い、応募を促すとともに、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けて、日本弁護士連合会が発行する機関誌や支援センターのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容や最新の採用情報を

掲載し、広く応募を促す。

1 就職説明会・採用案内の周知等

常勤弁護士の確保のため、日本弁護士連合会、各弁護士会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生等に対し、改訂した「スタッフ弁護士採用案内」等を配布し、常勤弁護士の業務内容や魅力、採用情報等に関する説明会を10回にわたり実施した。

また、一定の法曹経験を有する弁護士を確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、日本弁護士連合会が開設・運用している就職採用フェイスブックに就職情報を掲載した。さらに、同会の会員専用サイトの求人案内欄に常勤弁護士募集の広告を常時掲載した上、会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内欄にも同広告のURLを常時掲載してアクセスを促すなどし、転職を検討している既登録の弁護士に焦点を絞って、経費のかからない効率的な採用に係る情報提供を継続して行った。

支援センターのホームページにおいては、常勤弁護士の業務内容や最新の就職説明会情報等を掲載し、広く応募を促した。

この結果、平成25年度は、8名の法曹経験者を含む59名を新たに採用し、常勤弁護士数は246名（前年度233名）となった。なお、複数の採用期において常勤弁護士の更新時期が重なったことから、退職者数が前年度（50名）と同程度の46名となったが、退職者数を見込んで積極的に採用活動を行ったことにより13名の純増となった。

【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧

【資料31】常勤弁護士就職説明会等実施状況

2 選択型実務修習、エクスターンシップ

常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことによりその業務の意義・魅力をより理解してもらうべく、司法研修所の選択型実務修習企画に参加し、合計34か所の法律事務所において司法修習生を受け入れた。

また、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生の受入れも積極的に行い、各地の法律事務所において、全国14か所の法科大学院の学生を合計28回にわたり受け入れた。

【資料32】平成25年度司法研修所選択型実務修習受入状況

【資料33】平成25年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

イ 法律サービスの提供に係る体制の整備

【年度計画】

地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、地裁支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。

前述の地域に隣接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

1 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供者がより少ない地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、（i）地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、（ii）当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域を優先とし、加えて、（iii）地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、（iv）当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、（v）当該地方裁判所支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。

平成25年度末までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は合計85か所、そのうち司法過疎地域事務所は33か所であり、同年度には司法過疎地域事務所として鹿児島県の離島に徳之島地域事務所を開設した。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成26年3月31日現在）

2 常勤弁護士の巡回による司法サービスの提供

旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部及び紋別支部は、上記（i）

及び（ii）の基準に適合する司法過疎地域であったことから、常勤弁護士が巡回して司法サービスを提供することとし、上記各地方裁判所支部に近接する旭川地方事務所に配置した常勤弁護士が平成25年度は合計3回にわたり巡回を行い、民事法律扶助事件及び国選弁護事件等を取り扱った。なお、平成25年度における常勤弁護士の出張・巡回法律相談は834件であった。【再掲】

ウ 常勤弁護士の採用

【年度計画】

常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生及び既登録弁護士等に対する説明を積極的に行い、総合法律支援に意欲的に取り組み、国民の期待に応えることのできる人材の確保に努める。

1 就職説明会・採用案内の周知等

前記（27頁）のとおり、「スタッフ弁護士採用案内」等の配布、常勤弁護士の業務内容等に関する説明会の実施、日本弁護士連合会が開設・運用している就職採用フェイスブックや会員専用サイトの求人案内欄への常勤弁護士募集広告の掲載等に取り組んだ結果、8名の法曹経験者を含む59名を新たに採用した。【再掲】

【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧

【資料31】常勤弁護士就職説明会等実施状況（平成25年度）

【資料32】平成25年度司法研修所選択型実務修習受入状況

【資料33】平成25年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

2 総合評価に基づく人材の確保

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員としてのみならず弁護士としての素養を見極めるという観点から、各応募者について、日本弁護士連合会の意見を徴した上で、採用面接を実施した。

この取組により、弁護士として必要な事務処理能力や他者とのコミュニケーション能力、総合法律支援に関する理解や意欲の高さ等、常勤弁護士としての資質や適性を総合的に評価して、国民の期待に応えるために必要な人材の確保に努めた。

エ 常勤弁護士の待遇

【年度計画】

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習終了直後の者等から常勤弁護士を採用する。

3 常勤弁護士の待遇

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本とした。司法修習生から採用した常勤弁護士については、当初の任期は1年として、常勤弁護士としての基本的な素養を身に付けさせるため、養成事務所において必要な指導、教育等を行い、1年の任期更新後、支援センターの法律事務所に赴任させることとした（合計3回まで更新可能）。

採用時の常勤弁護士の報酬については、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考として定めた。

② 職員の質の向上等

【年度計画】

効率的で効果的な事務を遂行する観点から、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行う。

1 採用について

職員の採用に当たっては、多肢択一式問題や論文問題、適性検査のほか面接を複数回実施することにより、実務能力及び支援センターへの適性を判断し、幅広い知識と利用者のニーズを的確に察知できる人材の確保に努めた。面接の実施に際しては、局次長、部長、課長、課長補佐及び係長を面接員とし、様々な視点から多角的に適性を判断した。

有期契約職員から常勤職員への登用に際しては、上記と同様の試験内容に加え、当該有期契約職員の所属する職場の管理者による評価も採用決定の資料とした。

試験の実施に当たっては、厚生労働大臣が定めた「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」に、新卒採用に当たって少なくとも卒業後3年間は応募できるようにするとの規定を踏まえ、これらを対象とした一般公募試験と、司法試験受験資格を喪失した法科大学院修了者を対象とした一般公募試験を実施し、合計749名の選考を行った結果、21名を採用した。

有期契約職員から常勤職員への登用については、特に有能な有期契約職員の活用を図るため、申込みのあった43名を対象に常勤職員への登用試験を実施した結果、13名を常勤職員として登用することとした。

2 人事配置について

人事異動計画の策定に当たっては、勤務評定による評価のほか、管理者の適性に関する意見や職員本人の意向等を考慮の上、各地方事務所の業務件数等を勘案し、組織の強化及びサービスの質の向上を図るための適正配置に努めた。

組織の活性化を図るため、広範にわたる人事異動計画を策定し、平成26年4月1日付けで85名を異動させた。また、昇格試験受験申込みのあった1級から4級職員229名に対し、各級に求められる能力・適性を測ることができる内容の筆記試験及び面接試験を実施した結果、合格者132名の昇格を決定した。

【年度計画】

- ② 職員の資質向上や人材育成を図るため、国、独立行政法人、民間企業等を含む広範な関係機関・団体との人事交流を図る。

関係機関との更に緊密な連携関係の構築と職員のスキルアップ等のために人事交流の充実を図る。

組織の中核を担う職員として幅広く活躍することが期待される者に対し、国等の他組織における業務を経験させることにより、職員のスキルアップ及び組織の充実強化を図ることを目的として、法務省との間で勤務研修を実施し、職員2名を出向させ人事交流を行った。

【年度計画】

- ③ 利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、職員の実務能力や専門性を向上させる体系的な研修を、費用等を考慮して効率的にかつ計画的に実施するとともに、効果的な研修となるよう研修内容の充実に努める。

人材育成の観点から、職場内教育（OJT）、集合研修及び自己啓発が相互補完的に機能するような研修体系の見直し等を図る。

また、常勤弁護士に対して支援センター本部主催の研修を体系的に実施するとともに、各ブロック単位の研修を充実させる。

研修内容については、裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室を活用しながら随時見直しを図り、より充実した研修の実施に努める。

1 一般職員に対する研修

職員の資質及び能力の向上を図るため、職責に応じた研修を実施した。具体的には、採用から2年間は「基礎形成期間」、その後の2年間は「ブラッシュアップ期間」とし、経験年数に応じたカリキュラムを組み、それぞれの期間に新規採用者研修、ブラッシュアップ研修を実施した。また、管理職に対しては地方事務所の事務局長登用時にマネジメント基礎研修を実施したほか、平成25年度には課長職登用者について4級昇格者研修を実施した。

各職員の担当する業務を適正かつ円滑に行うため、実務能力の向上を目的とした実務研修を実施した。実務研修の実施に際しては、職場における指導的立場の職員を研修員とし、研修効果のフィードバックを義務付けることにより、経費節約と効率化に努めた。

人事課主催の研修体系は職場内教育（OJT）、集合研修及び自己啓発が相互補完的に機能するよう組み立てており、平成25年度は合計6回の研修を実施し、延べ17日間に延べ99名の職員が受講した。内容については、「法テラス運営理念」の講義を行い、組織としての基本理念を各個人に浸透させるとともに、研修後のレポートを研修員に課すことで、研修効果の持続を図った。また、専門性の向上のため、総務、情報提供、民事法律扶助、国選弁護、犯罪被害者支援及び法律事務の各業務に従事する職員を対象とし、延べ16日間に延べ421名の研修を実施した。

人事院主催の課長級及び課長補佐級の研修に職員各1名を延べ7日間参加させたほか、東京都の実施する課長級及び係長級の職員研修に職員各2名を延べ6日間参加させた。

2 常勤弁護士に対する研修

(1) 実務研修

支援センターの各法律事務所に配置した常勤弁護士に対しては、本部主催で、常勤弁護士として実務を行う上で必要な知識・技術を身に付けることができる内容の研修を体系的に実施した。

具体的には、司法修習修了直後に採用した常勤弁護士に対しては、1年間で常勤弁護士としての基本的な素養を身に付けることができるよう、採用時の研修や民事・刑事の実務に関する基本的な研修等、通年のスケジュールに基づいた研修を実施した。常勤弁護士の担うべき重要な役割の一つである裁判員裁判対応については、実際に常勤弁護士が取り扱った裁判員裁判事件を報告・検討する研修を実施するとともに、平成25年度は新たに、事前課題について少人数でディスカッションを行う研修等を実施して、常勤弁護士の能力・技量の向上を図った。また、心理的・精神的な問題を抱えていると思われる相談者の対応方法について精

神科医の講義や模擬法律相談等を行う研修、主に福祉分野において地方自治体を始めとする関係機関等との連携強化のため、同分野で先駆的役割を果たしている常勤弁護士と2人1組になってノウハウ等の個別指導を受ける実地研修等を実施した。

さらに、全国を7つのブロックに分け、各地の実情や常勤弁護士のニーズ等に応じて常勤弁護士自らが企画する少人数制のブロック別研修を実施し、常勤弁護士間の情報の共有化や、能力・技量の向上を図った。

【資料36】常勤弁護士に対する研修実施状況

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用

常勤弁護士に対する研修については、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、常勤弁護士の意見等も踏まえて、内容や時間配分等を随時見直し、より充実した研修の実施に努めた。

さらに、集合研修以外の個別指導研修として、裁判員裁判弁護技術研究室においては、常勤弁護士が取り扱っている裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図った。また、常勤弁護士業務支援室においては、常勤弁護士が取り扱っている民事・家事・一般刑事事件等について個別具体的な指導・助言を行い、かつ、新人常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどして、常勤弁護士の業務対応能力・技量の向上を図った。

(3) 常勤弁護士の外部派遣研修

地方自治体や福祉機関・団体等に潜在する法的ニーズの把握と、法的問題の解消に向けた連携の促進を図るため、地方自治体（静岡県伊豆市）、社会福祉法人（長崎県の南高愛隣会、滋賀県の社会福祉法人グロー）、法務省（大臣官房司法法制部）等に常勤弁護士を派遣し、外部研修を実施した。

(4) 法律事務所事務職員研修

法律事務所事務職員を対象として、支援センターにおける事務処理や接遇等に関する実践的な研修を実施し、法律事務所全体の充実化と業務の効率化を図った。

③ 内部統制・ガバナンスの強化等

【年度計画】

① 理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。

ア 執行部会を定期的を開催し、決定事項については、速やかに、組織内

に伝達する。

イ 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議・事務局長会議、ブロック別協議会を開催する。

ウ 平成24年度に引き続き、ガバナンスの強化と内部統制の構築・運用状況の点検のための委員会において、必要な改善策の検討及びコンプライアンス体制の強化を図る。

1 本部決定事項等の伝達

(1) 理事長の招集により執行部会を毎月2回（合計24回）開催し、会議開催後に決定事項等の議事要旨を取りまとめ、本部役職員を始め地方事務所職員に対し伝達しており、理事長の決定事項及び支援センターの課題等が速やかに職員に周知されるよう努めた。

また、執行部会での指摘事項を担当課室において検討させ、その対応状況を執行部会へフィードバックする取組を行った。

(2) 全国地方事務所長会議及び同事務局長会議を各1回、ブロック別協議会をブロックごとに1回ずつ計8回開催した。また、国選弁護業務及び民事法律扶助業務について全国地方事務所副所長会議を各1回開催した。本部会議においては、支援センターが抱える課題について、地方事務所の実情を把握するとともに、本部と地方事務所とが問題意識を共有することにより、会議出席者から有意義な意見を集約した。

(3) ガバナンス推進委員会（平成24年3月設置）は、平成25年度において、①ガバナンスの強化及び内部統制の構築・運用状況の確認、②コンプライアンス体制の強化につき、以下の取組を行った。

① ガバナンスの強化及び内部統制の構築・運用状況の確認

以下の各項目を中心とした業務及び組織体制の構築・運用状況についての点検を実施した（前年度からの継続）。

- ・ 地方事務所、法律事務所における組織運営
- ・ 民事法律扶助業務
- ・ 常勤弁護士による業務体制
- ・ 情報セキュリティ対策

点検結果において示された課題については、対応策を策定し、改善状況につき継続的な確認を実施していく。

② コンプライアンス体制の強化

以下の各取組を行い、全役職員のコンプライアンス等に関する問題意識の共有を図った（ニュースレターの発行以外は、いずれも平成25年度新規）。

- ・全役職員に対するコンプライアンス・マニュアルの配布
- ・各地方事務所において、コンプライアンス向上に向けた取組の中心的存在となる「コンプライアンス推進担当者」の選任
- ・「コンプライアンス検討事例」、「コンプライアンス・マニュアル理解度チェックシート」等の教材の作成及び全国各地地方事務所への配備
- ・各地方事務所における上記教材を利用したグループ討論等の実施
- ・ニュースレター「ガバナンスレポート」の発行（合計8回）

【年度計画】

- ② 内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人による監査の指摘を踏まえ、監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、情報共有の場を2回以上設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。監事監査、内部監査及び情報セキュリティ監査とも、基本的には平成24年度と同程度の規模とすることとし、監査方法については、各業務部門、事務所においてリスクに対する適切な対応がなされているかを掘り下げて点検する。

監事監査は、本部ほか6地方事務所を予定する。

内部監査は、本部ほか43地方事務所・地域事務所を予定する。情報セキュリティ監査は6地方事務所を実施する。

1 会計監査人監査（注）の実施（連携強化）

平成25年度における会計監査人監査は、平成25年11月に行われた会計監査人と理事長等とのディスカッションを通じ、会計監査人と理事長等がそれぞれの認識や評価を互いに理解することにより、問題意識の共有を図りつつ、これまでの会計監査人監査における指摘事項等を踏まえて会計監査人が策定した重点監査項目や監査計画を事前に監事及び監査室へ報告の上、計19事務所に対して実施された。前期末や期中における会計監査人による監査指摘事項は、本部において取りまとめを行い、内容を整理し、対応策を検討後、地方事務所等へ改善を求め、後日、改善状況の報告を受けた。その改善状況については、監事及び監査室へ報告した。

（注）会計監査人監査は、主務大臣の承認を受けることを前提として、支援センターの財政状態及び運営状況等、財務運営の状況が、全ての重要な点において、財務諸表等に適正に開示されているかどうか検証することを目的としている。

2 監事監査及び内部監査の実施

監事監査及び内部監査では、これまでの監査における指摘事項のほか、会計監査人からの指摘事項についても改善状況を確認した。

本部及び6か所の地方事務所について、監事による実地監査を実施した。監査結果は理事長に報告するとともに、それぞれの監査対象の事務所に通知した。

内部監査は、本部及び43の地方事務所・地域事務所で実施した。監査室職員が監査員を務めた対象事務所数を41事務所（前年度38事務所）に増加させ、監査実施体制の業務部門からの独立性をより強化した。また、情報セキュリティ監査を6か所の地方事務所で実施した。内部監査結果については理事長に報告し、それぞれの監査対象事務所に通知したほか、地方事務所の実地監査で指摘した検討事項等について、本部各課室の対応状況を半期ごとに取りまとめ理事長に報告した。

内部監査においては重点監査項目を設定し、従来以上に予備調査を重視したリスクアプローチ的手法を取り入れて実施した。

内部監査の一環として、情報システム監査を外部の専門家に委託して実施した。監査結果は理事長に報告するとともに、理事、監事等の出席する報告会を開催した。

地方事務所、法律事務所の業務・組織について、それぞれの事務所が実施した自己点検結果を踏まえ、本部において内部統制の構築・運用に関する点検の確認を実施した。

【年度計画】

- ③ 本部・地方事務所における内部統制の構築・運用に関する包括的な点検のために、各事務所における業務・組織の自己点検を踏まえた実地監査を実施する。監査の結果は会議、研修等において確認し、業務の改善及び業務レベルの向上に役立てる。コンプライアンスに関する意識向上のために、会議において役・職員にその重要性を訴えるなどの施策を実施する。

情報セキュリティ監査の結果を反映した内容の職員研修を実施し、情報セキュリティに対する意識のレベル向上を図る。

- 1 内部監査の実施に当たっては、内部統制に係る包括的な点検項目をあらかじめ地方事務所及び法律事務所に送り自己点検を求めた上で実地監査を実施した。

実地監査の結果は、その都度理事長に報告するとともに、中間報告・総括報告としてまとめ、検討を要する事項については執行部会及び本部の課・室長会議において対応の方向性を検討した。

コンプライアンスの意識向上のために、平成25年度は、ガバナンス推進委員会の中のコンプライアンス小委員会（平成24年3月設置）を中心に全国的な事例検討及び理解度チェックを実施するとともに、職員研修においてコンプライアンスの事例検討を実施した。

職員のレベル向上を図るため、情報セキュリティ監査における指摘事項等を踏まえ、新規採用者研修を始め7回の職員研修において、情報セキュリティ関連規程の概要、情報システム利用上の留意事項等について解説した。なお、平成26年度中に「法テラス情報取扱いの手引き（仮称）」を作成し、これを用いた職員研修を実施することとしている。

【年度計画】

- ④ 契約弁護士に対して関連する規則等を周知徹底し、過誤事案が判明した場合には、事案に応じて適切な対応をする。報酬基準が複雑化していることに伴って、報酬算定業務をより適切に行うため、必要な措置を講じる。これらにより、コンプライアンスの一層の推進を図る。

1 契約弁護士に対する規則等の周知

被疑者国選弁護事件の接見回数に関わる過大請求問題の発覚により平成21年に導入した接見資料提出制度については、周知徹底がなされ、報酬請求に当たって漏れなく添付されるようになった。

そのほか、契約弁護士が国選弁護等関連業務の背後にある諸規程を理解していることが過誤事案の防止に重要であると考えられることから、各地方事務所において、一般契約弁護士になろうとする弁護士に対し、「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布するとともに、ホームページで紹介するなどの方法により、一般契約弁護士に対して規程等の周知を図った。

2 公判時間連絡メモによる報酬算定

被告人国選事件及び少年付添事件の公判立会時間等について、国選弁護人等の過失等による申告内容の誤りを発見するために、平成23年10月1日から導入した公判時間連絡メモの制度が定着し、報酬算定に際しては、公判時間連絡メモを参照して国選弁護人等の申告内容に誤りがないか確認しつつ報酬算定を行う運用が徹底されている。

3 職員研修等の実施

報酬基準は改訂を繰り返して複雑化しており、過誤を生じる危険があることから、本年度は業務に関する各種知識を習得させることで過誤を防止することを目的として、平成25年7月3日、4日の2日間にわたり、報酬

算定決裁者である各地方事務所・支部の事務局長等を対象とする研修を実施した。同研修においては、報酬算定業務に必要となる各種規定について解説するとともに、報酬算定について過誤を招きやすい算定項目を盛り込んだ報酬算定演習を実施した。

4 報酬計算業務の本部への集約

複雑化した報酬基準への対応を徹底したものとするため、報酬の計算を専門的に行うことを目的とした国選弁護等報酬算定業務室を本部に設置し、地方事務所での報酬算定決定の前に、同室に報酬の計算を依頼する仕組みをとることとした。

この集約過程で、栃木地方事務所において、平成19年8月頃から長期にわたって報酬基準に反する旅費算定が行われてきたことが判明した。

(3) 外部機関等との関係

① 地方協議会の開催等

【年度計画】

- ① 全国の地方事務所において、各地の実情を踏まえ、開催する地方協議会の議題、参加者、開催時期、開催回数等を適宜工夫し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、業務運営上の参考とすることにより、当該地域の実情に応じた業務運営を行う。

また、各地方事務所の取組状況のうち、参考となる事例を全国に普及させる。

1 地方協議会開催状況

平成25年度は、全国の地方事務所において合計95回（平成24年度104回）の地方協議会を開催した。各地方事務所においては、地区別に地方協議会を開催する方法や、高齢者・障がい者への法的支援、司法ソーシャルワーク等のテーマごとに開催する方法や寸劇を行うなど、地方の実情に応じた工夫を施して開催し、関係機関・団体との一層の連携強化を図った。

2 アンケートの実施

関係機関等に対し、あらかじめアンケート調査を実施して支援センターに対する問題提起、疑問点等の意見・提案を寄せてもらった上、地方協議会の際に、寄せられた意見等について詳細を聴取するとともにし、その意見等これを業務に反映させるなどして、関係機関・団体との相互理解を深

めるなど、更なる連携の強化を図った。

3 先進事例の紹介

地方協議会を通じてより一層地域の実情に応じた業務運営ができるよう、全国地方事務所長会議及び同事務局長会議において、地方協議会が出された意見等に基づく具体的改善例として「聴覚障がい者が相談を希望する場合、法テラスが手話通訳の手配を行うべき、との意見を受け、刑事事件において手話通訳の派遣を行っている団体に要請し、連携して対応した」事例、「関係団体から法テラスの業務説明の要請を受けて、10か所の関係団体を訪問し、業務説明を実施した」事例等の報告を行った。

【年度計画】

- ② 本部又は地方事務所において、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選を行う。

地方協議会を開催するに当たっては、各地方事務所において、議題や開催方法等に応じて、参加してもらう関係機関等を検討した上で出席依頼を行い、利用者その他の関係者の意見がより適切に反映されるよう工夫した。平成25年度においては、例えば、「高齢者・障がい者への法的支援」などをテーマに掲げ、地方事務所が地方協議会において適宜使用できるよう本部において各種参考資料を作成し、その利用促進を図るとともに、地元自治体、弁護士会、司法書士会のほか、地元自治体の福祉部、地域包括支援センター及び社会福祉協議会等に出席を依頼するなど、潜在的な利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関等との連携協力関係の確保の観点から、参加者の人選を行った。

② 関係機関との連携強化

【年度計画】

- ① 法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議等を年1回開催し中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。
- ② 各地方事務所において、地方協議会や研修会・打合せ等を通じて連携の充実に努める。
- ③ 社会情勢の変化等に伴い新たに創設される関係機関・団体、また、関係機関・団体において新たに創設される制度に関する情報収集に努め、支援センターの業務についての理解を得て、連携・協力関係の構築に努

める。

コールセンターにおいても、関係機関の担当者による業務説明会を実施して連携の強化を図る。

1 本部における連携に関する取組状況

法務省が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議（12月、21府省庁等が参加）に参加し、関係機関等において支援センターの業務内容及び被災地支援について理解を得てもらうとともに、引き続き連携強化を依頼した。

2 地方事務所における連携に関する取組状況

全国の各地方事務所・支部において、地方協議会や相互研修会、打合せ会等を2,387回（前年比328回増）にわたり開催し、関係機関等との連携の充実に努めた。

3 その他関係機関・団体との連携に関する取組状況

- (1) 被災者支援として、消費者庁、地方自治体と連携し、被災地出張所において各種専門家によるワンストップ相談会を実施した（宮城県内の南三陸、山元、東松島、岩手県内の大槌、気仙、福島県内の二本松市、ふたば）。
- (2) 個人版私的整理ガイドライン広報キャンペーンを契機として、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会との連携を強化し、利用者からの問合せに対して同運営委員会コールセンターで対応可能な案件を転送する運用を行った。また、同運営委員会のコールセンターの情報を支援センターのホームページに掲載するなどの取組を継続した。
- (3) 静岡地方事務所においては、精神に問題を抱えた方が適切な法律相談を受けられるよう、静岡県と共催で、精神保健福祉士専門職が同席することによりメンタルヘルスにも配慮した法律相談会（6回、53件）を実施したほか、法律専門職と精神保健福祉専門家が、具体的事例に基づきそれぞれの立場の違い等を学び、互いの理解を深める研修会（3回、156名参加）を実施した【再掲】。
- (4) 岩手県と事業協定を締結し、平成25年度は被災地出張所以外でも東日本大震災の被災者に対する各種専門家の相談を実施した。

【年度計画】

- ④ 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会や同協議会に設置されている分科会、犯罪被害者支援に関する協議会等に参画し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。

1 被害者支援連絡協議会への参加

全ての地方事務所において被害者支援連絡協議会に参画し、分科会にも積極的に参加した。被害者参加旅費等支給制度、被害者参加人のための国選弁護制度、民事法律扶助制度、日本弁護士連合会委託援助の各制度について、利用方法及び運用状況を説明し、支援センターが提供できる被害者支援制度について総合的な理解を深めることに努めた。また、相互理解のために、他の機関・団体における犯罪被害者支援の取組状況等について情報交換を行うことで連携の維持・強化を図った。

2 DV防止法第9条連絡協議会への参加

各地方事務所において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第9条の趣旨に基づき設置された連絡協議会に参加し、DV対策に取り組む関連団体との更なる連携を図った。

3 関係機関との連携

各地方事務所においては、犯罪被害者週間（11/25～12/1）又は同週間の前後に、関係機関と共に啓発・広報活動を行った。具体的には、街頭での啓発用グッズ、リーフレット、チラシ等の配布を行い、イベントが開催される場合には会場でのポスター、パネル等の展示を行った。また、内閣府の交通安全基本計画に基づく交通事故被害者サポート事業における交通事故被害者支援の充実を図るための意見交換会に参加した。

本部においては、以下のような活動を行った。

- (1) 国土交通省の公共交通事故被害者等支援ネットワーク会議での被害者等支援に関する業務説明
- (2) 警察庁の視察対応において支援業務の運営状況に関する説明、また、警察庁のストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会での支援センターの犯罪被害者支援業務に関する説明
- (3) 内閣府交通事故被害者サポート事業の交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関するシンポジウムへの参加
- (4) 日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会及び横浜弁護士会の主催による犯罪被害者支援全国経験交流集会への参加
- (5) 内閣府が主催する国民の集いに協力・後援し、会場におけるパネル展示
- (6) 法務省保護局の犯罪被害者支援担当保護観察官の研修において、支援センターの犯罪被害者支援業務についての講義
- (7) 内閣府男女共同参画局と連携して、被災地における女性の悩み・暴力相談事業の一つとして、宮城県内南三陸出張所で「女性の悩みごと相談」の実施

- 【資料22】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移
(平成18年度～平成25年度)
- 【資料23】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容
- 【資料24】 地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある
弁護士の紹介状況
- 【資料40】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手
続」の問合せに対する紹介先
- 【資料41】 地方事務所における問合せ件数の推移
(平成18年10月～平成25年3月)
- 【資料42】 地方事務所に対応した問合せ内容

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 総括

① 一般管理費等

【年度計画】

- ① 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。

1 柔軟な職員配置及び国家公務員に準じた給与体系の維持

業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用して常勤職員及びパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、国の制度に準じた内容の給与規程を維持した。また、国家公務員の退職手当の法改正に伴い、国家公務員と同水準となるよう、退職手当の規程の改正を行った。

なお、国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス）は、81.3ポイントであった。

【年度計画】

- ② 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。
一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。）を前年度比1パーセント削減する。

2 業務運営の効率化による削減

(1) 一般管理費の効率化減

平成25年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費(2,231,332千円)のうち、新規追加・拡充分(228,366千円)を除いた額は2,002,966千円である。これは、前年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費(2,108,521千円)と比べ、対前年度105,555千円の削減となった(5.0%減)。その結果、人件費及び公租公課を除く一般管理費について、前年度比3%(63,256千円)を上回る削減額を達成した。

経費削減の主な内容としては、常勤弁護士用パソコン端末の一括調達を実施したことにより1年当たり5,012千円を、会計監査人監査委託に係る候補者の選定において、選定方法を総合評価方式へと変更することにより2,975千円を、それぞれ削減した。

(2) 事業費の効率化減

平成25年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費(893,387千円)のうち、新規追加・拡充分(204,598千円)を除いた額は、688,789千円である。これは、前年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費(706,845千円)と比べ、対前年度18,056千円の削減となった(2.6%減)。その結果、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費について、前年度比1%(7,068千円)を上回る削減額を達成した。

経費削減の主な内容としては、サーバ機器等の集約によるデータセンターのラック数の見直しにより7,542千円を、ネットワーク回線使用料について、契約方式の見直しを実施したことにより1,758千円を、それぞれ削減した。

【年度計画】

- ③ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとする。これら競争的手法を活用するに当たり、特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については、公告期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の見直しを行うなど、一層の競争性の確保に努めるものとする。また、少額随意契約による場合においては、見積り合わせ方式の活用を徹底するとともに、性質随意契約による場合においても、契約内容の妥当性及び相当性を十分精査するものとし、これらの取組によって、経費の節減を図る。

3 各種契約手続における経費の節減

物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たり、目的が特定の者でなければ納入できないような性質上やむを得ないもの又は少額随意契約に該当するものを除いて、一般競争入札及び総合評価方式等の競争的手法を活用して契約を行った。

これらに加え、競争的手法を活用する場合において、競争性が十分確保されるよう、一者応札となった契約を精査し、応募者を増やす方策としてホームページで公表している「一者応札・応募に係る改善方策について」に従い、入札参加が見込まれる業者に対して積極的に入札情報のPRを行うとともに、入札に関する情報として、公告文に加えて入札説明書及び仕様書等をホームページに掲示する措置を講じた。

さらに、少額随意契約の場合においても、複数の業者から見積りを徴収し、最も低額な価格で契約しているほか、性質随意契約の場合であっても、契約内容を十分に精査して、見積書を複数回求めるなどの工夫を行うことにより、経費の削減を図った。

なお、支援センターにおける平成25年度の契約の状況については、業務実績報告書別紙4のとおりである。

② 組織の見直し

【年度計画】

- ① 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、民事法律扶助事件及び国選対象事件の事件数等の業務量実態に見合った適正なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。

1 事件数等に応じた適切な配置と採用

利用者へのサービスの質を低下させないよう配慮しつつ、業務量実態を考慮した職員の再配置として、比較的業務量が軽度である京都地方事務所、山梨地方事務所の常勤職員各1名を減員し、繁忙庁である大阪地方事務所、福岡地方事務所に常勤職員各1名を配置した(平成25年度当初増員できた3名については、繁忙庁である本部、東京地方事務所、大阪地方事務所に配置。)

2 真に必要な職員数の検証

真に必要な職員数の検証のためには、合理的な事務処理方法の確立が不可欠であるところ、事務処理の合理化・標準化に資するものとして、引き続き平成26年度当初85名（前年度当初120名）の広範な人事異動を行い、また、実務トレーニー制度（他の地方事務所において一定期間業務に従事させ、自己の所属する地方事務所の業務処理方法の改善に役立てるため研修を行う制度）を実施し、延べ9日・3名を参加させ、他の地方事務所の効率的な業務の仕方等を経験することにより各地方事務所の業務の合理化を図る環境を整備した。

【年度計画】

- ② 常勤弁護士の配置の検討に当たり、民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件等の受任の確実性、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性等を検討する。

常勤弁護士の配置の検討に当たり、民事法律扶助事件及び国選弁護事件等の受任の確実性を踏まえ、各地方事務所の事件数、弁護士数及び常勤弁護士への配点状況等に関する最新の情報を収集した上で、日本弁護士連合会との協議も重ねるなどして、配置の必要性について検討し、平成25年度に常勤弁護士を新たに配置した地域事務所は1か所（徳之島地域事務所）で、増員配置をした地方事務所は11か所、地域事務所は6か所であり、合計18か所に常勤弁護士を新たに配置又は増員し、民事法律扶助事件及び国選弁護事件等の担い手を拡充した。【再掲】

地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化については、地方自治体や社会福祉法人で研修を受けた常勤弁護士による地域の関係機関等との連携に関する講義を研修に組み入れたり、同分野で先駆的な役割を果たしている常勤弁護士と2人1組になってノウハウ等の個別指導を受ける実地研修を行うなど、常勤弁護士が積極的に連携に取り組むことができるようサポート体制を充実させた。【後段につき再掲】

支援センター及び常勤弁護士が今後の重点課題と認識している福祉分野に潜在する法的ニーズを把握し、福祉分野の関係機関等との連携の促進を図るため、常勤弁護士を地方自治体や社会福祉法人などに派遣し、外部研修を受けさせた。【再掲】

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成26年3月31日現在）

【年度計画】

- ③ 支部・出張所については、より効果的・効率的な業務運営に資するよう、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組にも配慮しつつ、業務量、対応する地方事務所の体制、費用対効果等を総合的に考慮して、引き続き、必要な見直しを行う。

東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県に設置した合計7か所の被災地出張所については、いずれもその設置期限を平成27年3月末まで延長し、被災者の法的支援態勢の一層の充実を図った。

東京地方事務所においては、同一区内の新宿出張所について、業務の効率性の向上を図り、同出張所利用者のアクセス上の安全性を高めるべく、本所との統合に向けて移転させた。

(2) 情報提供・犯罪被害者支援

① コールセンターの利用促進

【年度計画】

- ① 利用者にとって適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページや広報、関係機関との打合せ等の際に周知を図る。
- ② 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的運用を図る。

1 コールセンター及び地方事務所の役割の明確化と周知

- (1) ホームページやパンフレット、関係機関等との各種会議等において、電話による問合せはコールセンターを案内することを原則とし、最初から民事法律扶助を希望する利用者や面談による情報提供（参考資料等を利用して情報提供を行う必要がある場合）を希望する利用者については、地方事務所を案内する取扱いについての説明を継続して実施した。
- (2) 個人版私的整理ガイドラインに関する広報キャンペーンを実施し、TVCM、WEB、新聞広告などを通して、二重ローンの問題やその他東日本大震災に関する法制度の紹介や相談窓口についての情報提供について、震災法テラスダイアル（フリーダイアル）を広く案内した。
- (3) 以上の結果、情報提供件数は、平成25年度は522,579件（前年度538,191件）と50万件を超える件数を維持するとともに、全体に占めるコールセンターでの問合せ件数の割合は60.0%（前年度60.9%）と6割を維持した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

2 コールセンターへの内線転送

引き続き内線転送を促進した結果、内線転送件数は、平成25年度は18,042件（前年度14,156件）に増加した。

3 コールセンターオペレーターの出勤シフト調整

コールセンターの受電傾向を分析し、平日昼間の出勤者を多くし、夜間及び土曜日の出勤者を少なくするなど、コールセンターの応答率を維持しつつ、業務運営の効率化を図った。

【資料8】平成25年度情報提供件数の推移

【資料43】平成25年度における相談分野の概要（問合せ上位20位）

【資料44】平成25年度における関係機関紹介状況

② コールセンターの設置場所等

【年度計画】

- ① コールセンターの運用に当たっては、利用者へのサービスレベルの維持向上を図りつつ、安定的かつ効率的運用に努める。
- ② コールセンターの運用に当たっては、支援センターの他の業務との連携や利用者のニーズに対応するため、コールセンターにおける民事法律扶助に関する資力確認の実施対象の拡大を図るなどして、支援センターの業務全体の効率化も視野に入れ、業務運営の経費削減に努める。

1 コールセンターの安定的・効率的運用と利用者サービスの質の向上

(1) コールセンターの自主運営により、以下のとおり、サービスの質の向上を図っている。

- ① オペレーターを長期的に雇用することが可能となった結果、継続的な研修によりオペレーターの質を向上させることが可能となった（ミステリーコール（電話対応状況覆面調査）の結果では、応対面の平均達成率が平成25年度は約80%（前年度約72%）に上昇した）。
- ② サービスの質を向上させるためのノウハウの蓄積が可能となった（ノウハウを蓄積させた結果が上記の評価に結び付いている。）。
- ③ 契約の変更等の手続を経ずに新たな形態によるサービスの提供を柔軟に行うことが可能となった。平成23年度においてはフリーダイヤルによる被災者に対する情報提供（震災法テラスダイヤル）を実現し、平成24年度においては、コールセンターでの民事法律扶助業務に関する

る資力要件の確認サービスを5地方事務所で先行的に開始し、平成25年度にはこれを15地方事務所に拡大した。

- (2) コールセンターでは、曜日・時間帯ごとの入電傾向を把握し、件数予測に基づいてオペレーターの配置人員を決定することで、繁忙期に放棄呼（着電があったが応答できずに利用者が切電してしまう状況）を発生させないように努めるとともに、余剰人員が生じることを防止した。

2 運営コストの削減についての検討内容

支援センターの他の業務との連携を進めるため、コールセンターにおいて、オペレーターが民事法律扶助業務に関する概要説明を行い、利用者のニーズに応じて積極的に全国の地方事務所に電話を転送して、法律相談援助の予約につなげる運用を行ってきたが、平成25年度は更に業務全体の効率化を図るため、法律相談援助を希望する利用者については、コールセンターにおいて資力要件を確認し、地方事務所に転送する運用を15地方事務所（前年度5地方事務所）に拡大し、コールセンターの運営コストの上昇を抑えながらサービスの質を向上させた。

(3) 民事法律扶助・国選弁護人等確保

① 民事法律扶助業務の事務手続の効率化

【年度計画】

事務手続の効率化を図るため、各種調査での事務手続洗い出しの結果を基に、最も合理的かつ効率的な標準事務について、引き続き、具体的な検討を進める。また、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等、審査の適正を確保しつつ、援助審査方法の合理化を図る。

1 書面審査の活用

事務手続の効率化を図るため、援助開始決定時における書面審査の活用を推進し、引き続き全ての地方事務所で書面審査を実施した。

2 審査方法の合理化

(1) 単独審査の推進

審査委員の人数について、事案に応じて合理化を図り、引き続き簡易案件（同時廃止決定が見込まれる破産事件、公示送達による離婚事件、敗訴その他の理由により報酬金決定を伴わない終結事件等）の審査については、審査委員1名による単独審査を推進した。審査付議件数が少ないため、別に単独審査の機会を設けることや事件の選別作業を行うこと

がかえって事務負担となる小規模地方事務所等を除き、40か所の地方事務所で単独審査を実施した。

(2) 専門審査委員制度の拡充

平成20年度に導入した「専門審査委員制度」（民事法律扶助の援助審査実務に精通した審査委員に集中的に審査の事前準備を行わせることにより、審査1回当たりの処理件数を増やすとともに、援助申込みから援助開始決定までの期間短縮を図る等、審査の効率化とより精緻な判断の両立を図る制度）は、平成25年度には33事務所が実施しており、定着しつつある（平成20年度は5事務所、平成21年度は17事務所、平成22年度は18事務所、平成23年度は31事務所、平成24年度は34事務所）。

(3) 審査事務の平準化に向けた取組

援助申込者からの提出書類については、審査の適正を確保しつつ、合理化を図るための検討を継続し、平成25年度には、検討結果に基づく審査書類の統一化・合理化に係る取りまとめ案につき、地方事務所に意見照会を行った。

各地の審査現場における課題や運用状況等について情報共有するため、地方扶助審査委員長会議を開催した。

また、新たに民事法律扶助の審査基準及び各種規定の解釈・適用等に関する問題を定期的に議論し、審査事務の平準化の推進に向けての提案をするプロジェクトチーム（民事法律扶助審査基準・運用検討プロジェクトチーム）を設置し、その検討状況等につき、民事法律扶助担当副所長会議において地方事務所と情報共有するなど、審査の適正を確保しつつ、援助審査方法の合理化を図る取組を進めた。

東日本大震災の被災者に対する援助については、被災地の実情や平成24年度の援助実績等を踏まえ、審査要領等の見直しを行うなど、審査の効率化に努めた。

また、平成25年度の民事法律扶助業務に関する職員研修において、各地方事務所における援助開始決定までの事務手続に関する調査等を行い、更に合理化が見込まれる点について協議を行ったところ、研修員からは「有意義であった。」、「今後の実務に反映させたい。」等の感想が寄せられた。

② 国選弁護業務の効率化

【年度計画】

- ① 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てに関する再算定について、見直しによる事務手続の簡素化・合理化の進展状況を引き続き注視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する。

- ② 国選弁護士契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行い、契約数の増加に努める。
- ③ 一括契約に基づく算定の対象となり得る複数の即決申立被告事件の配点方法等の実務運用について、裁判所等関係機関との間で協議を行う。

1 不服申立ての事務手続の変更

報酬算定に対する不服申立てについて、「判断が容易であり、理事長の判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理できる制度を導入して4年目に入ったが、平成25年度は合計326件の不服申立てのうち77件（約23.6%（前年度約17.7%））について地方事務所限りで処理を行った。

2 一括契約弁護士数の増加

全ての地方事務所において、一括契約の解説が記載された国選弁護業務の解説書である「国選弁護関連業務の解説」を、弁護士会の協力を得て、全国の一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布し、一括契約の増加に努めた。

その結果、支援センターとの間で一括国選弁護士契約を締結している弁護士数は、平成26年4月1日現在で8,748名（前年同日比756名増）に増加した。

3 関係機関との協議

各地方事務所において、必要に応じて、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括契約に関する事件の配点方法について確認した。

(4) 司法過疎対策

【年度計画】

上記 I 2(1)②の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。

地域事務所の設置後においても、当該地域の司法過疎状態の状況把握を行い、所要の検討を行う。

司法過疎対策として、実働弁護士がより少ない地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、（i）地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、（ii）当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地

方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域を優先し、加えて、(iii) 地方裁判所支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv) 当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、(v) 当該地方裁判所支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関連機関の支援体制等を考慮して設置し、常勤弁護士を常駐させることとしている。【再掲】

上記基準に基づき、平成25年度は新たに、鹿児島県の離島に徳之島地域事務所を設置した。【再掲】

平成25年度までに設置した33か所の司法過疎地域事務所について、当該地域の最新の事件数、実働弁護士数、契約弁護士数等の情報を収集し、各地域事務所の存続の必要性を検討した。その結果、33か所のうち23か所については、司法過疎地域事務所を廃止した場合、その地域の法律サービスの提供体制に重大な問題が生じるため、廃止は不相当と判断した。また、残りの10か所についても、既存の事務所を廃止した場合、実働の契約弁護士数が極めて少なくなる上、いずれも当該地域を管轄する地方裁判所本庁から距離が遠く、その管内の弁護士の応援を得るのが困難であって、廃止による弊害が大きいことから、存続させる必要があると判断した。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成26年3月31日現在）

3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 情報提供

① 利用者のニーズの把握と業務への反映等

ア 客観的評価の実施

【年度計画】

情報提供窓口の質の向上を図るため、コールセンター及び各地方事務所情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を平成25年度中にそれぞれ1回以上実施し、業務内容や電話対応等にフィードバックして、業務改善を図ることにより、窓口対応の向上を図る。

1 客観的評価の概要

コールセンターについては、平成25年9月から同26年2月にかけて、平成23年度実施したものと同様の音声ログ調査（労働問題・相続問題）各15本（計30本）とミステリーコール2事例（労働問題・相続問題）各5本（計

10本)を実施し、評価を行った。

地方事務所等については、上記期間中に全ての地方事務所・支部61か所に対する前記ミステリーコール2事例各1本(計2本)、総合計162本について評価を行った。

対応については、①基本対応に関する事項(オープニングトーク、保留回数等)、②話し方・聴き方に関する事項(相づち、クッション言葉等)、③説明に関する事項(専門用語の置き換え、復唱確認等)、④問題解決に関する事項(選択肢の提供等)及び⑤顧客満足に関する事項(不安の排除等)の5分野28項目についてそれぞれ評価を行い、その平均達成率は約67%(前年度約68%)であった。

また、対応に関する評価に加え、更なる情報提供業務の質の向上を図るため、必要かつ正確な法制度・関係機関情報の提供についても合計28項目の評価を行った(労働関係事例15項目の評価に係る平均達成率は約28%、相続関係事例13項目の評価に係る平均達成率は約56%(前年度は貸金問題・男女問題の平均達成率約55%)。客観的評価の結果、情報提供が不十分な点については、研修等を通じてフィードバックを行っている。

2 評価内容のフィードバック

(1) コールセンターにおける評価内容のフィードバック

コールセンターでは、定期的に管理スタッフによるモニタリングや個別指導を実施して対応レベルの向上に努めているところであるが、コールセンター長に対して前記調査及び評価結果を伝え、指摘された点を踏まえたオペレーターへの個別指導等を実施した。

(2) 地方事務所における評価内容のフィードバック

今回の調査結果を踏まえ、対応のトークスクリプトを改定し、その徹底による対応の標準化及び質の向上を図る目的で、全国の地方事務所・支部の窓口対応専門職員を対象とした研修を2回(平成26年1月)にわたり実施し、76名の同職員及び一部の常勤職員(6名)が参加した。同研修では、客観的評価実施の際に採取した音声ログを活用して、地方事務所における対応の現状及び特に改善すべき点を明確にしたカリキュラムを策定して指導し、実践的なロールプレイングを行うことにより、対応の質の向上を図った(具体的な研修内容につき55頁参照)。

また、全国の地方事務所・支部に対し、特に改善が必要な項目等を示した評価結果を伝えるとともに、客観的評価実施の際に採取したログのうち、高評価であったもの及び低評価であったもの合計20本を選定して送付し、各地方事務所等において、これを素材とした対応改善等を図る勉強会等を企画するよう連絡し、43か所の地方事務所・支部にて168回(前年度44か所・208回)研修を実施した。

3 コールセンターの運営体制調査の実施

(1) 概要

平成25年度新たにコールセンターの「ミッション・目標」、「パフォーマンス」、「組織・体制」、「人材マネジメント」など、全7領域について、インタビュー、観察、コール量調査、応対診断などの方法を用いて、第三者による調査・評価を実施した。

(2) 評価結果及びフィードバック

ミッションの浸透やオペレーターの育成計画などについて課題があるとの指摘を受けたが、応答率の維持、平均通話時間・後処理時間、自己完結率、スーパーバイザーのオペレーター支援などについては、目標をクリアし、高い評価を得た。

今後、指摘事項などを踏まえて、順次改善を図っていくことで、更に効率的、効果的なコールセンターの運営を目指す。

イ 関係機関情報の充実

【年度計画】

関係機関・団体との相互理解を深めるため、関係機関・団体との協議会や研修会等を開催又は積極的に参加する。

関係機関情報について、全国どこからでも一定水準以上の関係機関情報の提供を行うため、地域の事情に即した情報の収集・登録を行い、関係機関情報の充実・共有化を図る。

1 関係機関との情報交換

地方事務所等において、地方協議会を開催するなどして、情報提供業務等、支援センターの業務に関わる具体例の解決方法を説明し、関係機関に支援センターとの連携の具体的なイメージを持ってもらうとともに、支援センターに多く寄せられる多重債務問題、家事問題、消費者問題等について、分野別の連携の構築・強化の方策等について意見交換を行った。

2 関係機関情報の充実・共有化

(1) 関係機関情報については、24,500余件で昨年とほぼ横ばいとなっているが、地方事務所を中心に、関係機関のデータベースの更新作業（利用のない窓口の登録の抹消等）を行う一方で、新たに連携した関係機関の窓口を加えて更新するなど充実化した。

(2) 東日本大震災関連については、引き続きホームページ上の東日本大震災関連情報として、関係機関と連携を取って相談窓口一覧を掲載し、随

時更新して利用者の利便性の向上を図った。

- (3) 原子力損害賠償支援機構と連携し、ホームページに各地の詳細な相談会情報を公開するとともに、随時更新して利用者の利便性の向上を図った。

ウ アンケート調査の実施

【年度計画】

通年のホームページにおけるアンケート調査や期間を設定したコールセンター及び地方事務所での情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。

1 ホームページにおけるアンケート（評価値3.1）

地方事務所やコールセンター、メールによる情報提供の利用者に対し、職員対応、内容の的確性、認知経路、利用状況につき、ホームページ上でのウェブによる利用者アンケートを行っている。平成25年度もこれらを継続して実施し、メールによる利用者に対しては、有効回答率の向上を目指して返信文にアンケートへの協力を依頼する文言を掲載した。

2 コールセンターにおけるアンケート（評価値4.6）

コールセンターにおいては、平成25年11月15日から同年12月14日までの間、電話によるコールセンター利用直後に、オペレーターの対応についての満足度調査を実施し、5段階評価で4.6の満足度を得た（調査対象総件数19,027件中3,080件回答。有効回答率16.2%（前年度2.8%）に上昇）。

3 地方事務所におけるアンケート（評価値4.5）

地方事務所においては、平成25年9月1日から同年11月30日までの間、面談による情報提供を受けた利用者に対し、職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼する方式で実施し、5段階評価で4.5の満足度の評価を得た（総面談件数4,860件中1,531件回答。有効回答率31.5%（前年度34.3%））。

【資料46】利用者満足度調査

エ オペレーター等の質の向上

【年度計画】

アンケート調査結果や評価結果をオペレーター等の研修内容に反映するため、ロールプレイ等を内容とするオペレーター等の研修を実施する。その上で、利用者の立場に立った対応能力の向上を図る。

1 研修計画の策定

引き続き、コールセンターにおいては、これまで外部の専門講師による研修を受講していないオペレーターに対する対応研修を計画し、平成25年度は初めて客観的評価に基づくカリキュラムを盛り込んだ。

2 研修の実施

アンケート調査や第三者による評価結果を踏まえ、以下のとおりオペレーター等の質の向上に努めた。

(1) コールセンターオペレーター等について

上記計画に基づき、「コールセンターの目的」を再確認することで、コールセンターが目指すべきところを共有し、採取した音声ログを活用して対応の現状を共有した上で、ペアワーク・グループワーク、講義、ロールプレイングを行ってコミュニケーションスキルを向上させるとともに信頼される対応の確立を図った。

(2) 地方事務所の窓口対応専門職員について【再掲】

全地方事務所・支部の窓口対応専門職員の出勤日数、職務経歴、過去の研修の受講状況等を勘案の上、本部において対象職員を選定して、研修を2回（平成26年1月）にわたり実施し、76名の窓口対応専門職員が参加した。

研修カリキュラムは、客観的評価の結果に基づき、特に改善が必要な事項を明確にするとともに、採取した音声ログを活用して対応の現状を共有し、改善・標準化を図ることを主目的に策定した。具体的には、トークスクリプトの徹底、ロールプレイング等の対応講義及びこれらが身に付いているか等の確認のため、対応の事例実践（借地借家、離婚問題）を実施した。また、総合法律支援における情報提供業務の目的や意義等について共通認識を持つための講義も行い、意識の啓蒙を図った。さらに、正確な法制度情報の提供をするため、直近に制定・改正された法制度等（労働契約法、DV防止法、ストーカー規制法、各種の詐欺問題）に関する講義を実施した。

各地方事務所・支部においては、客観的評価結果を基に、それぞれの事務所において改善すべき点等についての研修や各種法制度又は関係機関の窓口に関する勉強会等を168回（前年度208回）にわたり実施した。

② 提供する情報の内容及びその提供方法

【年度計画】

- ① 新規に関係を構築した関係機関情報、新たな法制度や社会情勢に対応した法制度を紹介するFAQの追加・更新などデータベースの一層の拡充を図るとともに、定期的に内容を見直し・更新作業を行い、最新かつ正確なデータの維持・提供に努める。震災に関する情報についても、逐次更新追加を行う。

1 FAQの追加更新

業務開始以降コールセンターに寄せられた問合せを分析するとともに、オペレーターが業務上必要と感じる案件のFAQ化にも努め、データベース上のFAQの随時更新・増加を図った。また、よく利用されるFAQ約780問をホームページで公開した。

平成25年度におけるFAQ更新件数は以下のとおり。未更新のFAQについても見直しを図るべく全面的に内容の確認を行っている。

FAQ更新件数：	382件（うち震災関連50件）
FAQ新規投入件数：	144件（うち震災関連5件）
FAQ総件数：	4,348件（うち震災関連598件）

2 東日本大震災相談事例Q&Aのホームページへの掲載及び更新

引き続き、東日本大震災相談事例Q&Aをホームページに掲載し、広く市民が利用できるよう配慮したほか、新たな情報にも対応するため内容の更新（2問）及び追加（22問）を行った。

3 情報提供の環境整備

コールセンター内に設置している震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）において、東日本大震災の被災者及び被災関係者からの問合せに応じた（問合せ件数4,952件（前年度2,981件））。【再掲】

4 多言語通訳サービスの試行

地方事務所において、日本在住外国人からの問合せに対し、専門業者に委託し、電話による多言語通訳サービス（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語）について試行を引き続き行い、平成26年度からの本格実施（タガログ語を韓国語に見直し）につなげた。

【年度計画】

- ② 利用者へのサービス向上のため、法律専門家等の情報提供業務への関与を継続し、オペレーター等へのアドバイス対応やFAQ、震災Q&Aの充実、メール対応等の情報提供業務の正確性の確保と内容の充実を図る。

情報提供の正確性を確保し併せて質の向上を図るため、関係機関等の協力を得て、法律専門家を以下のとおり配置した。

- (1) メール対応及びFAQ更新・追加、震災FAQ・Q&A作成・更新・追加等のため、本部に専門員として弁護士・司法書士を配置
- (2) 仙台弁護士会の協力を得て、コールセンターに弁護士の非常勤専門員（リーガルアドバイザー）を配置

【年度計画】

- ③ 各士業によるワンストップ相談会や震災フリーダイヤルを継続して実施するほか、外線転送の試行を踏まえて、これを拡大・充実することで利用者の利便性の向上を図る。

- 1 東日本大震災の被災者を支援するため、宮城、岩手、福島の各県に設置した7か所の支援センター被災地出張所において、消費者庁、地方自治体と連携し、弁護士以外の各種専門家によるワンストップ相談会を実施した。

【再掲】

- 2 引き続き、コールセンター内に設置した震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）において、被災者及び被災関係者からの問合せに応じた。【再掲】
- 3 利用者からの電話を関係機関へ転送して関係機関での相談予約を取ることができるようにするなどの外線転送の試行を引き続き実施した。

【年度計画】

- ④ 従来実施しているパソコンのメールに加えて、情報端末の多様化に応じた情報提供サービスの実施を検討する。

スマートフォン等の携帯情報端末を利用した情報提供サービスの利便性を高めるため、スマートフォン用のウェブサイト上に、画面をタッチするだけでコールセンターへ架電できる「通話ボタン」を設置した。

【年度計画】

- ⑤ ホームページやリーフレット等の内容の充実に努め、積極的な情報発信を行う。引き続き、IT技術を駆使した情報提供サービスについて情報収集に努め、その実現可能性について検討する。

東日本大震災の被災者支援の観点から、引き続き、東日本大震災相談実例Q&Aをホームページに掲載し、内容の更新、追加を行ったほか、相談窓口一覧を掲載し、随時更新して利用者の利便性の向上を図った。また、引き続き、コールセンター内に設置した震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）において、被災者及び被災関係者からの問合せに継続して応じた。【再掲】

福島県内に設置した被災地出張所であるふたば出張所においては、弁護士の不在時にも法律相談が可能なテレビ電話を利用した法律相談を実施した。

平成25年4月からツイッターの運用を開始し、法テラスからの情報発信数は約1,300回を数え、法律相談会の開催告知や法的な内容の情報等を発信するとともに、ホームページとの関連付けによる広報媒体として活用した。平成26年3月現在のフォロワー数は4,700人超である。【再掲】

③ 最適な情報の迅速な提供

【年度計画】

- ① 消費者庁・地方自治体と連携して、被災地における士業によるワンストップ相談を実施する。
- ② ホームページ上の関係機関情報やFAQの充実に努めるとともに、関係機関情報の積極的な利用の促進を図る。

1 ワンストップ相談

7か所の支援センター被災地出張所において各種専門家によるワンストップ相談会を実施した。【再掲】

2 関係機関情報等の充実・周知

- (1) 平成23年度に作成した冊子「東日本大震災相談実例Q&A集」の内容を引き続き相談分野ごとにQ&A形式でホームページに掲載し、被災者及び被災関係者等が広く見ることができるよう公開するとともに、新たな情報に対応するため内容の更新（2問）及び追加（22問）を行った。

【再掲】

- (2) 東日本大震災関連について、ホームページ上の震災関連情報として、関係機関と連携を取って相談窓口一覧を掲載し、随時更新して利用者の利便性の向上を図った。【再掲】

3 事故情報データベースへの参画

コールセンターにおいて事故情報を聴取し、消費者庁が進める事故情報データベースに対して情報提供を行った（6件）。

④ 法教育に資する情報の提供等

【年度計画】

関係機関との連携・協力のもと、全国3か所程度において法教育シンポジウムを開催するなどし、法教育の普及・発展のための取組を継続する。

法教育に関する情報提供を行うための準備作業として、各事務所における法教育の実施状況や実施内容・方法等に関する情報を収集・整理し、組織内での情報共有を図る。

1 法教育普及の基盤整備

法教育への理解を高め、地域における法教育の実践を促進することを目的として、平成25年8月に札幌市においてシンポジウムを行った。同シンポジウムでは、最高裁、法務省、文部科学省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、地元弁護士会、司法書士会及び教育委員会等の関係機関の協力の下、法教育関係者を始め多数の人々の参加を得た。また、シンポジウム実施後には、地元新聞社の協力を得てシンポジウムの内容を紹介し、広く市民への周知を図った。

上記に加え、平成26年2月に広島市で、教員を主たる対象とした法教育セミナーを開催した。同セミナーでは、最高裁、法務省、文部科学省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、地元弁護士会、司法書士会、教育委員会及び教育研究会等の関係機関の協力の下、教員、教員を目指す学生、法曹関係者など多数の人々の参加を得た。また、セミナー実施後には、地元新聞社の協力を得てセミナーの内容を紹介した。

2 法教育の実施

引き続き、市民講座における講演、学校における出前授業の実施及び支援センターの業務内容の説明等の法教育活動を実施した。

実施件数は、総計1,759件（前年度1,603件）であり、内訳は市民講座における講演等が242件（同228件）、学校における出前授業等86件（同88件）、支援センターの業務内容説明等が1,431件（同1,287件）であった。

(2) 民事法律扶助

① 利用者のニーズの把握と業務への反映等

【年度計画】

- ① 事案の内容、申込者本人の能力及び資力等を十分に考慮することなどにより、援助申込者にとって最適な援助を提供するための環境整備に努める。また、震災法律援助業務については、引き続き、個々の事件にきめ細かく対応していくとともに、震災法律援助契約弁護士・司法書士の確保に努め、より被災者が利用しやすい環境整備に努める。

1 書類作成援助・簡易援助の申込者に対する取組

書類作成援助や簡易援助の実施を検討すべき事案については、引き続きその旨を積極的に地方事務所に伝えて受任予定者・受託予定者に検討を促すとともに、地方事務所での取組状況等について本部及び各地方事務所間で情報共有を行った。

書類作成援助や簡易援助がふさわしい事件類型の検討については、日本司法書士会連合会との間で、家事事件に関する検討を中心に継続的な協議を行った。

2 震災法律援助の利用者に対する取組

震災法律援助業務については、引き続き地方事務所への迅速な情報提供に努めるとともに、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の関係機関と密接な連携・協力を図り、制度内容の周知や震災法律援助契約弁護士・震災法律援助契約司法書士の確保について更に理解を深め、円滑な実施に力を注いだ。

その結果、震災法律相談援助では、被災地の実情や被災者のニーズに応じた迅速かつ適切な法律相談援助を48,418件行った。さらに、代理援助等の申込みに当たって求める提出資料等についても、被災者に過度の負担とならないよう必要最低限の書類とするなど柔軟な運用に努め、2,267件の代理援助を実施した。

【資料10】 【震災法律援助】 援助申込状況

【資料14】 【震災法律援助】 震災代理援助事件の事件別内訳

【年度計画】

- ② これまでに実施した各種調査結果等を踏まえ、東日本大震災の被災者を含む利用者のニーズを反映した事業の在り方について、引き続き、検討・立案する。

1 代理援助(家事事件)における取組

平成20年度に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果を踏まえ、より代理援助の利用が促進されるような制度改善に向け、代理援助における代表的事案の収集や日本弁護士連合会等の関係機関との意見交換を継続実施した。その中でも、家事事件は、利用者のニーズが高まっていることが援助件数の増加からも判断できることから、中・長期にわたり計画的に充実・強化に取り組むべき分野であると捉え、平成25年度においては、前年度に行った民事法律扶助制度の利用促進ワーキングチームにおける検討結果に基づき、民事法律扶助制度を利用者に周知するためのパンフレットや契約弁護士・契約司法書士向けのガイドを配布したほか、各地方事務所から各地の家庭裁判所に対し、呼出状発送時に支援センターを周知する文書を同封することを要望するなどの取組を進めた。

2 法律相談援助における取組

「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果、法律トラブルがありながら法律相談を受けなかった理由として、「何をしても無駄だと思うから」といった法律相談の効果への懐疑心を内容とする回答が、「費用がかかりそうだから」といった経済的事情を内容とする回答よりも上位となっており、特に壮年層・高齢層ではその割合が高いことから、専門分野に精通した弁護士による専門法律相談を推進することも、潜在的な法的ニーズの拾い上げに効果的であると考え、引き続き専門法律相談の実施を推進した。

専門分野の法律相談援助について、東京地方事務所上野出張所において平成25年度から高齢者・障がい者の専門相談を開始したほか、大規模地方事務所では、労働問題を始めとした専門相談を行っている。

また、小規模地方事務所でも、平成25年度には三重地方事務所において四日市国際交流センターとの連携による外国人対象の専門相談を巡回相談により実施したほか、アンケート調査等で把握した各契約弁護士・契約司法書士の取扱分野を相談予約時に考慮するなどの工夫も行った。

以上の取組の成果もあり、民事法律扶助における法律相談援助の実施件数は273,594件（前年比2,040件増）となった。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

3 震災法律援助等における取組

東日本大震災被災者の法的ニーズへの対応については、平成25年6月に

行われた個人版私的整理ガイドラインに関する広報キャンペーンに際し、同ガイドラインの利用に係る震災法律援助での対応について各地方事務所へ周知するなど、引き続き地方事務所への迅速な情報提供に努めた。

また、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会等関係機関と密接な連携・協力を行うなどし、いわゆる原発被災者弁護団に対する説明会の開催など、業務内容の周知や震災契約弁護士・震災契約司法書士の確保について理解を深め、震災法律援助業務の円滑な実施に力を注いだ。【再掲】

代理援助等の申込みに当たって求める提出資料等については、被災者に過度の負担とならないよう提出書類を必要最低限とするなど、引き続き柔軟な運用に努めた。【再掲】

宮城県内の南三陸出張所及び東松島出張所では、被災者の中にはメンタル面でのケアが必要となっている方や高齢や障がいにより相談内容をうまく伝達できない方も少なくないことを踏まえ、社会福祉士が事前に相談内容の聴き取りを行った上で法律相談に同席して支援するなど、引き続き被災者の状況やニーズに細やかに対応するとともに、福島県内のふたば出張所においては、テレビ電話を利用した相談を実施するなど、被災者が利用しやすい環境を整備した。

さらに、平成24年11月16日から12月2日にわたり宮城県内の仙台市、女川町、南三陸町、福島県内の相馬市、二本松市（同県内の浪江町からの避難者が対象）の5地区にある仮設住宅居住者に対して実施したアンケートによる法的ニーズ調査の結果に基づき、それを反映した事業の在り方について検討を行った。

前記取組の結果、震災法律相談援助48,418件、震災代理援助2,267件を実施した。【再掲】

前記被災者の法的ニーズ調査(アンケート調査)を踏まえ、平成25年5月から7月にわたり仙台市、女川町、南三陸町、相馬市の仮設住宅の住民及び二本松市にある浪江町民対象の仮設住宅の住民(24人)に対してインタビュー調査を実施した。同調査は、被災者の法的ニーズの実情を正確に把握するとともに、その結果を被災者が抱える法的トラブルの解決に当たり支援センターなど法的機関へのアクセスをするための施策につなげることを目的として実施した。アンケート調査とインタビュー調査の分析を併せて最終報告書として取りまとめた。

なお、最終報告書は、平成26年6月に行われた「東日本大震災 被災者支援シンポジウム」で資料として配布した。

【資料10】 【震災法律援助】 援助申込状況

【資料14】 【震災法律援助】 震災代理援助事件の事件別内訳

② サービスの質の向上

【年度計画】

- ① 迅速な援助を提供して援助申込者の負担を軽減するという観点から、審査の適正を確保しつつ、事案に応じて、援助開始決定時における書面審査の活用及び援助申込者からの提出書類の合理化等、援助審査方法の合理化を図るとともに、審査以外についても標準的な事務処理方法を地方事務所に提示することで事務全般の効率化を図ることなどにより、援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間を平成24年度と比較して短縮させるよう努める。

1 審査の合理化等

書面審査の活用を推進し、引き続き全ての地方事務所で書面審査を行うとともに、単独審査を推進し（平成25年度は44か所（前年度34か所）で実施し、援助申込者の負担軽減を図った。

援助申込者からの提出書類については、審査の適正を確保しつつ、援助申込者の負担を軽減すべく検討を継続し、平成25年度には、審査に必要な書類の統一化・合理化案を取りまとめ、地方事務所に対し意見照会を行った。

また、原子力損害賠償請求事件を含む東日本大震災の被災者を被援助者とする援助については、いわゆる原発被災者弁護団に対する説明会を開催するなど引き続き業務内容の周知に努めたほか、援助要件の判断や立替え決定を迅速かつ適切に行うよう引き続き努めた。

2 援助申込みから受任者・受託者の選任までの期間短縮

平成25年度における援助申込みから援助開始決定までの平均所要日数が2週間以内の事務所は、平成25年度は50地方事務所のうち49地方事務所であり、平成24年度の46地方事務所と比べ3地方事務所の増加となった。

このように書面審査や単独審査などの活用により、審査の適正を確保しつつ、処理の迅速化を進めている。

【年度計画】

- ② 関係機関・団体と連携協力して、法制度の変更、利用者からの意見等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努め、適時適切に契約弁護士・司法書士等に周知する。

1 契約弁護士・契約司法書士への適時適切な周知

新たな制度、利用者からの意見等については、適時適切に契約弁護士・

契約司法書士に周知している。平成25年度の民事法律扶助業務運営細則や書式等の改正・変更に際しても本部で改正点等についての説明文書を作成して地方事務所に提供し、迅速に契約弁護士・契約司法書士に周知するとともに、日本弁護士連合会の会員向けファックスニュースによる周知も行った。また、改正後の各種書式等を日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会の各会員専用ホームページに掲載する等の協力を得る等、適時適切に周知した。

契約弁護士等に対する説明会等については、例えば、長崎地方事務所では、民事法律扶助業務の概要、審査回付と必要書類についての説明のほか、債務整理事件、離婚事件、労働事件等の事件類型別の注意事項等についての説明も行っており、その他の地方事務所でも、弁護士会又は司法書士会の主催する説明会に参加・共催するなどした。

また、対象者が少ないため説明会を実施することが非効率的である等の理由から説明会を実施できなかった地方事務所においても、契約弁護士・契約司法書士に対して個別に文書を発出するなどし、新たな制度の周知や事件を担当するに当たっての注意事項の周知徹底等に努めた。

本部においては、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会との協議の機会を継続的に設け、契約弁護士・契約司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士・契約司法書士に対して周知を図るなどし、民事法律扶助・震災法律援助により提供されるサービスの質の向上に努めた。

2 契約弁護士・契約司法書士が提供するサービスの質の向上に関する取組

平成26年2月に日本弁護士連合会主催の講習会（「民事法律扶助ってなあに～活用のノウハウ～」）。全国29弁護士会及び22支部の計51か所にてテレビ会議実施。日本弁護士連合会総合研修サイトにも新規登録弁護士研修重点選択科目として掲載。）を共催するとともに、講師を派遣して民事法律扶助制度の概要について説明し、契約弁護士の制度理解の向上に努めるなど、サービスの質の向上を図る取組を行った。【再掲】

契約弁護士・契約司法書士及び当該弁護士・司法書士事務所の職員が民事法律扶助制度をより熟知することで更にサービスの質の向上を図ることを期待できることから、各地方事務所が実施する新規登録弁護士、法律事務所職員に対する研修についての実態調査を行った。

また、民事法律扶助制度利用促進ワーキングチームにより平成24年度末に取りまとめられたA3判1枚の家事事件ガイドを契約弁護士等に配布したほか、平成25年6月には「弁護士・司法書士向けほうてらすニュースレター」を創刊、「分かりやすい！民事法律扶助の利用講座」等を掲載し、契約弁護士等の制度理解の向上等によるサービスの質の向上を図る取組

を行った。

東日本大震災の被災者支援に当たっては、被災地特有の法的ニーズに対応するため、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続や個人版私的整理ガイドラインの申出といった震災発生後に整備された制度に関する支援に関し、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と密に連携して、震災法律援助契約弁護士・震災法律援助契約司法書士が被災地の実情や被災者のニーズに応じた迅速かつ適切な法律相談等のサービスを提供できるよう知識・ノウハウの共有に引き続き努めた。

3 契約弁護士・司法書士への「利用者の声」の伝達

利用者の考え方等を知り、今後の対応にいかされることを目的として、「利用者からの声」である苦情や感謝等の言葉を、その対象となっている一般契約弁護士への伝達するスキームを全国で導入するよう、引き続き進め、平成26年3月31日現在、実施中の地方事務所は22か所（平成24年度18か所）となった。

また、新たに一般契約司法書士についても前記同様の伝達スキームを実施することとし、平成26年2月に全国の地方事務所に対して事務連絡を发出し、順次実施するよう取り組んだ（（参考）平成26年5月末現在で実施中の地方事務所は33か所。）。

【資料49】契約弁護士・司法書士への研修実施状況

【年度計画】

- ③ 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、一定規模以上の地方事務所では専門相談の実施・拡充に努める。

また、弁護士会・司法書士会の専門相談窓口利用者が民事法律扶助及び震災法律援助を利用することができる連携スキームの構築に努める。

1 地方事務所における取組【再掲】

東京地方事務所において、多重債務、労働問題、セクハラ・DV、医療過誤、消費者問題、外国人、高齢者・障がい者、インターネットに関する専門相談を、大阪地方事務所において、労働問題、外国人、高齢者・障がい者、生活保護の専門相談を実施しているほか、平成25年度から、東京地方事務所上野出張所において高齢者・障がい者に関する専門相談を、三重地方事務所においては、四日市国際交流センターと連携し、巡回法律相談（月1回）の方法による外国人専門相談を、それぞれ開始した。

弁護士・司法書士数が少ない地域では常設の専門相談の実施が困難であ

るが、契約時のアンケート調査等で把握した各契約弁護士・契約司法書士の取扱分野を相談予約時に考慮するほか、DV案件で相談者の身体に危険が及ぶような緊急の対応を要する場合に、対応が可能な相談登録弁護士を紹介して早急に法律相談援助を実施するなどの工夫を行い、専門性を必要とする事案への適切な対応に努めた。

2 専門分野に精通した契約弁護士・契約司法書士の確保

平成25年度においては、東京地方事務所池袋出張所において消費者相談担当者と事例研究会を定例的に開催したほか、その他の地方事務所でも、弁護士会・司法書士会が主催する講習会等への参加を呼び掛けるなどして、契約弁護士・契約司法書士が取扱分野を広げられるよう努めた。

3 東日本大震災被災地特有のニーズへの的確な対応【再掲】

東日本大震災の被災地特有の法的ニーズに対応するため、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続や個人版私的整理ガイドラインの申出といった震災発生後に整備された制度に関わる支援に関し、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会や、いわゆる原発被災者弁護団等と密に情報交換を行うとともに、随時、支援センター内や契約弁護士・契約司法書士との間でこれらの制度に関する知識・ノウハウの共有に努めた。

さらに、東日本大震災の被災者を支援するため設置した被災地出張所では、弁護士等による無料法律相談（移動相談車両で行う巡回相談を含む。）のほか、各種専門家による無料相談も実施するなど、多様なニーズに対しワンストップサービスを提供するよう努めた。

(3) 国選弁護人等確保

① 迅速かつ確実な選任態勢の確保

【年度計画】

本部において、日本弁護士連合会との定期的な協議の場で、各地の国選弁護人及び付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定態勢について点検する。

また、地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成25年度に1回以上設ける。

裁判員裁判に関し、十分な知識や経験を有する国選弁護人を選任するための態勢や、その知識や経験を多くの弁護士が共有し得るような選任の運用につき、地方事務所ごとに裁判所及び弁護士会と協議して、各地の実情に応じた適切な在り方を検討し、その実現に努める。

1 関係機関との協議

全ての地方事務所において、平成25年度内に1回以上、国選弁護人、国選付添人及び国選被害者参加弁護士の選定態勢に関する裁判所等関係機関との定期的な協議の場を設けた。

2 裁判員裁判に係る態勢整備

(1) 十分な知識や経験を有する契約弁護士の選任

上記協議の場において、特に裁判員裁判に関し、十分な知識や経験を有する契約弁護士が国選弁護人に選任されるとともに、その知識や経験を多くの契約弁護士が共有できるようにするため、国選弁護人を複数選任するときは裁判員裁判経験者と非経験者を組み合わせるなどの工夫や、裁判員裁判用名簿を作成し、名簿登載者に研修を義務付けること等についても協議した。

上記の結果、複数の地方事務所・支部において、複数選任時の裁判員裁判対象事件弁護人候補者名簿が作成され、これに基づく運用がなされるに至った。

(2) 国選被害者参加弁護士の選定

地方事務所間の連携及び裁判所と地方事務所の連携の下、事案の内容、犯罪被害者等の希望等に応じて、犯罪被害者の居所に近い弁護士の選定、裁判所に近い弁護士の選定又はその両方の選定を検討し、実情に応じた適切な運用に努めた。

【資料50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況 (平成26年3月末現在)

② 通知時間の短縮

【年度計画】

本部において、日本弁護士連合会との定期的な協議の場で、各地の指名通知の状況を点検する。

また、地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内等）を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。

1 目標設定

支部を含む全ての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、被疑者国選弁護事件については、全ての地方事務所において、休日も含め、原則として数時間以内、遅くとも24時間以内としている。被告人国選弁護事件については、多くの地方事務所で、原則24時間以内、遅くとも48時間以内としている。また、国選付添事件の指名通知の目標時間についても、裁判所・弁護士会と協議の上、支部を含む全ての地方事務所で原則数時間以内、遅くとも48時間以内としている。

2 達成度合い

国選付添事件では設定された目標時間内に指名通知がされ、被疑者国選弁護事件及び被告人国選弁護事件については、支部を含め、おおむね設定された目標時間内に指名通知が行われた。被疑者国選弁護事件については、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、業務時間外に指名通知請求があったなどの事情から当日中に指名通知に至らなかった事件も若干あるが、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は、平成25年度約99.6%（前年度約99.4%）に上昇した。

なお、平成25年度に被疑者国選事件について事務手続等の遅延のため回答が遅れ、被告人国選の段階で指名通知したものが1件あった。そこで、同様の事態の再発を防止すべく、日本弁護士連合会と協議を重ね、再発防止策を取りまとめ、困難事件の国選弁護人候補者の指名通知に関する連絡体制を整備し、弁護士会との協議を行うように各地方事務所へ通知した。

【資料51】平成25年度被疑者国選事件指名通知状況

③ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

【年度計画】

関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得て、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。

弁護士会と連携・協力し、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見等について情報交換等をする場を設けるとともに、支援センターの業務運営の参考とするなど、必要に応じて適切な対応を行う。

1 国選弁護契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

(1) 説明会の実施等

支部を含めた全ての地方事務所において、年度計画に基づく説明会等を実施し、「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布するなどした。このうち支援センター主催の説明会を実施したものが30か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが27か所であった。

(2) それ以外の取組

7か所の地方事務所・支部において、合計15回にわたり、各地の弁護士会と共催又は地方事務所が主催する形で、より直接的に弁護活動の質を向上させることを目的とした研修を実施した。研修の内容としては、裁判員裁判の法廷技術研修、無罪事例を題材とした実践的な反対尋問の研修、触法障がい者の弁護に関する研修等、刑事弁護技術の向上を図るもの、強盗致傷、強制わいせつ致傷事案の実務報告会等、知識の共有を図るもの、裁判員裁判、少年事件その他の一般的事項の研修を通じて基礎力の向上を図るものなど、契約弁護士のサービスの質を向上させるものとした。

2 犯罪被害者支援に携わる弁護士のサービスの質の向上に資する取組

(1) 説明会等の実施

各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等への参加、地方事務所主催又は地方事務所・弁護士会共催による業務説明会・意見交換会の実施等により、国選被害者参加弁護士関連業務及び被害者対応における留意点についての説明、情報共有等を行った。

(2) その他の取組

日本弁護士連合会との定期的な協議の場で、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（以下「精通弁護士」という。）に対する利用者、支援者等からの意見について情報共有を行った。また、日本弁護士連合会が行っている被害者へのアンケート等を参考に、被害者等の心情に配慮し、二次的被害を防止することの重要性について意見交換を行った。

平成25年12月から、新たに開始された被害者参加旅費等の支給業務について、日本弁護士連合会に対し全国の弁護士への周知を依頼し、日本弁護士連合会の会員向けファックスニュースに掲載するなどの方法で周知した。

女性の被害者等の希望に対応できるように働き掛けを行い、全地方事務所で女性弁護士が精通弁護士として登録されている体制を整えた。

全ての地方事務所の犯罪被害者支援業務担当職員を対象に、二次的被害

害防止に関するカリキュラムを組み入れた本部主催の研修を実施した。

(4) 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務

① 体制整備

【年度計画】

司法過疎地域事務所を設置していない司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、必要に応じて、このような司法過疎地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努める。

民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有償事件等を機動的に受任する体制を整えるため、法律事務所に複数の常勤弁護士を配置するよう努める。

平成25年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は合計85か所であり、そのうち同年度に常勤弁護士を新たに配置した地域事務所は1か所で、増員配置をした地方事務所は11か所、地域事務所は6か所で、合計18か所に常勤弁護士を新たに配置又は増員した。【再掲】

このうち、常勤弁護士を複数名配置した法律事務所は合計57か所で、平成25年度中に複数配置となった支援センター法律事務所は、佐賀法律事務所、対馬法律事務所、鹿児島法律事務所及び八雲法律事務所の4か所である。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成26年3月31日現在）

② サービスの質の向上

【年度計画】

常勤弁護士において、関係機関等に常勤弁護士及び法テラスの業務内容の理解を求めて連携を図り、関係機関等が認知する法的トラブルを把握・対応していくとともに、担当事件の状況に応じ、事件処理後も関係機関に引き継ぐなどして、法的トラブルの総合的な解決を図る。

1 研修の実施

支援センター本部主催の常勤弁護士を対象とする研修において、関係機関等との連携に尽力している常勤弁護士や元常勤弁護士を講師として、地域の福祉機関や行政機関等の関係機関との効果的な連携に関する実体験に基づく講義を組み入れ、常勤弁護士ならではの連携の具体的なノウハウを説明するなどして、各地域の実情に応じた関係機関との連携に関するス

キル及び意欲を高めて、関係機関等との連携協力を積極的に取り組んでいくよう促した。

また、関係機関と連携し、東日本大震災の被災者支援、原発ADRの活用に関する講義を組み入れるなどして、常勤弁護士の事件受任を促すとともに、各法律事務所に法律相談に訪れる相談者が心理的・精神的問題を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち適切な弁護方針を立てることができるようにすることを目的とする研修を実施した。

さらに、福祉分野に潜在する法的ニーズを把握し、福祉分野の関係機関との連携の促進を図るため、同分野で先駆的役割を果たしている常勤弁護士と2人1組となり、一定期間行動を共にして個別指導を受ける実地研修の実施や、常勤弁護士を地方自治体や社会福祉協議会などに派遣する外部研修を実施した。【再掲】

これらの取組によって、関係機関等と連携した法的トラブルの総合的な解決のため、常勤弁護士の意識や能力等の向上を図った。

2 法的トラブルの総合的な解決のための取組に関する検討・協議

日本弁護士連合会と共同して平成23年8月に立ち上げた「地域連携パイロット事務所の設置に関する検討会」を継続し、関係機関等との連携による紛争の総合的解決を全国的に展開していくために、司法ソーシャルワークのモデルケースとしてのパイロット事務所における事業を実施した。その上で、同事業の結果を踏まえて地域のニーズ等を検証し、経済的・社会的に弱い立場にある方に対する総合的な支援を実施していくためのノウハウや効果を他の法律事務所等に還元することにより、常勤弁護士制度の社会的意義の浸透に努めた。

また、支援センターが地方自治体や福祉機関等の関係機関と連携し、高齢者・障がい者等が抱えている法的問題の総合的な解決を図ることが重要であるとの認識の下、「司法ソーシャルワーク推進プロジェクトチーム」を新たに立ち上げ、日本弁護士連合会や常勤弁護士等とともに、福祉分野等における常勤弁護士の活動や今後果たすべき役割等について検討・協議した。

さらに、メーリングリスト等を活用することによって、関係機関との連携を通じた法的トラブルの解決について、常勤弁護士間の情報共有や意見交換の充実化と意識の向上を図った。

(5) 犯罪被害者支援

① 利用者のニーズの把握と業務への反映

【年度計画】

地方事務所ごとに、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を、平成25年度に1回以上設ける。

1 意見の聴取

今後の業務の在り方等の参考にするため、犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望を聴き、下記要領でアンケート調査を実施した。

実施期間：平成26年1月から同年3月まで

アンケート送付機関・団体：弁護士会、地方検察庁、保護観察所、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等

アンケート回収数：1,249

実施方法：各地方事務所からアンケート用紙を送付

聴取項目

- 支援センターの犯罪被害者支援業務に関する周知状況
- 関係機関と支援センターとの連携（紹介・取次ぎ等）状況
- 利用者からの支援センターに対する意見
- 各機関のイベント・研修の開催状況
- 関係機関からの支援センターに対する意見・要望

支援センターの行う犯罪被害者支援業務は93.5%（前年度93.2%）の関係機関・団体に周知されている。

支援センターの行う業務のうち、精通弁護士の紹介していることの認知度が80.3%（前年度86.8%）であった。切れ目のない援助を行うために、支援センターが被害者と専門家の橋渡しを行っている機関であることについて、更に周知に取り組む。

連携（紹介・取次ぎ等）状況は、支援センターから関係機関への紹介数は2,594名（前年度2,416名）、関係機関・団体から支援センターへの紹介数は16,849名（前年度15,872名）であった。

2 利用者からの意見

意見の中に、相談回数の増加、相談時間の延長を求めるものがあった。複数回の相談が必要な利用者については、迅速に犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介し受任に結び付けるように取り組んだ。また、相談時間については、コールセンターの犯罪被害者支援ダイヤルを、平日は9時から21時まで、土曜日は9時から17時まで実施し、二次的被害に注意しつつ必要な情報の提供に努めるとともに、迅速な精通弁護士紹介のため、登録弁護士数の増加に取り組んだ。

3 その他の取組

第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月）において、課題とされていた被害者参加人への旅費等の支給業務と被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和について、裁判所、法務省等との協議を恒常的に行い、平成25年12月からの実施に対応できるように体制を整備・実施した。また、カウンセラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させる経費の公費負担については、カウンセラーの範囲、適切な実施方法等について犯罪被害者支援に携わる機関・団体からの意見聴取を集中的に行い、平成26年4月からカウンセラーの同席費用を援助する制度の運用を開始できるように整備した。

② 提供するサービスの質の向上

【年度計画】

- ① 犯罪被害者に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえて質の向上を図るよう努めるとともに、犯罪被害者の心情に十分に配慮した迅速適切な情報提供に努める。

1 効率性と犯罪被害者等の心情に配慮した情報提供

(1) 担当職員研修

本部主催の犯罪被害者支援業務担当職員研修では、ストーカー被害の国選被害者参加弁護士として取り組んでいる弁護士による講義、臨床心理士による二次的被害の防止等に関する講義を実施した。これらの講義を踏まえて、少人数のグループディスカッションによる事例検討、留意点等についての意識合わせを行うことで、犯罪被害者支援業務に関する職員全体の意識の向上及び対応の均質化を図った。

(2) 地方事務所の取組

各関係機関が開催した研修等につき、研修内容に応じて出席する職員を変更し、事務所内の複数の職員が受講することで、事務所全体の意識向上に取り組んだ。各地で参加した研修の情報は本部が報告を受け、取りまとめの上、全職員が閲覧できるように掲示した。

また、弁護士会との連携の下、精通弁護士の名簿を備え、犯罪被害者の心情に配慮できる弁護士との迅速な橋渡しに取り組んだ。

(3) 外部研修への派遣や研修の実施

各地方事務所において、関係機関が行う犯罪被害者支援員養成研修や講演会等に担当職員（窓口専門対応職員を含む。）が参加したほか、外

部から講師を招いて犯罪被害者支援についての講義を受けることで、犯罪被害者の心情に配慮した対応の質の向上を図った。

(4) オペレーターからの意見聴取

コールセンター犯罪被害者支援ダイヤルオペレーターに対し、それぞれが担当した精通弁護士取次ぎ後の地方事務所の対応について情報共有を行った。

(5) コールセンターオペレーターの養成

犯罪被害者支援ダイヤルオペレーター研修において、被害者参加旅費等支給業務の開始等、新たな制度についての知識習得も組み込んで研修を実施した。

また、一般ダイヤルのオペレーターの中で犯罪被害者対応に適性のある者に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施して犯罪被害者支援ダイヤルの対応オペレーターの充実を図った。

2 被害者支援に精通した職員態勢

犯罪被害に関する情報提供のニーズが多い地方事務所を主な対象として、全国8か所の地方事務所（東京、神奈川、埼玉、京都、兵庫、愛知、札幌、千葉（松戸））に、犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問合せに対し、二次的被害を与えないよう十分配慮した対応を行った。

上記以外の地方事務所及び上記地方事務所では犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の職員（窓口対応専門職員を含む。）が犯罪被害者等からの問合せに対応している。これらの職員についても、犯罪被害者への二次的被害を防止するため、前記1(1)の本部研修の内容に即した研修等を行い、犯罪被害者の心情に十分配慮した態勢を整えた。

【年度計画】

- ② 犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止を始めとする犯罪被害者支援に関する研修を、平成25年度に1回以上実施する。

犯罪被害者支援に係るサービスの質を全国的に継続して均質なものとするため、犯罪被害者支援業務における二次的被害を防止するための留意点等についての職員研修を平成25年11月に実施し、事例検討を通じて認識を共有した。この職員研修については、講義レジュメ及び講義録を作成した上、研修資料として公開し、全国の地方事務所での研修等に活用した。【再掲】

【年度計画】

- ③ 地方事務所ごとに、弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者の状況に応じて必要なサービス提供ができるよう、適切に紹介を行う。

精通弁護士を紹介する態勢を拡充するために日本弁護士連合会と連携し、各地方事務所において、業務説明会の開催等、精通弁護士の確保に取り組み、下記のとおり、精通弁護士名簿登載者数を増加させるとともに、女性弁護士の登録増加に努め、全ての地方事務所で女性弁護士が登録している態勢を維持した。

コールセンターから地方事務所への精通弁護士紹介の取次状況に関する情報を相互に共有するとともに、全ての地方事務所において担当職員のみならず事務局長も精通弁護士紹介の進捗を把握できる体制を整えた。

深刻な被害に進展するおそれのある犯罪被害者を適切に支援するため、精通弁護士を紹介する一連の手順について、コールセンターオペレーターの育成、習熟に取り組んだ。平成25年度の精通弁護士紹介件数は1,330件（前年度1,013件）に増加した。

〔精通弁護士の確保状況〕

平成26年4月1日現在 2,705名（うち女性弁護士619名）

平成25年4月1日現在 2,454名（うち女性弁護士568名）

平成25年度にコールセンターで受電し、地方事務所へ精通弁護士紹介取次依頼を行った案件について、その手続が遅れたケースが発生した。これを受け、本部において、直ちに全ての地方事務所へ再発防止及び迅速な精通弁護士紹介のための事務連絡を発出するとともに、コールセンターでの受電から地方事務所への精通弁護士紹介取次ぎまでの状況を本部、コールセンター及び地方事務所で共有する取扱いに改めた。さらに、コールセンターから地方事務所への取次ぎに際しては、担当職員に加えて事務局長に対しても精通弁護士紹介の受付状況を把握できる体制を整え、進捗を管理した。被害が広範囲に及ぶ場合には、犯罪被害者等が住所地から避難している場合等も想定し、精通弁護士紹介は被害者の居所、裁判管轄地で利用できること、複数回の紹介希望に柔軟に対応することをマニュアルに明記した。

また、重大、凄惨な事件、社会的関心の高い事件については、被害者等の支援に一層慎重な配慮を要することから、該当する事件への対応について地方事務所から本部への報告手順を示すとともに、情報の共有、集積の重要性を全ての地方事務所へ通知した。本部内においても関連する部署で情報を共

有し、地方事務所に対して必要なバックアップを行う体制を整備した。

【資料34】 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

【資料35】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【年度計画】

- ④ 経済的に余裕のない犯罪被害者が、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

犯罪被害者からの民事法律扶助の援助申込みについては、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備することなどにより、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等の充実した援助の提供に努める。

1 犯罪被害者への支援の充実

コールセンターにおいては、犯罪被害者からの問合せに対し、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会から委託を受けている犯罪被害者法律援助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、現状、要望等を取次書に記載の上、確実に地方事務所へ伝達する体制を整えるとともに、統一した対応が行うことができるよう配慮している。取次ぎを受けた地方事務所では、弁護士会との連携の下、精通弁護士を登録名簿等で確認し、被害者の経済状況に応じて、適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えている。さらに、同一の弁護士による切れ目のない援助を実施するために、精通弁護士及び被害者参加契約弁護士の登録、民事法律扶助契約及び日本弁護士連合会委託援助契約の締結について、業務説明会等を通じて働き掛けを行っている。

複数の援助制度について、適切かつ積極的な情報提供及び各援助制度が円滑に連動するよう、職員向けに犯罪被害者支援業務マニュアル、トークスクリプト等を整備して、各援助制度への理解を深め、対応の均質化を図っている。

併せて、各援助制度の周知を図り、利用者の安心に資するように、できる限り平易な言葉を使用したFAQを整備するとともに、全国の地方事務所から関係機関等へリーフレットを配布し、被害者への案内を依頼した。関係機関等との協議会の実施、犯罪被害者週間における各種啓発活動への参加等の取組による周知にも継続的に取り組んでいる。ホームページ上においても、上記各制度の概要を掲載し、制度利用に必要な書類がダウンロードできるようにするなど工夫をすることにより、上記各制度利用に関する利便性の向上を図っている。

2 専門相談の推進

地方事務所4か所（東京、埼玉、愛知、富山）で、犯罪被害（DV）の専門相談を実施している。加えて、他の地方事務所（神奈川、静岡、群馬、兵庫、京都、福井、大分）においても、弁護士会との連携の下で、各契約弁護士・司法書士の取扱分野の把握に努め、相談者の希望に応じた法律相談が実施されるように取り組んでいる。具体的には、DV案件等で相談者の身体の安全に危険が及ぶような緊急対応を要する場合等では、精通弁護士の所属する法律事務所への橋渡しを行っている。

3 精通弁護士

被害者が必要としている情報の提供及び専門家による支援を切れ目なく行うために、被害者の希望を確認の上、精通弁護士を無料で紹介している。なお、精通紹介は被害者の居所、裁判管轄地のどちらでも実施できる態勢を整備している。【再掲】

4 民事法律扶助事業の利用状況

平成25年度の損害賠償命令申立件数は167件となり、平成24年度の同件数154件と比べ13件増加した。

4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 総括

【年度計画】

広報活動と連携しながら、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努めるとともに、刑事裁判の被疑者・被告人からのしよく罪寄附を受け入れる。

支援センターの寄附制度には、広く一般から募る「一般寄附」のほか、刑事裁判の被疑者・被告人から受け入れる「しよく罪寄附」があり、一般寄附については、主として一般から小口の寄附を募る「サポーターズクラブ」、保護観察対象者から受け入れる「更生寄附」、それ以外の「その他寄附」の3つの制度から構成されている。

これらの寄附への協力を呼び掛けるため、ホームページ上に案内コーナーを設けているほか、関係機関等に広く配布する季刊広報誌において寄附募集を呼び掛けるなどして、制度の周知を図った。

(平成25年度実績)

しよく罪寄附	36,563千円 (平成24年度43,033千円)
一般寄附	11,375千円 (同18,084千円)
計	47,938千円 (同61,117千円)

(2) 民事法律扶助

【年度計画】

立替金債権等の管理・回収計画等

これまでの実績を踏まえつつ、債権管理システムの稼働によって入手可能となった償還に係る各種データに基づいて、本部において民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収に効果的と思われる取組を必須項目として示した上で、地方事務所ごとの立替金債権等の管理・回収計画を策定し、同債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行うことにより、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して、償還額の増加を図る。その上で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者等に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し、当該債権等の特性に応じた運用を図るとともに、債権管理システムを活用した効率的な督促を行うなどして、債権管理コストの削減を図る。

1 立替金債権等の管理・回収計画の策定及び同計画に沿った回収の実施

立替金債権等の管理・回収業務を専門に所管する本部民事法律扶助第二課による管理体制の下、引き続き本部において、初期滞納者に対する督促を実施するとともに、長期滞納者に対して計画的な督促を行った。

本部において、効果的な取組を盛り込んだ基本的かつ統一的な債権管理・回収計画の骨子を作成し、地方事務所に提示した。地方事務所では、本部が提示した債権管理・回収計画の骨子を基に、実際に被援助者に対応した経験やノウハウ、地域の実情等を反映し、滞納者に対する直接的な督促方法のほか、自動引落口座登録の徹底、償還開始前の被援助者への連絡、受任者・受託者への協力要請などを加えて具体的な債権管理・回収計画を策定し、実施した。

さらに、本部において、償還状況に関するデータを地方事務所へ提供するとともに、地方事務所において回収実績が適時・適切に把握できるようシステム設定を行い、活用を促した。地方事務所においては、債権管理・回収計画に基づく各施策の結果の把握にこれらのデータを活用し、随時施策を追加修正するなどの計画の見直しを行った。

地方事務所の担当職員を対象とした業務研修においては、支援センターの予算の構造や債権管理・回収に関する情報を共有した上で、償還率の高い地方事務所における効果的な取組を具体的に取り上げて紹介し、他の地方事務所における導入を促した。また、これまでの実績等を踏まえ、初期滞納者に対する早期督促による長期滞納債権化の抑制や、被援助者の滞納状況や生活状況等に応じて、郵便督促、電話督促、所在調査、法的手続等の督促方法を連動させることの必要性・重要性等を説明し、共通認識とした。

平成25年度には、新たな取組として

- ① コンビニ督促（全国の提携コンビニエンスストアにおける償還金の支払が可能な振込用紙付きのはがきの送付による督促）の連続12か月滞納までの拡大
- ② コンビニエンスストアにおける完済までの償還金支払を可能とする運用の通年実施
- ③ 長期滞納者に対する簡易裁判所への支払督促の申立ての本格実施などが挙げられる。

こうした全組織的な取組の成果として、初期滞納者に対するコンビニ督促により8億6,031万円、長期滞納者に対する郵便督促により6,998万円、支払督促申立てにより460万円など、具体的な回収効果（詳細は79頁から82頁までを参照。）が得られ、償還金額は99億9,934万円（前年度比0.2%増。震災法律援助分を含む。）となった。

2 償還の見込みがない立替金債権等の償却処理及び債権管理コストの削減

平成24年度に引き続き、被援助者が援助継続中に生活保護を受給している場合は、原則として援助終結まで立替金の償還を猶予するとともに、援助終結時に生活保護を受給しているなどの要件を満たす場合には、当該被援助者に対し、立替金の償還を免除することが可能である旨の周知徹底を図った。

所在不明となった被援助者の立替金債権等については、償却も含めてその処理について対応を検討した。その結果、償還の見込みがない立替金債権等については償却処理を行い、債権管理における将来コストの削減を図った。

免除及びみなし消滅については、本部民事法律扶助第二課内における事務処理の専門化を進め、地方事務所との連絡体制の充実、連携強化を図り、案件の内容や被援助者の状況に応じた事務処理の類型化を行って、申請・理事長承認・決定という本部・地方事務所間の一連の事務手続の効率化・迅速化を図った。

さらに、新たな取組として、長期未償還の立替金のうち、10年以上償還

がなく残高が少額で回収コストに見合わない立替金をみなし消滅として処理する一括整理を行った。

これらの結果、平成25年度の償還免除金額は33億7724万円（前年度比24.9%減。震災法律援助分を含む。）、みなし消滅額は3億6,924万円（前年度比427.4%増。震災法律援助分は実績なし。）となった。なお、償還免除金額は前年比減となったが、前年度は本部民事法律扶助第二課が新設され、生活保護受給者の免除を特に推進し償還免除金額が大幅に増加したことが要因であり、一昨年度との対比においては13.0%増である。

また、平成24年度同様、ゆうちょ銀行口座からの自動引落しの登録を推進するとともに、システム改修により可能となった督促対象者の検索機能や償還予定表の作成機能等の活用により、督促業務に必要なコストの削減を図った。

平成24年度同様、東日本大震災の被災者については特別の配慮をし、震災法律援助の被援助者について、事件進行中の償還を猶予する運用を継続した。

【資料52】立替金残高表

【資料53】法律相談費

【資料54】代理援助立替金実績

【資料55】書類作成援助立替金実績

【年度計画】

効率的で効果的な回収方法の工夫等

償還を要すべき立替金債権について、長期滞納者に対するものも含め、地方事務所と連携しつつ、支援センター全体として効率的で効果的な回収を図る。そのために、債権管理システムの機能を有効に活用して、費用対効果の観点を踏まえつつ、以下の取組について検討し、実施可能なものから速やかに実施する。

- ① コンビニエンスストアを利用した償還方法を拡充するとともに、電話督促を実施して、初期滞納段階での回収の改善を図る。
- ② 償還率の高い地方事務所における取組や本部における取組の方法及び効果等を分析し、その長所を活かした全国一律の督促指針を立てて実施する。
- ③ 集中的に督促を行うための体制を整備する。
- ④ 援助開始時における償還制度の説明を徹底して、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。
- ⑤ 電話による督促を実施するとともに、問合せにも適切に対応することにより、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月

額の調整を行い、継続的な償還を図る。

⑥ 債権管理システムの活用により、個々の被援助者に係る立替金債権の回収状況を常に把握し、現状に応じた効果的な督促方法を検討の上、実施する。

⑦ 裁判所の法的手続が適当な場合には積極的に利用するなど、長期滞納者に対する督促を一層強化する。

これらの取組により、平成24年度と比較して償還率を向上させるよう努めるほか、債権管理システムを有効に活用するなどして、より適切かつ機動的な債権管理を行う。

立替金債権の効果的な回収を目的として平成25年度に行った取組は、以下のとおりである。

① コンビニエンスストアを利用した償還方法の拡充

コンビニ督促について、従来、初回滞納及び1か月滞納者から6か月連続滞納者までを対象としていたものを、12か月連続滞納者までを対象を拡大して平成25年度から通年実施し、併せてゆうちょ銀行から償還金の初回引落としができずにコンビニ督促が行われた者に対する電話督促を年間を通じて継続的に実施した。

また、平成24年度同様、自動引落口座の登録がない者もコンビニ督促の対象とした。

このような初期滞納者に対する早期督促や継続的な支払いの働き掛けの結果、8億6,031万円（前年度比34.6%増）をコンビニ督促によって回収するとともに、初期滞納者に対する償還への意識付けの強化と長期滞納債権化の防止という効果を得た。

② 償還率の高い地方事務所の取組の分析及び全国一律の督促指針の実施

平成24年度同様、償還率の高い地方事務所における債権回収の取組を分析して効果的な管理・回収方法を検討し、被援助者の生活状況の適切な把握、受任者・受託者との協力体制の構築、督促状の工夫、法的手続の利用等の各種手法について地方事務所職員を対象とする業務研修の機会や事務連絡を活用して全国の地方事務所に紹介した。

また、滞納状況や生活状況等の個々の被援助者の状況に応じて、郵便督促、電話督促、所在調査、法的手続等の督促方法を連動させる必要性や、初期滞納者に対する早期督促による長期滞納債権化抑制の重要性等の視点を盛り込んで作成した「立替金債権管理回収の手引き」を、全国一律の督促指針として活用した。

③ 集中的な督促体制の整備

初期滞納者に対する督促については、平成24年度に本部内に導入した電

話督促職員により、コンビニ督促はがきの発想スケジュールに合わせた架電督促による回収効果と償還意識付けの向上を期して、集中的に電話督促を行った。

長期滞納者に対する督促については、一定の類型化を図った上で継続的に管理する必要があることから、平成24年度に引き続き、本部において集中的に督促を実施した。

具体的には、6か月を超えて償還のない長期滞納者71,643名、立替残高53億6,671万円に対して、本部から一斉に郵便督促（被援助者に普通郵便で督促状を発送する方法）を行った結果、平成25年度末までに5,883名（8.2%）の償還が開始され、6,998万円（前年度比31%減）を回収した。また、対象者のうち559名、6,009万円（前年度比17.3%増）の立替金を免除した。

なお、郵便督促を行った長期滞納者については、6.5%（前年度比3.5ポイント減）は転居先不明で督促状が返送された。これらの所在不明者については、引き続き所在調査等を実施し、転居先等を把握して督促に努めた。

さらに、郵便督促にて送付する督促状には、ゆうちょ銀行の払込取扱票の同封を恒常的に実施し償還を促したところ、1,319件、1,219万円（前年度比15.4%増）を払込取扱票によって回収した。

期間限定の取組としては、平成24年度同様、本部主導の銀行振込推進キャンペーンを、6月と12月の年2回実施し、銀行振込みによる償還希望者に対して、銀行振込の方法若しくは払込取扱票による償還を案内して入金を促し、地方事務所と連携して入金確認を行った。この結果、銀行振込と払込取扱票による入金を合わせて740件、1,267万円（前年度比138%増）を回収した。

また、平成24年度に引き続き、本部における電話督促強化策として、11月と1月の一定期間を電話督促強化週間と位置付け、督促時間を延長して集中的に5,392件の電話督促を行い、1,629件、1,692万円（前年度比163%増）の回収につなげた。

④ 援助開始時における被援助者への償還の意識付け強化

被援助者向けに償還の意義や償還方法等を記載した冊子「返済のしおり」については、従来継続的に配布しているが、地方事務所において被援助者へ償還制度を説明する主要ツールであることから、被援助者に対する償還の意識付け強化のために内容を一部修正し、地方事務所での更なる活用のために全地方事務所に配布した。地方事務所においては、援助開始時に「返済のしおり」を被援助者に交付するとともに、償還開始前に被援助者に個別に連絡するなどの対応をすることにより、償還制度の説明の徹底と償還の意識付けの強化を図った。

また、ホームページにおいて償還金返済者向けページ「法テラスへ返済

中の方へ」を新たに開設し、償還の趣旨や支払日・支払方法、FAQ等を掲載して、償還制度の説明と償還の意識付けに向けた手法の多様化を図った。

⑤ 被援助者の生活状況等に応じた継続的な償還の促進

平成24年度同様、電話督促等によって被援助者との連絡を保つことにより、当初設定した償還月額の入金が難しいことが判明した被援助者に対しては、償還月額の変更や償還猶予を行うなど、生活状況等に応じた対応を行った。加えて、被援助者には機会あるたびに、生活状況等に変更があった場合には地方事務所に連絡するよう繰り返し説明し、問合せ等に対しては丁寧に事情を聞き取った上で、電話督促を行った場合と同様に、生活状況に応じた対応を行った。

また、初回滞納者に対しては、電話督促により早期に償還の意識付けを行い、長期滞納者に対しては、滞納期間に応じて、郵便督促、電話督促、支払督促の申立てを行うことによって償還の再開を促した。

これらの取組により、個々の被援助者の生活状況や償還状況を踏まえつつ、継続的な償還を図った。

⑥ 債権管理システムの活用と債権回収状況に応じた督促方法の検討・実施

平成24年度の債権管理システム本格稼働に伴い、償還方法や生活状況等による属性の付与、滞納ステージの設定、属性や滞納ステージに応じた督促対象者の抽出、償還予定表の作成、督促履歴の管理等が可能となった。これら機能を活用し、個々の被援助者に係る立替金債権の回収状況を把握して、コンビニはがきの発送対象拡大、立替残高が償還月額以下の場合と償還月額を超える場合とに分けた督促、自動引落口座の登録の有無に応じた対応等、個々の滞納者の状況に応じた督促を行った。

具体的には、コンビニ督促の対象について、平成24年11月に実施した対象拡大（対象範囲を従来の6か月連続延滞までから12か月連続延滞までに拡大した）を継続した上で、更に、その期限を超えても毎月コンビニエンスストアで償還金を支払いたいとの被援助者の要望に応じて、コンビニはがきの発送条件を変更し、自動引落の有無にかかわらず完済まで継続してコンビニエンスストアでの支払いを可能とする運用を年間を通じて本格的に実施した。また、支払方法について銀行振込みを希望する被援助者への対応として、6月と12月を強化月間と位置付け、地方事務所とも連携しつつ、本部において振込口座を案内するキャンペーンを行った。さらに、長期滞納者を対象として、使用する督促状を滞納状況ごとに変更して送付し、また、平成24年度に試行した支払督促申立てを本格的に実施した。

なお、平成24年度から債権管理システムのデータを数値化して把握する統計集計機能を活用することで、援助開始年度別や被援助者の属性別（年齢・性別等）に償還実績、償還残高、免除実績等の把握ができるようにな

り、個別の債権の属性に応じた督促等の債権管理が可能となった。平成25年度は、地方事務所に対してこれらのデータに基づく資料を提供し、操作マニュアルのQ & A追加や職員研修において操作方法・機能の説明をすることで、債権管理システムの積極的な活用を促した。

⑦ 裁判所の法的手続の積極的な利用

平成24年度に試行した簡易裁判所への支払督促の申立てを、平成25年度は件数を倍増させて本格的に実施した。具体的には、事前予告通知を行ったにもかかわらず償還や地方事務所への連絡がなかった長期滞納者を対象に、本部が申立書を作成して簡易裁判所に申立てを行い、異議申立てがあった場合等には地方事務所と連携して対応した。平成25年度には、事前予告通知281件により61件、221万円を回収した。最終的に200件の支払督促の申立てを行い、平成26年3月時点で、24件、175万円を回収する効果があった。

なお、支払督促は回収結果を得るまでに期間を要することから、平成24年度における申立てによる回収は平成26年度にかけて見込めるところ、平成24年度中の申立て100件についての回収は、同年度末時点で19件149万円、平成25年度に32件285万円で、2年間を通じての合計回収額は51件434万円となった。

(3) 司法過疎対策

① 有償受任等による自己収入

【年度計画】

司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により自己収入を確保する。

司法過疎地域の利用者のニーズに応じて、常勤弁護士の限られた労力をバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護・付添事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて事件を受任することとした。

平成25年度末までに司法過疎対策として設置した33か所の地域事務所における民事法律扶助事件・国選弁護・付添事件・4号有償事件に係る受任事件数の内訳は、30%程度が4号有償事件（779件）、45%程度が民事法律扶助事件（1,181件）、25%程度が国選弁護・付添事件（653件）である。

なお、司法過疎地域事務所の事業収益は、平成25年度については242,993千円であり、平成24年度の337,945千円に比べて94,952千円（前年度比28%）減少した。

② 財政的支援の獲得

【年度計画】

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。

東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県に設置した被災地出張所については、地方公共団体等から敷地（宮城地方事務所南三陸出張所（南三陸町）、山元出張所（山元町）、東松島出張所（東松島市）、岩手地方事務所大槌出張所（大槌町）、気仙出張所（大船渡市）、福島地方事務所ふたば出張所（広野町））又は建物（福島地方事務所二本松出張所（二本松市等））の無償提供を受けている。

また、法的問題を抱えている市民の司法アクセスの拡充及び利便性の向上を図るためのパイロット事業として、兵庫県明石市から市庁舎2階一画の無償提供を受けて、法テラス明石市役所内窓口を開所する準備を整えた。

(4) 委託援助業務

【年度計画】

日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。

(1) 日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う。

(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務

公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

1 日本弁護士連合会委託援助業務

平成25年度の援助申込総受理件数は25,313件であり、平成24年度の23,160件と比較して2,153件増加した。平成21年5月以降、被疑者国選制度における対象範囲拡大の影響により刑事被疑者弁護援助が減少したが、平成24年度には9,059件受理、平成25年度は10,713件受理して、同年度においては、平成21年度の受理件数（7,165件）を3,548件、平成24年度の受理件数を1,89

4 件上回った。その他の援助における平成25年度の受理件数は、少年保護事件付添援助及び高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助が前年度とほぼ同程度である以外は、前年度と比較して2割程度増加した。

支援センターが業務を行うことにより、広く全国に同一のサービスを提供するという日弁連委託援助業務の目的は、着実に成果を上げてきている。

2 中国残留孤児援護基金委託援助業務

平成25年度は4件の援助申込みがあり、その全てについて援助開始した。5件の内訳は、いずれも就籍許可申立てである。

3 委託業務に関わる広報

支援センターの広報活動を通じて、両委託援助の内容を紹介し、制度の広報に努めた。

【資料25】委託援助事業統計表（申込総受理件数）

【資料56】平成24年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

(5) 財務内容の公表

【年度計画】

財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、区分経理によるセグメント情報の充実その他事業報告書等の明解な表示を工夫する等、より分かりやすい形で情報開示を行う。

財務諸表における会計情報をより分かりやすく開示するために、区分経理によるセグメント情報に関する図表や経年比較等を盛り込み、視覚的にも情報を読み取りやすくする工夫を行った。

また、財務データと業務実績を関連付けた情報として、各業務における主な収入及び支出に関する経年比較を記載すること等を実施し、より充実した情報開示を行った。

さらに、平成24年度に引き続き、業務別セグメント情報を開示した。情報開示の在り方については、今後更に検討を重ねていく。

【資料57】業務別セグメント情報

(6) 予算、収支計画及び資金計画

別紙1から別紙3のとおりである。

当年度の委託費及び運営費交付金予算の執行状況は、以下のとおりである。

1 委託費

平成25年度委託費予算額は15,686百万円であり、うち事業費は12,794百万円であったところ、平成25年度委託費支出額は15,200百万円、うち事業費は12,503百万円であった。支出が予算で予定されていた支出額を下回った主な要因は、被告人国選弁護事業に係る予算と執行の乖離（事件数及び単価が、予算上想定されていた件数及び単価を下回ったこと）による。

2 運営費交付金

平成25年度運営費交付金の予算執行状況は、(1)支出実績額(25,751百万円)が、予算で予定された支出額(27,200百万円)と比べて、1,449百万円少なく、また、(2)収入実績額(13,089百万円)が、予算で予定された収入額(14,364百万円)と比べて、1,275百万円少なかった。これに、前年度繰越額2,980百万円を加えると、平成25年度末において、3,154百万円の未執行分が発生した。

(1) 支出が少なかった要因(1,449百万円)

支出が予算で予定されていた支出額を下回った要因は、民事法律扶助事業の代理援助経費において予算額と比べて1,329百万円の開差が発生した点にある。これは、民事法律扶助事業の代理援助については、約12万1千件を想定して予算設定されたものの、①平成22年6月の貸金業法の改正以降、援助件数の大半を占める多重債務案件の減少傾向が持続していること、②東日本大震災の被災者に対する援助の一部について、東日本大震災法律援助の実績に計上されていることにより、実績が約10万4千件にとどまり、予算件数を約1万7千件下回ったことによる。

また、東日本大震災の被災者支援のための代理援助(東日本大震災法律援助として実施)についても、被災により法的紛争を抱える方が激増するものと予想されたことから、このニーズに適切に対応するため、約1万4千件を想定して予算設定されたものの、実績が約2千件(うち1,320件がADR申立事件)にとどまり、予算件数を約1万2千件下回ったことによる。

他方、物件費について、事務所の設置・改修経費や職員宿舍借上料等として予算額を上回る支出があったこと(▲135百万円)等の支出超過があった。

そのため、差引1,449百万円の支出減が生じた。

(2) 収入が少なかった要因(1,275百万円)

収入が予算で予定されていた収入額を下回った主な要因は、上記の民事法律扶助事業における代理援助件数の減少に伴うなどして償還金収入が減少したことによる(▲721百万円)。これに加え、常勤弁護士の有償受

任等の活動に伴う司法過疎事業収入の減少（▲555百万円）等により、予算額と比べ、差引▲1,275百万円の減収となった。

5 短期借入金の限度額

【年度計画】

短期借入金の限度額は、36億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

【年度計画】

重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

該当なし。

6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

【年度計画】

重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

該当なし。

7 剰余金の使途

【年度計画】

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

該当なし。

8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

【年度計画】

施設・設備、人事に関する計画

業務量に応じた施設・設備の充実及び人的体制の確保を図りつつ、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置に取り組む。

1 施設・設備に関する計画

職員の配置に合わせた備品整備を行うとともに、職員数又は業務量の増加に伴い事務所面積の拡張又は書棚等の設備の増設が必要となる場合には、レイアウト変更又は書類保管方法を工夫するなど、効率的なスペースの活用方策を講じたほか、これらの方策を講じても対応できない事務所又は耐震性等に疑義がある事務所については、移転を実施するなど適切な整備を行った。

2 人事に関する計画

勤務評定及び勤務成績評価を実施し、人事配置等の資料として活用の上、人事異動計画を策定するとともに、職員の採用においても、十分な能力と適性の判断材料とするため、多肢択一式問題や論文問題、適性検査のほか面接を複数回実施し、利用者へのサービスの向上に資する人材確保という観点から選考を行った。面接の実施に際しては、局次長、部課長、課長補佐及び係長を面接員とし、採用対象者に応じて、面接回数及び面接員の構成を幅広く柔軟に決定している。

以上

平成25事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	3,331	3,331	(注1)
運営費交付金	12,836	12,836	0	
受託収入	18,080	17,446	△ 634	
補助金等収入	117	79	△ 37	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,954	10,663	△ 1,291	(注2)
事業外収入	2,293	2,345	52	
計	45,280	46,701	1,421	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,927	8,083	1,156	
うち人件費	4,729	5,015	286	(注3)
物件費	2,198	3,068	870	(注4)
事業経費	20,273	17,666	△ 2,606	
うち民事法律扶助事業経費	19,487	16,844	△ 2,643	(注5)
その他事業経費	786	822	37	
受託経費	15,686	15,200	△ 486	
うち国選弁護士確保事業経費	12,794	12,503	△ 290	(注6)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,892	2,696	△ 196	
うち人件費	2,381	2,182	△ 199	(注7)
物件費	511	514	3	
受託経費	2,394	2,246	△ 148	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,281	2,133	△ 148	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	93	94	0	
物件費	20	20	△ 0	
計	45,280	43,195	△ 2,084	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越金5,191百万円から当年度の事業外収入に充てることとした2,211百万円を除いたもの及び政府出資金351百万円である。

(注2)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

人件費の予算額と決算額の差は、退職手当の支出が多かったことなどによる。

(注4)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注5)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注6)

国選弁護士確保事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士報酬の支出実績が少なかったことなどによる。

(注7)

国選弁護士確保業務に係る人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注8)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成25事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	3,331	3,331	(注1)
運営費交付金	12,836	12,836	0	
補助金等収入	117	79	△ 37	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,954	10,663	△ 1,291	(注2)
事業外収入	2,293	2,345	52	
受託収入	2,394	2,246	△ 148	
計	29,594	31,501	1,907	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,927	8,083	1,156	
うち人件費	4,729	5,015	286	(注3)
物件費	2,198	3,068	870	(注4)
事業経費	20,273	17,666	△ 2,606	
うち民事法律扶助事業経費	19,487	16,844	△ 2,643	(注5)
その他事業経費	786	822	37	
受託経費	2,394	2,246	△ 148	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,281	2,133	△ 148	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	93	94	0	
物件費	20	20	△ 0	
計	29,594	27,996	△ 1,598	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分5,191百万円から当年度の事業外収入に充てることとした2,211百万円を除いたもの及び政府出資金351百万円である。

(注2)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

人件費の予算額と決算額の差は、退職手当の支出が多かったことなどによる。

(注4)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注5)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注6)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成25事業年度 決算報告書

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	15,686	15,200	△ 486	
計	15,686	15,200	△ 486	
支 出				
受託経費	15,686	15,200	△ 486	
うち国選弁護士確保事業経費	12,794	12,503	△ 290	(注1)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,892	2,696	△ 196	
うち人件費	2,381	2,182	△ 199	(注2)
物件費	511	514	3	
計	15,686	15,200	△ 486	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

国選弁護士確保事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士報酬の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成25事業年度 収支計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	45,280	43,195	△ 2,084	
経常費用	45,280	43,195	△ 2,084	
事業経費	20,273	17,666	△ 2,606	
うち民事法律扶助事業経費	19,487	16,844	△ 2,643	(注1)
その他事業経費	786	822	37	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,927	8,083	1,156	
うち人件費	4,729	5,015	286	(注2)
物件費	2,198	3,068	870	(注3)
受託経費	15,686	15,200	△ 486	
うち国選弁護士確保事業経費	12,794	12,503	△ 290	(注4)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,892	2,696	△ 196	
うち人件費	2,381	2,182	△ 199	(注5)
物件費	511	514	3	
受託経費	2,394	2,246	△ 148	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,281	2,133	△ 148	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	93	94	0	
物件費	20	20	△ 0	
減価償却費	-	-	-	
財務費用	-	-	-	
臨時損失	-	-	-	
収益の部	45,280	46,701	1,421	
前年度繰越金	-	3,331	3,331	(注6)
運営費交付金	12,836	12,836	0	
受託収入	18,080	17,446	△ 634	
補助金等収入	117	79	△ 37	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,954	10,663	△ 1,291	(注7)
事業外収入	2,293	2,345	52	
純利益	0	3,505	3,505	(注8)
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	0	3,505	3,505	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

民事法律扶助事業経費の計画額と実績額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

人件費の計画額と実績額の差は、退職手当の支出が多かったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設・移設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

国選弁護士確保事業経費の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士報酬の支出実績が少なかったことなどによる。

(注5)

国選弁護士確保業務に係る人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分5,191百万円から当年度の事業外収入に充てることとした2,211百万円を除いたもの及び政府出資金351百万円である。

(注7)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注8)

純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、次の(注9)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注9)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成25事業年度 収支計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	29,594	27,996	△ 1,598	
経常費用	29,594	27,996	△ 1,598	
事業経費	20,273	17,666	△ 2,606	
うち民事法律扶助事業経費	19,487	16,844	△ 2,643	(注1)
その他事業経費	786	822	37	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,927	8,083	1,156	
うち人件費	4,729	5,015	286	(注2)
物件費	2,198	3,068	870	(注3)
受託経費	2,394	2,246	△ 148	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,281	2,133	△ 148	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	93	94	0	
物件費	20	20	△ 0	
収益の部	29,594	31,501	1,907	
前年度繰越金	-	3,331	3,331	(注4)
運営費交付金	12,836	12,836	0	
受託収入	2,394	2,246	△ 148	
補助金等収入	117	79	△ 37	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,954	10,663	△ 1,291	(注5)
事業外収入	2,293	2,345	52	
純利益	0	3,505	3,505	(注6)
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	0	3,505	3,505	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

民事法律扶助事業経費の計画額と実績額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

人件費の計画額と実績額の差は、退職手当の支出が多かったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分5,191百万円から当年度の事業外収入に充てることとした2,211百万円を除いたもの及び政府出資金351百万円である。

(注5)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注6)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、次の(注7)記載の事情により、損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注7)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成25事業年度 収支計画

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	15,686	15,200	△ 486	
受託経費	15,686	15,200	△ 486	
うち国選弁護士確保事業経費	12,794	12,503	△ 290	(注1)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,892	2,696	△ 196	
うち人件費	2,381	2,182	△ 199	(注2)
物件費	511	514	3	
収益の部	15,686	15,200	△ 486	
受託収入	15,686	15,200	△ 486	
純利益	0	0	0	
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

国選弁護士確保事業経費の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士報酬の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成25事業年度 資金計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	45,280	43,195	△ 2,084	
経常費用	45,280	43,195	△ 2,084	
業務活動による支出	45,280	43,195	△ 2,084	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	45,280	46,701	1,421	
前年度繰越金	-	3,331	3,331	(注2)
業務活動による収入	45,280	43,370	△ 1,910	
運営費交付金による収入	12,836	12,836	0	
受託収入	18,080	17,446	△ 634	
その他の収入	14,364	13,088	△ 1,276	(注3)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出の計画額と実績額の差は、民事法律扶助事業の代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分5,191百万円から当年度の事業外収入に充てることとした2,211百万円を除いたもの及び政府出資金351百万円である。

(注3)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成25事業年度 資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	29,594	27,996	△ 1,598	
経常費用	29,594	27,996	△ 1,598	
業務活動による支出	29,594	27,996	△ 1,598	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	29,594	31,501	1,907	
前年度繰越金	-	3,331	3,331	(注2)
業務活動による収入	29,594	28,170	△ 1,424	
運営費交付金による収入	12,836	12,836	0	
受託収入	2,394	2,246	△ 148	
その他の収入	14,364	13,088	△ 1,276	(注3)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出の計画額と実績額の差は、民事法律扶助事業の代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分5,191百万円から当年度の事業外収入に充てることとした2,211百万円を除いたもの及び政府出資金351百万円である。

(注3)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成25事業年度 資金計画

○国選弁護人確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	15,686	15,200	△ 486	
経常費用	15,686	15,200	△ 486	
業務活動による支出	15,686	15,200	△ 486	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
資金収入	15,686	15,200	△ 486	
業務活動による収入	15,686	15,200	△ 486	
受託収入	15,686	15,200	△ 486	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護人報酬の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成25年度日本司法支援センター契約状況表

第1表

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	59	33.5	646,686,550	47.0
うち一般競争入札	49	27.8	432,151,657	31.4
うち総合評価方式	10	5.7	214,534,893	15.6
うち企画競争	0	0.0	0	0.0
競争性のない随意契約	117	66.6	729,569,462	53.1
事務所・宿舍の賃貸借契約	84	47.8	247,490,557	18.0
会計監査人契約	1	0.6	17,325,000	1.3
官報公告契約	1	0.6	4,103,460	0.3
他との互換性がない契約	31	17.6	460,650,445	33.5
その他の契約	0	0.0	0	0.0
合計	176	100.1	1,376,256,012	100.1

(注) 随意契約の主な内訳	随契に占める割合(%)	随契に占める割合(%)
事務所契約	3件 2.6	105,915,288円 14.5
借上宿舍契約	81件 69.2	141,575,269円 19.4
システム関係契約	19件 16.2	273,817,029円 37.5
合計	103件 88.0	521,307,586円 71.5

(参考)

平成24年度

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	48	29.6	422,706,743	57.0
うち一般競争入札	43	26.5	392,564,666	53.0
うち総合評価方式	3	1.9	22,533,000	3.0
うち企画競争	2	1.2	7,609,077	1.0
競争性のない随意契約	114	70.3	317,390,485	42.9
事務所・宿舍の賃貸借契約	87	53.7	151,015,921	20.4
会計監査人契約	1	0.6	22,260,000	3.0
官報公告契約	1	0.6	4,143,852	0.6
他との互換性がない契約	25	15.4	139,970,712	18.9
その他の契約	0	0.0	0	0.0
合計	162	99.9	740,097,228	99.9

一般競争による契約一覧表

一般競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	平成25年度日本司法支援センター職員採用試験における採用事務委託業務一式	H25.4.1	3,465,000	入札	5,052,600	68.57%	東京都千代田区一ツ橋1-1-1株式会社マイナビ	
2	源泉所得税及び消費税等に関する税務コンサルタント業務委託契約	H25.4.10	1,543,500	入札	1,599,150	96.52%	東京都千代田区丸の内1-8-1丸の内トラストタワーN館19階 税理士法人山田&パートナーズ	
3	平成25年度日本司法支援センター職員採用試験における筆記試験問題作成及び採点事務に関する業務委託契約	H25.5.10	1,386,000	入札	1,879,500	73.74%	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8株式会社日本経営協会総合研究所	
4	モノクロレーザープリンター保守付リース契約	H25.5.16	1,642,380	入札	9,135,000	17.98%	東京都大田区中馬込1-3-6株式会社リコー 東京都江東区東雲1-7-12リコーリース株式会社	
5	六法全書平成25年版(有斐閣)購入・発送契約(161冊)	H25.6.17	1,828,782	入札	1,903,650	96.07%	東京都千代田区神田神保町1-103 有限会社三章堂	一者応札
6	徳之島地域事務所間仕切り工事等一式	H25.6.17	1,695,750	入札	1,729,230	98.06%	鹿児島市上之園町9-8株式会社しんぶく	
7	徳之島地域事務所什器・備品購入・設置一式	H25.7.1	3,830,400	入札	3,962,700	96.66%	鹿児島市上之園町9-8株式会社しんぶく	
8	日本司法支援センター法律事務所用PC端末等リース契約一式	H25.7.4	24,066,000	入札	38,171,520	63.04%	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社 東京都港区芝5-29-11 NECキャピタルソリューション株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
9	日本司法支援センター 情報システム監査業務 一式	H25.7.18	2,467,500	入札	4,429,950	55.70%	東京都新宿区西 新宿7-11-17 株式会社英揮情 報システム	
10	民事法律扶助のしおり (平成25年度版)、震災 法律扶助のしおり(平成 25年度版)及び民事法 律扶助契約弁護士・司 法書士ステッカー印刷・ 発送業務一式	H25.7.19	1,344,000	入札	1,917,300	70.09%	熊本市南区近見 4-8-31 敷島印刷株式会 社	
11	平成25年度日本司法支 援センター定期広報誌 印刷・発送業務一式	H25.8.6	10,773,000	入札	12,237,750	88.03%	東京都中央区銀 座7-16-12 株式会社朝日広 告社	
12	日本司法支援センター 臨時出張所自動車運行 管理業務請負一式	H25.8.16	16,764,300	入札	21,578,550	77.68%	東京都新宿区西 新宿2-1-1 株式会社セノン	
13	情報システム運用保守 作業業務委託契約	H25.8.19	143,640,000	入札 (不落随契)	144,595,500	99.34%	東京都江東区豊 洲3-2-20 SCSK株式会社	
14	電話機設置型通話録音 装置購入・発送一式	H25.8.23	7,135,128	入札	7,510,650	95.00%	東京都大田区中 馬込1-3-6 株式会社リコー	
15	情報システムに係る データ保全対策役務作 業委託契約	H25.8.30	45,885,000	入札	46,746,000	98.15%	東京都港区東新 橋1-5-2 富士通株式会社	一者応札
16	平成25年度日本司法 支援センター職員昇格 試験の試験問題作成及 び採点事務に関する業 務委託一式	H25.9.26	1,714,293	入札	1,855,350	92.40%	東京都港区港南 2-12-17 株式会社ユー ディー・ジャパン	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
17	日本司法支援センター 大阪法律事務所什器・ 備品購入・設置一式	H25.10.7	4,410,000	入札	8,969,100	49.17%	東京都千代田区 霞が関3-8-1虎の 門三井ビル 株式会社オフィス 企画	
18	犯罪被害者支援ポス ター及びリーフレット印 刷・発送業務一式	H25.10.15	1,110,900	入札	2,014,950	55.13%	熊本市南区近見 4-8-31 敷島印刷株式会 社	
19	家事調停リーフレット印 刷・発送業務一式	H25.10.17	1,006,141	入札	1,589,700	63.29%	熊本市南区近見 4-8-31 敷島印刷株式会 社	
20	弁護士賠償責任保険契 約一式	H25.10.22	1,289,130	入札	1,519,830	84.82%	東京都新宿区西 新宿1-26-1 株式会社損害保 険ジャパン	
21	徳島地方事務所間仕切 り工事等一式	H25.10.31	7,240,380	入札	9,447,900	76.63%	徳島市富田浜1- 20 株式会社ダイヤジ ム	一者応札
22	徳島地方事務所什器・ 備品購入・設置一式	H25.11.5	2,648,940	入札	3,332,700	79.48%	徳島市富田浜1- 20 株式会社ダイヤジ ム	
23	日本司法支援センター 法律事務所用PC端末 等リース契約一式	H25.11.13	22,018,500	入札	35,609,700	61.83%	東京都文京区後楽 1-7-27 株式会社富士通 マーケティング 東京都千代田区神 田練堀町3番地 東京センチュリー リース株式会社	
24	日本司法支援センター デジタルカラー複合機・ モノクロプリンター保守 付リース契約一式	H25.11.13	7,102,200	入札	19,278,000	36.84%	東京都港区六本 木3-1-1 富士ゼロックス株 式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
25	法テラス白書平成24年度版印刷・発送業務一式	H25.11.13	1,239,000	入札	2,025,450	61.18%	岡山市北区青江1-24-19 協同精版印刷株式会社	
26	被害者参加人旅費支給業務システム開発作業委託	H25.11.18	2,362,500	入札	8,109,150	29.13%	東京都八王子市南大沢4-12-3-502 合資会社ウェブバナナユナイト東京横浜	
27	データ保全センター賃借等契約一式	H25.11.30	4,462,500	入札	7,623,000	58.54%	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	
28	日本司法支援センター広報グッズ作製・発送業務一式	H25.12.9	4,110,750	入札	4,242,000	96.91%	新潟県長岡市今朝白2-8-3 株式会社東亜	一者応札
29	日本司法支援センターの認知状況等調査(電話調査方式)業務委託一式	H25.12.10	1,709,400	入札 (不落随契)	1,818,600	94.00%	東京都渋谷区渋谷3-12-18渋谷南東急ビル 日本トータルテレマーケティング株式会社	一者応札
30	データ保全センター機器等調達一式	H25.12.17	13,763,862	入札 (不落随契)	13,965,000	98.56%	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング 東京都千代田区神田練堀町3番地 東京センチュリーリース株式会社	
31	民事法律扶助業務必携・印刷発送業務一式	H25.12.19	3,060,750	入札	3,132,150	97.72%	東京都文京区関口1-9-7 株式会社交文社	
32	日本司法支援センター本部9階レイアウト変更に伴う工事・作業等一式	H25.12.25	9,555,000	入札	9,694,650	98.56%	東京都千代田区神田淡路町2-21-15 株式会社東洋ノーリツ	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
33	L2スイッチ更新作業等委託契約	H26.1.10	13,356,420	入札	22,177,050	60.23%	東京都港区三田 1-4-28 三田国際ビル NECネクサソリューションズ株式会社	
34	シンクライアント端末42台保守付リース契約一式	H26.1.17	8,082,900	入札	9,298,800	86.92%	東京都江東区豊洲3-2-20 SCSK株式会社 東京都港区西新橋3-9-4 三井住友フィナンス&リース株式会社	
35	法的トラブルQ&Aリーフレット印刷・発送業務一式	H26.2.4	1,351,350	入札	1,690,500	79.94%	熊本市南区近見4-8-31 敷島印刷株式会社	
36	統合運用管理ソフトウェア供給一式	H26.2.7	2,260,629	入札	2,642,850	85.54%	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	一者応札
37	日本司法支援センター東京地方事務所什器・備品購入・設置一式	H26.2.12	2,227,050	入札	2,818,200	79.02%	東京都中央区銀座3-4-12 文祥堂商事株式会社	
38	平成26年度産業医業務委託契約一式	H26.2.26	3,164,400	入札	3,564,000	88.79%	東京都渋谷区松濤2-15-1 株式会社ドクタートラスト	
39	日本司法支援センター東京地方事務所等移転業務一式	H26.2.28	1,794,004	入札	6,235,950	28.77%	東京都墨田区太平4-1-3 SBSロジコム株式会社	
40	戸籍附票又は住民票の写しの取得代行に係る業務委託一式	H26.3.4	3,198,000	入札	4,324,320	74.03%	静岡県御殿場市萩原25-3 株式会社リンクファッションリーズ	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
41	ホームページ運用支援等業務一式	H26.3.6	21,546,000	入札	23,909,040	90.12%	東京都渋谷区恵比寿西1-16-6 彼方株式会社	
42	平成26年度社会保険手続等業務委託契約一式	H26.3.10	1,350,000	入札	1,660,716	81.29%	東京都江戸川区船堀3-1-6 社会保険労務士法人人事給与	
43	日本司法支援センター東京地方事務所新宿出張所原状回復工事	H26.3.10	3,930,150	入札	4,104,450	95.75%	東京都中央区銀座4-12 株式会社文祥堂	
44	平成26年度総合メンタルヘルスケア等体制(EAP)構築プログラムに関する業務委託契約一式	H26.3.13	1,166,400	入札	1,549,800	75.26%	東京都千代田区三番町6-2 三番町弥生館4階 ダイヤル・サービス株式会社	
45	執務参考図書購入等一式	H26.3.14	2,908,838	入札	3,419,048	85.58%	東京都目黒区下目黒3-7-10 株式会社紀伊国屋書店	
46	日本司法支援センター平成26年度刊行物印刷・発送業務一式	H26.3.17	3,580,500	入札	4,888,800	73.24%	名古屋市西区山木1-200 株式会社コモ	
47	日本司法支援センター本部事務所労働者派遣業務一式	H26.3.17	1,023,030	入札	1,259,280	81.24%	千葉県習志野市茜浜2-8-1 テックビジネスサービス株式会社	
48	平成26年度日本司法支援センター職員採用試験における採用事務委託業務一式	H26.3.28	3,240,000	入札	4,415,040	73.39%	東京都渋谷区恵比寿南1-20-6 第21荒井ビル4階 株式会社トライアンプ	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
49	源泉所得税及び消費税等に関する税務コンサルタント業務一式	H26.3.31	1,701,000	入札	1,730,160	98.31%	東京都千代田区丸の内1-8-1 税理士法人山田アンドパートナーズ	

総合評価による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	多言語電話通訳サービス業務委託一式(平成25年度)	H25.4.1	1,953,000	入札 (総合評価)	2,854,950	68.41%	東京都新宿区新宿 4-3-17 株式会社ブリックス	一者応札
2	被災ローンの減免制度における法テラス利用促進のための広報業務委託一式	H25.4.1	81,375,000	入札 (総合評価)	121,959,600	66.72%	東京都港区東新橋 1-8-1 株式会社電通	
3	平成25年度日本司法支援センターリスティング広告出稿に関する業務委託契約	H25.5.1	48,462,750	入札 (総合評価)	64,260,000	75.42%	東京都中央区銀座 7-16-12 株式会社朝日広告社	
4	「平成25年度法教育シンポジウムin札幌」運営業務等一式	H25.5.31	7,875,000	入札 (総合評価)	9,526,650	82.66%	東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 株式会社毎日広告社	
5	広報誌「ほうてらす」デザイン制作業務委託一式	H25.7.1	4,999,680	入札 (総合評価)	6,630,750	75.40%	東京都渋谷区富ヶ谷 1-46-7 プレミアブラン代々木公園706 株式会社サステナ	
6	平成25年度情報提供業務の対応品質等の向上に係る調査等委託業務一式	H25.7.25	7,953,750	入札 (総合評価)	8,820,000	90.17%	大阪府大阪市中央区 内本町2-2-5 株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアウト	
7	情報化統括顧問業務委託契約	H25.10.1	4,252,500	入札 (総合評価)	7,288,050	58.35%	東京都港区虎ノ門 3-1-1 ITbook株式会社	
8	「平成25年度法教育セミナーin広島」運営業務等一式	H25.11.13	4,492,005	入札 (総合評価)	4,788,000	93.82%	東京都港区東新橋 1-8-1 株式会社電通	

9	多言語電話通訳サービス業務委託契約一式(平成26年度)	H26.2.13	3,491,208	入札 (総合評価)	4,931,280	70.80%	東京都渋谷区代々木4-36-19 ディー・キュービック株式会社
10	平成26年度日本司法支援センターリステイング広告出稿業務一式	H26.3.18	49,680,000	入札 (総合評価)	65,880,000	75.41%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社

随意契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	大阪法律事務所 賃貸借契約(新設)	H25.7.31	6,081,708	随意	6,664,896	91.25%	面積、賃料、セキュリティ上の問題、アクセス等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	大阪市中央区南 本町2-2-9 辰野株式会社	
2	徳島地方事務所 賃貸借契約(移転)	H25.8.23	7,364,160	随意	7,364,160	100.00%	面積、賃料、耐震性、利用者の利便性等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	徳島市元町1丁目 24番地 徳島都市開発株式 会社	
3	東京地方事務所 賃貸借契約(移転)	H25.9.27	92,469,420	随意	92,472,096	99.99%	面積、賃料、耐震性、利用者の利便性等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区西 新宿1-24-1 エステック株式会 社	
4	岐阜地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.4.1	1,357,200	随意	1,357,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	岐阜市金町6-6 ニッセイ岐阜ビル3 階 積和不動産中部 株式会社	
5	神奈川地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.4.1	1,715,200	随意	1,715,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	横浜市鶴見区本 町通3-165-6 有限会社三木屋 企業	
6	長野地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.4.1	1,004,080	随意	1,004,080	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人のため公表し ない	
7	山口地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.6.22	1,537,300	随意	1,537,300	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人のため公表し ない	
8	鹿児島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.7.12	1,346,400	随意	1,346,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	熊本県人吉市城 本町1090 株式会社ハヤ企 画	
9	茨城地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.8.1	2,164,000	随意	2,164,000	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人のため公表し ない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
10	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.9.1	2,008,425	随意	2,008,425	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
11	本部借上宿舍賃貸借契約	H25.9.30	1,742,125	随意	1,742,125	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1大東建物管理株式会社	
12	本部借上宿舍賃貸借契約	H25.9.30	1,779,150	随意	1,779,150	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1大東建物管理株式会社	
13	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.10.1	1,767,150	随意	1,767,150	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
14	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.10.1	2,547,975	随意	2,547,975	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン 60 41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
15	本部借上宿舍賃貸借契約	H25.10.15	1,909,491	随意	1,909,491	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン 60 41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
16	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.10.15	1,626,900	随意	1,626,900	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
17	滋賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.10.31	1,963,400	随意	1,963,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
18	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.11.1	1,298,400	随意	1,298,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
19	福岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.11.1	1,249,200	随意	1,249,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
20	東京地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.11.1	2,411,150	随意	2,411,150	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
21	愛知地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.11.1	1,367,305	随意	1,367,305	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
22	東京地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.11.1	2,164,950	随意	2,164,950	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
23	滋賀地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.11.30	2,046,150	随意	2,046,150	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
24	本部借上宿舍賃 貸借契約	H25.12.1	1,783,700	随意	1,783,700	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都練馬区石神井5-8-7 有限会社モトパーク	
25	愛知地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.1	1,850,590	随意	1,850,590	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	名古屋市中区錦1-4-16銀前KDビル7F 住友林業レジデンスシャル株式会社名古屋支店	
26	島根地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.1	1,568,900	随意	1,568,900	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	島根県隠岐郡隠岐の島町宇天神原43-6 祥和海運株式会社	
27	京都地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.1	1,810,315	随意	1,810,315	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
28	岐阜地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.13	1,442,400	随意	1,442,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	岐阜県各務原市鶴沼西町3-236 積和不動産中部株式会社	
29	京都地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H25.12.16	1,461,680	随意	1,461,680	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町436-2 イグレッグ・シカタ株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
30	広島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H25.12.16	1,172,250	随意	1,172,250	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	広島市東区牛田本町2-1-21 山本設備工業株式会社	
31	福井地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H25.12.18	1,505,650	随意	1,505,650	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	福井市市田原2-16-17 株式会社サイバービジョン	
32	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H25.12.20	1,803,600	随意	1,803,600	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
33	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H25.12.21	1,365,360	随意	1,365,360	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
34	兵庫地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H25.12.21	1,362,000	随意	1,362,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
35	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H25.12.23	2,155,575	随意	2,155,575	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
36	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H25.12.23	2,149,950	随意	2,149,950	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
37	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H25.12.23	1,896,275	随意	1,896,275	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
38	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H25.12.23	1,424,700	随意	1,424,700	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
39	千葉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H25.12.23	1,653,025	随意	1,653,025	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-6-5-1314 株式会社トレードバンクプラス	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
40	福岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.12.23	2,264,100	随意	2,264,100	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区京橋1-1-5 株式会社アパマンショップサブリース	
41	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.12.23	1,474,500	随意	1,474,500	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	香川県丸亀市新浜町1-5-22 有限会社三洋木材	
42	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.12.25	1,875,400	随意	1,875,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	静岡県沼津市共栄町7-2 株式会社インーハウジング	
43	山形地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.12.25	1,117,800	随意	1,117,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
44	京都地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.12.27	2,147,600	随意	2,147,600	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	京都府福知山市西本町111-6 大東建物管理株式会社	
45	和歌山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.12.28	1,735,100	随意	1,735,100	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
46	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.1	2,805,665	随意	2,805,665	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
47	秋田地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.2	1,299,000	随意	1,299,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
48	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.5	1,661,050	随意	1,661,050	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	青森県八戸市城下1-14-4地代所ビル1F 積和不動産東北株式会社	
49	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.5	1,251,125	随意	1,251,125	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	香川県阿波市吉野町西条宇東姥御前59-1 徳島食材株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
50	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.5	1,839,150	随意	1,839,150	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
51	愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.6	1,986,450	随意	1,986,450	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
52	愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.6	1,986,450	随意	1,986,450	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
53	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.6	1,683,000	随意	1,683,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
54	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.6	1,739,100	随意	1,739,100	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	長崎県諫早市森山町大字唐比北511-1 山本産業株式会社	
55	京都地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.6	1,461,680	随意	1,461,680	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町436-2 イグレック・シカタ株式会社	
56	山口地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.6	1,424,500	随意	1,424,500	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
57	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.6	1,647,000	随意	1,647,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	北海道北斗市昭和町1-1-5 有限会社田島殖産	
58	富山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.6	1,432,750	随意	1,432,750	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
59	福岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.6	1,218,525	随意	1,218,525	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
60	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.6	1,976,040	随意	1,976,040	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18有明セントラルタワー7階大和リビングマネジメント株式会社	
61	本部事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.6	1,782,175	随意	1,782,175	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
62	福島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.7	2,159,700	随意	2,159,700	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	福島市南中央4-21-2積和不動産東北株式会社	
63	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.8	1,698,080	随意	1,698,080	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
64	高知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.8	1,678,000	随意	1,678,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	高知市大原町67番地有限会社昭寿産業	
65	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.11	1,687,100	随意	1,687,100	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	沖縄県宮古島市平良宇西里965株式会社SIT宮古	
66	埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.1.20	1,269,360	随意	1,269,360	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	埼玉県熊谷市宮本町98-1大東建物管理株式会社	
67	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.2.1	1,686,000	随意	1,686,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	青森市堤町1-7-17積和不動産東北株式会社	
68	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.2.1	1,856,500	随意	1,856,500	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
69	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.2.1	1,785,700	随意	1,785,700	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1大東建物管理株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
70	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.2.1	1,762,650	随意	1,762,650	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
71	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.2.1	1,666,125	随意	1,666,125	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
72	佐賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.2.25	1,830,250	随意	1,830,250	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
73	埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.3.1	1,815,125	随意	1,815,125	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-41階株式会社ハウスメイトパートナーズ	
74	宮崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.3.20	1,702,960	随意	1,702,960	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
75	栃木地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.3.20	1,748,350	随意	1,748,350	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
76	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.3.20	1,847,750	随意	1,847,750	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1大東建物管理株式会社	
77	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.3.20	2,562,825	随意	2,562,825	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1大東建物管理株式会社	
78	旭川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.3.24	1,563,240	随意	1,563,240	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1大東建物管理株式会社	
79	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.3.24	1,141,200	随意	1,141,200	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1独立行政法人都市再生機構	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
80	岐阜地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.3.24	1,035,000	随意	1,035,000	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
81	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.3.24	1,144,800	随意	1,144,800	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
82	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.3.27	5,641,350	随意	5,641,350	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿2-1-1 新三井ビル6F 三井不動産住宅リース株式会社	
83	愛知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.3.30	1,398,920	随意	1,398,920	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
84	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.3.31	1,674,203	随意	1,674,203	100%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
85	平成25事業年度日本司法支援センター会計監査業務契約	H25.10.18	17,325,000	随意	23,605,050	73.40%	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第40条)。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-13-23 大東建務監査法人トーマツ	候補者名簿の作成に当たり、入札(総合評価方式)を実施した。契約期間は平成26年6月まで(平成25事業年度監査報告書提出期限)
86	平成24事業年度財務諸表官報公告掲載	H25.10.23	4,103,460	随意	4,103,460	100.00%	本件を実施できるものは本社以外には存在しないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社	
87	NHK放送受信料	H25.4.1	1,722,860	随意	1,722,860	100.00%	本件契約は放送法により定められたものであり、同法に基づき日本放送協会に受信料を支払うものである。	会計規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区神南2-2-1NHK放送センター15F NHK営業サービス株式会社	
88	徳島地方事務所移転に伴う建築工事	H25.9.25	2,415,000	随意	2,462,469	98.07%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	徳島市国府町和田字表28-6 オカダ住建株式会社	
89	日本司法支援センター大阪法律事務所間仕切り工事等一式	H25.9.26	3,465,000	随意	6,664,350	51.99%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	大阪府中央区南本町2-2-9 株式会社平成コーポレーション	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
90	日本司法支援センター徳島地方事務所入居工事等一式	H25.10.1	3,286,500	随意	3,299,100	99.62%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	高松市サンポート2-1 大成有楽不動産株式会社	
91	徳島地方事務所移転に伴う電気工事	H25.10.1	2,404,500	随意	2,641,800	91.02%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	徳島市からどき橋4-5-2 三笠電機株式会社	
92	徳島地方事務所移転に伴う原状回復工事	H25.12.11	1,365,000	随意	1,383,608	98.66%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	徳島市国府町和田字表28-6 オカダ住建株式会社	
93	日本司法支援センター東京地方事務所入居工事一式	H26.1.20	48,825,000	随意	48,930,000	99.79%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区京橋2-16-1-14 清水建設株式会社東京支店	
94	日本司法支援センター東京地方事務所原状回復工事	H26.3.3	22,680,000	随契	23,728,680	95.58%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区四谷1-4 株式会社小川建設	
95	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約	H25.4.1	7,748,664	随意	7,748,664	100.00%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
96	情報システム運用保守作業業務委託	H25.4.1	15,120,000	随意	15,120,000	100.00%	新システムの受入れ作業を十全に実施するために必要な知識・ノウハウを有している者は同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社	
97	仙台コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託契約	H25.4.1	20,241,522	随意	20,426,700	99.10%	当システムの開発は株式会社富士通マーケティングによって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
98	仙台コールセンターシステム(電話基盤)関連機器及びソフトウェアに係る保守業務委託契約	H25.4.1	17,596,278	随意	19,857,600	88.61%	当システムの開発は株式会社富士通マーケティングによって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
99	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約の変更契約	H25.6.28	9,029,328	随意	10,401,300	86.81%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	変更前契約金額 7,748,664円 変更後契約金額 16,777,992円

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
100	国選弁護士等システム改修作業委託契約	H25.8.19	29,688,120	随意	30,891,168	96.11%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
101	検証環境システム移設作業委託契約	H25.8.23	8,925,840	随意	10,218,600	87.35%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
102	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約の変更契約	H25.9.30	7,560,000	随意	7,709,100	98.07%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	変更前契約金額 16,777,992円 変更後契約金額 24,337,992円
103	民事法律扶助システム改修作業委託	H25.10.8	37,065,000	随意	37,850,400	97.92%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
104	債権管理システム改修作業委託	H25.10.24	40,851,888	随意	41,640,900	98.11%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
105	業務管理システム消費税率変更対応作業委託	H25.11.20	30,660,000	随意	33,115,950	92.58%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
106	財務会計システム改修作業委託	H25.11.25	1,578,741	随意	1,620,150	97.44%	当システムの開発はNECネクスソリューションズ株式会社によって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクスソリューションズ株式会社	
107	被害者国選システム改修作業委託	H25.11.25	5,355,000	随意	5,509,350	97.20%	当システムの開発は株式会社インターアークによって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都台東区花川戸2-17-8 株式会社インターアーク	
108	情報共有システム及び人事・給与・勤怠システムの改修作業委託	H25.12.2	6,532,680	随意	6,823,740	95.73%	当システムの開発は株式会社富士通マーケティングによって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 株式会社富士通マーケティング	
109	OSマスターイメージ作成等委託契約	H25.12.24	1,795,500	随意	1,965,600	91.35%	本作業のノウハウを有する者は、システム運用保守を受託している同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 SCSK株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
110	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約の変更契約	H25.12.26	7,541,688	随意	7,645,050	98.65%	当システムの開発は富士通株式会社に よって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	変更前契約金額 24,337,992円 変更後契約金額 31,879,680円
111	業務管理システム改修に係る基本設計業務委託	H25.12.26	15,939,000	随意	20,141,100	79.14%	当システムの開発は富士通株式会社に よって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
112	統計・集計システムクエリ等更新作業	H26.2.7	2,761,500	随意	2,927,400	94.33%	当システムの開発は富士電機株式会社に よって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都品川区大崎1-11-2 富士電機株式会社	
113	業務管理システムのアプリケーションに係るコンパイル環境変更に伴う検証作業	H26.2.25	7,826,280	随意	8,253,000	94.83%	当システムの開発は富士通株式会社に よって行われ、本件業務のノウハウを有している者は同社以外には存在せず、本件作業についても同社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
114	被災ローン減免制度における法テラス利用促進のための広報業務一式	H25.12.27	68,511,656	随意	73,766,700	92.88%	本件広報業務で使用 する広報素材は株式会社電通が権利を有しており、同社以外に本件広報業務を委託することができないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-8-1 株式会社電通	
115	判例秘書DVD貸借契約	H25.4.1	29,502,900	随意	29,502,900	100.00%	本件契約は常勤弁護士業務を行うため必須であり、当該業者以外に供給することができないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
116	北千住指定相談所事務委託費	H25.4.1	1,080,000	随意	1,080,000	100.00%	指定相談場所の指定等に関する細則第2条に基づく、相談態勢をとることができることが同場所しかないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館6階 東京弁護士会	
117	渋谷指定相談所事務委託費	H25.4.1	1,575,000	随意	1,575,000	100.00%	指定相談場所の指定等に関する細則第2条に基づく、相談態勢をとることができることが同場所しかないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館11階～13階 第一東京弁護士会	

「平成 25 年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）における全ての契約のうち、いわゆる少額随意契約（注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第 1 表「総表」記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

（注）いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国におけるそれと同じである（契約事務取扱細則（平成 18 年細則第 2 号）第 23 条）。

(1) 「競争性のある契約」について

競争性のある契約は 58 件で契約全体の 33.3%、契約金額は約 6 億 4,378 万円で全体の 47.7%であり、平成 24 年度と比較して、件数において全体に占める比率は高くなっているが、契約金額においては低くなっている。

(2) 「競争性のない随意契約」について

競争性のない随意契約は 116 件で全体の 66.7%、契約金額は約 7 億 689 万円で全体の 52.3%と、平成 24 年度と比較して、件数において全体に占める比率は低くなっているが、契約金額においては高くなっている。

2 随意契約の内容等

(1) 事務所・宿舍の賃貸借契約

随意契約の件数の比率が高い要因としては、業務量の増加等に伴う事務所の新設及び移転による賃貸借契約件数が 3 件、職員宿舍の賃貸借契約件数が 81 件で合計 84 件と多数に上り、契約全体（174 件）の 48.3%、競争性のない随意契約全体（116 件）の 72.4%を占めていることによる。

このような事務所等に係る建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、競争性のない随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。この点、①支援センターの事務所についても、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民が利用しやすい環境にあり、かつ地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、自ずと物件は特定され、また、②職員宿舍の選定についても、職員の職務の能率的な遂行を確保するために当該事務所からの通勤の便等を考慮するとともに、貸与対象職員の職務の級等に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のない UR 都市機構が管理する物件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定することとしていること等から、自ずと物件は

特定され、随意契約によることがやむを得ないものである。

なお、これら事務所や職員宿舎は、物件によって賃料が異なることから、契約に当たっては、①事務所の賃貸借については、複数の物件を選定し、その中から利用者の利便性、面積、賃料等を総合的に勘案し、また、②職員宿舎の賃貸借については、複数の物件を選定し、面積、賃料等を総合的に勘案するとともに、上記のとおり敷金や礼金の負担が生じない物件を極力選定している。

(2) 会計監査人契約及び官報公告契約

会計監査人契約は金額にして全体の1.3%、官報公告契約は金額にして全体の0.3%を占めており、これらの契約については、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、第1表「総表」の「競争性のない随意契約」中の「他との互換性がない契約」については、30件で全体の17.2%、契約金額にして約4億3,797万円で全体の32.4%となっている。これらの契約案件について、随意契約とした理由は下記のとおりである。

① 第3表「随意契約一覧表」No.87の「NHK放送受信料」

これは、放送法第64条第1項に基づいて日本放送協会と契約したものであり、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

② 同表No.88～No.93の「事務所入居等工事」

これらは、事務所の新設又は移転に伴う内装工事であり、建物及び施設の維持管理上の必要性から、当該工事を施工する者が指定されていたため、随意契約とならざるを得なかったものである。

③ 同表No.94～No.112の「システム改修、保守等業務委託」

これらは、支援センターの業務システムの開発を行っている業者以外の者に取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

④ 同表No.113の「被災ローン減免制度における法テラス利用促進の広報業務」

これは、第1次広報（第2表の2No.2）に引き続き第2次広報を行うものであるが、本件広報業務で使用する広報素材は、第1次広報を実施した業者以外に権利を有していないため、随意契約とならざるを得なかったものである。

⑤ 同表No.114の「判例秘書DVD賃貸借契約」

これは、支援センターの法律事務所に勤務する常勤弁護士が使用する判例検索ソフト「判例秘書」の賃貸借契約であり、当該ソフトウェアは製造元のほか同社の系列企業しか販売しておらず、同社の提供する価格以外で賃借を受けることはできないものであって、販売店間での競争もできないことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

⑥ No.115及び116の「指定相談事務所委託費」

これらは、指定相談場所の指定等に関する細則第2条に基づく相談体制を執ることができる場所が当該場所しか存在しないため、随意契約とならざるを得なかったものである。

3 一般競争入札等における一者応札の改善について

平成24年度において、一般競争入札及び総合評価方式46件中一者応札は5件で全体の10.9%であったが、平成25年度においては、58件中7件で全体の12.1%となっており、前年度とほぼ同様に全体の1割程度が一者応札となっている。

一者応札となった原因は、支援センターにおいて一般競争入札により各種の調達を実施していることの周知不足にあると考えられるため、ホームページ等を活用して公告することに加え、入札への参加が予想される業者に対して積極的に入札情報のPRを行うなど、参入可能であることについて改めて周知を図ることにより、新規業者の開拓を進めている。また、入札参加者の拡大を図るため、ホームページに掲示する入札に係る情報として、公告文に加え、入札説明書、仕様書、契約書(案)及び入札に係る各種様式等も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できる措置を講じている。

これらの取組により、平成24年度まで一者応札が続いていた弁護士賠償責任保険契約(第2表の1No.20)について、平成25年度に一者応札の状態が解消された。

なお、平成22年度において、支援センターのホームページに応募者を増やすための改善方法を公表し、競争性の確保に努めている。

4 契約に係る情報(予定価格及び落札率)の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則(平成18年細則第2号)第25条の規定に基づくいわゆる少額随意契約を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成21年度からは、上記に加え、予定価格及び落札率を公表事項として追加するとともに、更に競争入札分についても同様に公表を開始し、平成22年度以降はこれらを毎月公表することにより、調達の適正化に努めている。

5 契約に関する規程類の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めており、これら規程等の中で、契約を締結する場合は、原則として一般競争入札によることとし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるものとしている。

なお、平成22年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、複数年契約を締結する場合の契約の期間に関する規定を設けて運用している。

※ 会計規程(平成18年規程第1号)

(期間の定めのない契約及び複数年契約)

第14条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が1年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不動産の賃貸借契約 3年以内

(2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7年以内

(3) その他1年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 3年以内

6 契約事務に係る執行体制について

契約に関しては、会計規程及び契約事務取扱細則に従って事務処理を行っている。具体的には、契約に当たり、一般競争入札によることを原則とし、事務担当者が一般競争入札手続に関する決裁を起案し、財務課内の決裁を経た上、金額に応じて総務部長以上の決裁を仰ぐこととして、その適正性を担保している。また、性質的に随意契約とならざるを得ないもの又はいわゆる少額随意契約によるものについては、事務担当者において、必要性、妥当性及び相当性を判断した上、金額に応じて同様に決裁を仰ぐものとしている。

※ 文書決裁規程（平成18年規程第6号）別表に基づき、予定価格が50万円未満の契約は財務課長、50万円以上300万円未満のものは総務部長、300万円以上1,000万円未満のものは事務局長、1,000万円以上のものは理事長決裁となっている。

